

玄海原子力発電所 審査資料	
資料番号	HB-3-1-0
提出年月日	2023年7月20日

玄海原子力発電所 3号炉及び4号炉

設置許可基準規則等への適合性について (原子力事業者の技術的能力)

< 補足説明資料 >

2023年7月

九州電力株式会社

枠囲みの範囲は、防護上の観点から、公開できません。

本申請にあたり、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年6月19日制定）に基づき、自然災害や重大事故等の対応等について、設備及び運用を整備している。

これらの玄海原子力発電所に関する当社の技術的能力について、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日、原子力安全委員会決定）」（以下「技術的能力指針」という。）への適合性を示す。

本資料においては、以下の通りとする。

- ・ 特定重大事故等対処施設を構成する設備
（以下「特重設備」という。）
- ・ 特定重大事故等対処施設を操作する要員
（以下「特重施設要員」という。）
- ・ 緊急時対策本部全体指揮者、号炉毎指揮者
（以下「特重施設指揮者」という。）

説明資料 目次

1. はじめに
2. 技術的能力指針との対応について
3. 技術的能力について
 - (1) 組織
 - (2) 技術者の確保
 - (3) 経験
 - (4) 品質保証活動
 - (5) 教育・訓練
 - (6) 有資格者等の選任・配置

1. はじめに

本申請にあたり、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年6月19日制定）に基づき、自然災害や重大事故等の対応について、設備及び運用を整備している。

これらの玄海原子力発電所に関する当社の技術的能力について、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日、原子力安全委員会決定）」（以下「技術的能力指針」という。）への適合性を示す。

2. 技術的能力指針との対応について

玄海原子力発電所に関する技術的能力については、次の6項目に分けて説明する。また、技術的能力指針との対応を併せて示す。

- | | | | |
|-----------------|---|------|-----------------|
| (1) 組織 | ⇔ | 指針 1 | 設計及び工事のための組織 |
| | | 指針 5 | 運転及び保守のための組織 |
| (2) 技術者の確保 | ⇔ | 指針 2 | 設計及び工事に係る技術者の確保 |
| | | 指針 6 | 運転及び保守に係る技術者の確保 |
| (3) 経 験 | ⇔ | 指針 3 | 設計及び工事の経験 |
| | | 指針 7 | 運転及び保守の経験 |
| (4) 品質保証活動 | ⇔ | 指針 4 | 設計及び工事に係る品質保証活動 |
| | | 指針 8 | 運転及び保守に係る品質保証活動 |
| (5) 教育・訓練 | ⇔ | 指針 9 | 技術者に対する教育・訓練 |
| (6) 有資格者等の選任・配置 | ⇔ | 指針10 | 有資格者等の選任・配置 |

3. 技術的能力について

(1) 組織

指針 1 設計及び工事のための組織

事業者において、設計及び工事を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていること。①

【解説】

- 1) 「設計及び工事」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格するまでをいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れる時点より前をいう。
- 2) 「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。

指針 5 運転及び保守のための組織

事業者において、運転及び保守を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。②

【解説】

- 1) 「運転及び保守」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格し、施設の使用を開始した後をいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れた時点以降をいう。
- 2) 「組織」には、施設の保安に関する事項を審議する委員会等を必要に応じて含むこと。

本変更に係る設計及び工事、並びに運転及び保守（以下「設計及び運転等」という。）を適切に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていることを以下に示す。

- a. 本変更に係る設計及び運転等は、別紙 1 - 1（p53）に示す既存の原子力関係組織にて実施する。

これらの組織は、別紙 1 - 2（p54～57）に示す当社「組織・権限規程」、別紙 1 - 3（p58～65）に示す「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24第1項の規定に基づく「玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（要則）」（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで玄海原子力発電

所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する（①－１原子力関係組織、①－２組織・権限規程、①－３組織・権限規程、①－４保安規定、②－１原子力関係組織、②－２組織・権限規程、②－３保安規定、②－４保安規定、②－５保安規定、②－６保安規定、②－７保安規定）。

なお、平成29年4月19日及び令和2年3月18日に廃止措置計画認可された玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置業務については、平成30年7月に設置した廃止措置統括室で対応していくとともに、玄海原子力発電所では、発電所長が1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を統括しており、玄海3号炉及び4号炉の運転及び保守に影響を与えることのない体制で進めている。

- b. 本変更に係る設計及び工事の業務における役割分担については、組織・権限規程及び保安規定に定められた業務所掌に基づく考え方^{※1}により、設計方針を原子力発電本部の原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、安全・品質保証部門、廃止措置統括部門及びテクニカルソリューション統括本部の原子力土木建築部門にて定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務は玄海原子力発電所において実施することとし、工事毎に担当する組織を決定している。

※1 業務所掌の考え方：大規模な原子力設備工事（発電用原子炉設置変更許可申請を伴う工事、工事費用が高額で会社財務に与える影響が大きい工事、その他新設計の導入に伴う工事等）に関する実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、原子力発電本部の原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、安全・品質保証部門、廃止措置統括部門及びテクニカルソリューション統括本部の原子力土木建築部門にて設計方針として定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び仕様の策定に関する業務については、玄海原子力発電所の設備管理課、保修第二課、防災課、土木

建築課、廃止措置運営課、技術第二課、廃止措置安全課及び安全管理第二課にて実施する。その他の工事における実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、玄海原子力発電所の上記と同じ各課にて実施する。

現地における工事に関する業務は、原子力発電本部の原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、安全・品質保証部門、廃止措置統括部門及びテクニカルソリューション統括本部の原子力土木建築部門、又は玄海原子力発電所で実施した実施計画、設計及び仕様の策定に基づき玄海原子力発電所の上記と同じ各課にて実施する（①－２組織・権限規程、①－３組織・権限規程）。

- c. 本変更に係る運転及び保守の業務については、別紙 1 - 3 (p58~65) に示す保安規定に定められた業務所掌に基づき、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転に関する業務はプラント管理課が、3号炉及び4号炉に係る発電用原子炉施設の運転管理に関する業務は発電第二課が、1号炉及び2号炉に係る維持設備（土木建築設備を除く。）の保守、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の廃止措置計画に基づく工事及び燃料の取扱いに関する業務は設備管理課が、3号炉及び4号炉に係る発電用原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保守及び燃料の取扱いに関する業務は保守第二課が、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保守、土木建築設備の廃止措置計画に基づく工事、並びに3号炉及び4号炉に係る発電用原子炉施設のうち、土木建築設備の保守に関する業務は土木建築課が、1号炉及び2号炉に係る燃料管理、燃料管理に関する廃止措置計画に基づく工事及び廃止措置計画に基づく管理全般に関する業務は廃止措置運営課が、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務は技術第二課が、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理及びそれらの

廃止措置計画に基づく工事に関する業務は廃止措置安全課が、3号炉及び4号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務は安全管理第二課が、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務及び、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務は防災課が、出入管理に関する業務は防護管理課が実施する（②－3保安規定）。

各課は、担当の課長が業務の遂行管理及び品質マネジメントシステムの実施を適正に行うことができる管理単位としている。

d. 運転及び保守の業務のうち、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、あらかじめ、発電所長を本部長とした原子力防災組織を構築し対応する。本部長が緊急時体制を発令した場合は、緊急時対策本部を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。

原子力防災組織の全体像は別紙 1 - 3 (p65) に示す「保安規定」及び別紙 1 - 4 (p77~79) に示す「玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画(規程)」(以下「防災業務計画」という。)のとおりである(②-4 保安規定、②-4 防災業務計画)。また、本店及び玄海原子力発電所における原子力防災組織及び具体的な業務内容は、別紙 1 - 4 (p66~79) に示す「防災業務計画」のとおりである。

(a) 玄海原子力発電所の原子力防災組織は、玄海原子力発電所の組織要員により構成され、原子力防災管理者(発電所長)を本部長、副原子力防災管理者を副本部長又は本部付とし、発電用原子炉主任技術者の他、総括班等の 9 班で構成される(②-4 防災業務計画)。各班は、原子力防災管理者の指示の下、業務所掌に基づき原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う(②-5 防災業務計画)。原子力災害への移行時には、本店の原子力防災組織と連携するとともに、外部からの支援を受ける。各班の業務内容は、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を整理し、原子力防災訓練の実績等を踏まえ、各班の班長の指揮の下、適正に活動を行うことができる管理単位としている。

自然災害又は重大事故等が発生した場合は、緊急時対策本部要員(指揮者等)、重大事故等対策要員及び運転員(当直員)にて初動活動を行い、上記要員及び発電所内外から参集した参集要員を加え

て玄海原子力発電所の原子力防災組織が構成され、役割分担に応じて対処する。また、重大事故等の発生と自然災害が重畳した場合にも、原子力防災組織にて適確に対処する。

(b) 本店における原子力防災組織の体制は、各班の職務をあらかじめ定め、役割分担を明確にしている(②-4 防災業務計画)。

本店における原子力防災組織は、業務所掌に基づき、玄海原子力発電所で原子力災害が発生した場合において玄海原子力発電所が実施する災害対策活動のうち原子力に係る事項の統括管理の支援、原子力部門以外が所掌する事項(電力系統の運用、需給調整、復旧資機材の緊急調達輸送等)及び社外への支援要請等を行う(②-4 防災業務計画)。

玄海原子力発電所及び本店における原子力防災組織は情報共有を行い、指示、報告が必要な場合には、別紙1-4(p76)に示すとおり総括班を経由して実施する(②-6 防災業務計画)。

e. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において実施された原子力災害対策活動の実績を踏まえ、原子力防災組織は、玄海原子力発電所の原子力防災組織の機能充実及び原子力災害対策活動を支援する組織の機能充実を図るため、別紙1-5(p80)に示す考え方を踏まえ以下のような改善を行っている。

(a) 発電用原子炉主任技術者の原子力防災組織における立場の明確化、副原子力防災管理者の増員

(b) 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項(候補地の選定、必要な要員及び資機材の確保)

(c) 原子力緊急事態支援組織に関する事項(他の原子力事業者と共同で組織を設置、定期的な訓練の実施、組織のさらなる拡充に向けての検討)

(d) シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施

今後も原子力防災訓練の評価結果等を踏まえ、さらなる検討、改善を行っていく。

f. 保安規定に基づき、発電用原子炉施設の保安に関する事項を審議するものとして、本店に原子力発電安全委員会を、発電所における発電用原子炉施設の保安運営に関する事項を審議するものとして、玄海原子力発電所安全運営委員会を設置している。

原子力発電安全委員会及び玄海原子力発電所安全運営委員会が担当する業務内容は、別紙1-3(p63~64)に示す保安規定第6条(原子力発電安全委員会)(②-8保安規定)、保安規定第7条(玄海原子力発電所安全運営委員会)(②-9保安規定)、別紙1-6(p81~87)に示す「原子力発電安全委員会運営基準」(②-10運営基準)及び別紙1-7(p88~94)に示す「玄海原子力発電所安全運営委員会運営基準」(②-11運営基準)のとおりである。また、令和3年度の原子力発電安全委員会、玄海原子力発電所安全運営委員会の開催実績を別紙1-8(p95)及び別紙1-9(p96)に示す(②-12本店原子力発電安全委員会開催実績、②-13玄海原子力発電所安全運営委員会開催実績)。

(a) 原子力発電安全委員会では、発電用原子炉設置(変更)許可申請書本文に記載の建築物、系統及び機器の変更、保安規定の変更、本店所管の社内規定の制定及び改正等を審議し、確認する(②-8保安規定)。原子力発電安全委員会は、原子力管理部長を委員長とし、所長、発電用原子炉主任技術者に加え、関係する本店各部門の課長職以上の者から委員長が指名した者で構成する(②-10運営基準)。

(b) 玄海原子力発電所安全運営委員会では、運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理等に関する社内基準の制定及び改正等を審議し、確認する(②-9保安規定)。玄海原子力発電所安全運営委員会は、

所長を委員長とし、発電用原子炉主任技術者、廃止措置主任者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、放射線取扱主任者、第二所長、廃止措置施設長、安全品質保証統括室長、原子力訓練センター所長及び関係する各長に加え、委員長が指名した者で構成する（②－11運営基準）。

- 別紙 1 - 1 原子力関係組織
- 別紙 1 - 2 組織・権限規程
- 別紙 1 - 3 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（要則）
- 別紙 1 - 4 玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）
- 別紙 1 - 5 原子力防災組織の改善に関する考え方
- 別紙 1 - 6 原子力発電安全委員会運営基準
- 別紙 1 - 7 玄海原子力発電所安全運営委員会運営基準
- 別紙 1 - 8 本店 原子力発電安全委員会開催実績
- 別紙 1 - 9 玄海原子力発電所 安全運営委員会開催実績

(2) 技術者の確保

指針 2 設計及び工事に係る技術者の確保

事業者において、設計及び工事を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されていること。③

【解説】

- 1) 「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。
- 2) 「確保されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて確保する方針が適切に示されている場合を含む。

指針 6 運転及び保守に係る技術者の確保

事業者において、運転及び保守を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されているか、又は確保する方針が適切に示されていること。④

【解説】

「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。

本変更に係る設計及び運転等を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者を適切に確保していることを以下に示す。

- a. 技術者とは、技術系社員のことを示しており、原子力発電本部の原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、安全・品質保証部門、廃止措置統括部門、玄海原子力発電所及びテクニカルソリューション統括本部の原子力土木建築部門の技術者及び有資格者の人数を別紙 2-1 (p97) に示す (③-1 技術者等の人数、④-1 技術者等の人数)。令和 4 年 8 月 1 日現在、原子力発電本部の原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、安全・品質保証部門、廃止措置統括部門、玄海原子力発電所及びテクニカルソリューション統括本部の原子力土木建築部門における技術者の人数は 799 名であり、そのうち玄海原子力発電所における技術者の人数は 546 名である (③-3 玄海技術者数、④-3 玄海技術者数)。

このうち、10年以上の経験年数を有する管理職が276名在籍している(③-2管理職数、④-2管理職数)。

原子力発電本部の原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、安全・品質保証部門、廃止措置統括部門、玄海原子力発電所及びテクニカルソリューション統括本部の原子力土木建築部門における令和4年8月1日現在の有資格者の人数は次のとおりであり(③-1技術者等の人数、④-1技術者等の人数)、そのうち玄海原子力発電所における有資格者の人数を括弧書きで示す(③-3玄海技術者数、④-3玄海技術者数)。玄海原子力発電所の設計及び工事、また運転及び保守にあたり、技術者及び有資格者の休暇、疾病等による欠員、人事異動等を踏まえても、支障を生じない要員を確保している。

発電用原子炉主任技術者	18名(7名)
第1種放射線取扱主任者	71名(31名)
第1種ボイラー・タービン主任技術者	21名(9名)
第1種電気主任技術者	22名(4名)
運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	20名(20名)

設計及び工事については基本設計から現場施工管理までを含むことから原子力発電本部の原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、安全・品質保証部門、廃止措置統括部門、玄海原子力発電所及びテクニカルソリューション統括本部の原子力土木建築部門の技術者で対応を行う(①-1原子力関係組織、①-2組織・権限規程、①-3組織・権限規程)。運転及び保守については、現場の運用管理であり、玄海原子力発電所の技術者で対応を行う(②-1原子力関係組織、②-2組織・権限規程)。

b. 過去 10 年間ににおける全社採用人数と原子力採用人数の実績を別紙 2 - 2 (p98) に示す (③ - 4 採用人数、④ - 4 採用人数)。調査した期間における採用人数は年度によって変動するものの、原子力発電本部の原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、安全・品質保証部門、廃止措置統括部門、玄海原子力発電所及びテクニカルソリューション統括本部の原子力土木建築部門の技術者は、同程度の人数を継続して確保している (③ - 4 採用人数、④ - 4 採用人数)。

c. 発電用原子炉主任技術者、第 1 種放射線取扱主任者、第 1 種ボイラー・タービン主任技術者、第 1 種電気主任技術者、運転責任者の資格を有する人数の至近 5 年間の実績を別紙 2 - 3 (p99~100) に示す (③ - 5 有資格者数推移、④ - 5 有資格者数推移)。上記資格の有資格者数の 5 年間の推移としては同程度の人数を継続して確保している (③ - 5 有資格者数推移、④ - 5 有資格者数推移)。

発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉毎に選任することが定められていること、また、代行者を 2 名以上選任することから、発電用原子炉主任技術者の必要人数は 4 名以上となる。発電用原子炉主任技術者の選任条件は課長職以上としており、課長職以上となる発電用原子炉主任技術者の有資格者を 9 名確保している。

電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電所毎に選任することが定められており、玄海原子力発電所では、各主任技術者 1 名とその代行者 1 名以上を選任することから、第 1 種電気主任技術者及び第 1 種ボイラー・タービン主任技術者の必要人数はそれぞれ 2 名以上となる。選任条件は管理職以上としており、管理職以上となる第 1 種電気主任技術者の有資格者を 19 名、第 1 種ボイラー・タービン主任技術者を 21 名確保している。

以上のことから、現在の有資格者数で、原子力発電所の運転保守等に必

要な配置ができていることから、今後も同程度の有資格者を確保していく。

発電用原子炉主任技術者については、資格取得を考慮し、採用時に一定数の大学（院）の原子力専攻者を確保している。また、資格取得対象者を選定し、発電用原子炉主任技術者の重要性の認識、積極的な資格取得の奨励を行った上で、優先的に社外の試験対策講座等への参加や東京大学大学院工学系研究科原子力専攻への派遣を行う等、計画的に資格取得に向けた取り組みを実施している。

上記の取り組みにより、毎年数名程度受検し、年齢別に1名程度の有資格者を長期的に継続して確保できる計画である。

第1種ボイラー・タービン主任技術者及び第1種電気主任技術者については、認定取得のために必要となる情報（氏名、学歴及び職務経験等）について育成者リスト及び育成計画を作成及び管理し、認定条件を満足した者について、順次、認定取得手続きを進める。

また、玄海原子力発電所にて策定している教育訓練計画により、所員の公的資格取得に関し積極的に奨励している。

d. 令和4年8月1日現在の玄海原子力発電所における重大事故等対応に関する有資格者数を別紙2-4（p101）に示す（③-6有資格者数、④-6有資格者数）。

これは、東京電力福島第一原子力発電所事故において、大型自動車等の資格を必要とする重機等の操作が必要だったことを踏まえ、玄海原子力発電所において検討した重大事故等の対応に必要な資格を抽出し、有資格者数を確保している。現時点で確保している有資格者数で重大事故等への対応が可能であるが、より多くの技術者が資格を取得し、重大事故等発生時における対応をさらに適切に実施できるように、引き続き有資格者数を確保していく（③-6有資格者数、④-6有資格者数）。

e. 確保した技術者の資質向上を図るため、玄海原子力発電所及び本店で共有するデータベースを構築し、プラントの設計思想、建設経験及び現場作業経験等に関する情報を収集、整備している。本データベースでは、機械設備、電気設備及び計装設備の保守に関する情報、原子燃料管理に関する情報、運転（系統隔離操作含む）に関する情報並びにメーカーから入手した情報等を項目毎に整理し、共有している。

玄海原子力発電所の技術者等は、これらのシステム等により技術を伝承し、現場において運転保守を行うことにより、技術者の資質向上を図っている。

以上のことから、設計及び運転等並びに自然災害や重大事故等の対応に必要な技術者及び有資格者を確保し、資質向上に努めている。

今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、必要な教育及び訓練を行うとともに、採用を通じ、必要な技術者及び有資格者を継続的に確保し、配置する。

- 別紙 2 - 1 原子力発電本部及びテクニカルソリューション統括本部における技術者等の人数
- 別紙 2 - 2 全社と原子力部門の採用人数
- 別紙 2 - 3 有資格者の人数の推移（至近 5 ヶ年）
- 別紙 2 - 4 玄海原子力発電所における重大事故等対応に関する有資格者数

(3) 経 験

指針 3 設計及び工事の経験

事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の設計及び工事の経験が十分に具備されていること。⑤

【解説】

「経験が十分に具備されていること」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されているか、又は設計及び工事の進捗に合わせて獲得する方針が適切に示されていることを含む。

指針 7 運転及び保守の経験

事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の運転及び保守の経験が十分に具備されているか、又は経験を獲得する方針が適切に示されていること。⑥

【解説】

「経験が十分に具備されている」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されていることを含む。

本変更に係る同等又は類似の施設の設計及び運転等の経験が十分に具備されていることを以下に示す。

a. 当社は、昭和 32 年以来、原子力発電に関する諸調査、諸準備を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係諸施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めている。

また、昭和 50 年 10 月に玄海原子力発電所 1 号炉の営業運転を開始して以来、計 6 基の原子力発電所を有し、平成 27 年 4 月 27 日及び平成 31 年 4 月 9 日をもって運転を行わないこととした玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉を除き、今日においては、計 4 基の原子力発電所を有し、順調な運転を行っている。

原子力発電所	(原子炉熱出力)	営業運転の開始
玄海原子力発電所 1号炉 (約 1,650MW)		昭和 50 年 10 月 15 日 (平成 27 年 4 月 27 日運転終了)
2号炉 (約 1,650MW)		昭和 56 年 3 月 30 日 (平成 31 年 4 月 9 日運転終了)
3号炉 (約 3,423MW)		平成 6 年 3 月 18 日
4号炉 (約 3,423MW)		平成 9 年 7 月 25 日
川内原子力発電所 1号炉 (約 2,660MW)		昭和 59 年 7 月 4 日
2号炉 (約 2,660MW)		昭和 60 年 11 月 28 日

当社は、これら原子力発電所の建設時及び改造時の設計及び工事を通して豊富な経験を有し、技術力を維持している。また、営業運転開始以来、計 6 基の原子力発電所において、約 50 年運転を行っており、運転及び保守について十分な経験を有している。

- b. 本変更に関して、設計及び工事の経験として、玄海原子力発電所において平成 15 年には 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉共用の固体廃棄物貯蔵庫の増設、平成 16 年には 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉共用の使用済樹脂貯蔵タンク増設、平成 25 年には 3 号炉及び 4 号炉の重大事故等対処施設等の設計及び工事を順次実施している。

また、耐震安全性向上工事として、1 号及び 2 号炉の蓄圧タンク、2 号炉のよう素除去薬品タンク、格納容器スプレイ冷却器、3 号及び 4 号炉の排気筒について設計及び工事を実施している。

- c. 更なる安全性向上の観点からアクシデントマネジメント対策として、代替再循環、代替補機冷却、格納容器内自然対流冷却及び格納容器内注水の設備改造を検討し、対策工事を実施している。

また、経済産業大臣の平成 23 年 3 月 30 日付、平成 23・03・28 原第 7 号による指示に基づき実施した緊急安全対策により、大容量空冷式発電機、高圧発電機車、仮設ポンプ等の配備に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。

運転及び保守に関する社内規定の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げていく。

本変更に係る技術的能力の経験として、アクシデントマネジメント対策、緊急安全対策の経験を以下に示す。

(a) アクシデントマネジメント対策について

米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故以降、アクシデントマネジメントの検討、整備を実施してきた。設備面では、発電用原子炉及び原子炉格納容器の健全性を維持するための機能をさらに向上させるものとして、代替再循環、格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却及び格納容器内注水に関する設備改造を実施している。

また、玄海原子力発電所が所管する社内規定にアクシデントマネジメントに関する記載を検討、追加し、シミュレータ訓練、机上教育を通じて、知識、技能の維持向上に努め、継続的に改善を加えている。

(b) 緊急安全対策について

緊急安全対策については、緊急時の電源確保、発電用原子炉及び使用済燃料ピットの除熱機能の確保等の観点から以下の対策を実施した。

・緊急時の電源確保

：大容量空冷式発電機、高圧発電機車の配備

・発電用原子炉及び使用済燃料ピットの除熱機能の確保

：仮設ポンプ、ホースの配備、海水ポンプモータ予備品の保有

- ・津波等に係る浸水対策

：安全上重要な設備が設置されている建屋入口扉の水密化及び貫通部の止水対策の実施

d. 新規制基準施行を踏まえ、下記のような自然災害等対策及び重大事故等対策に関する検討、設備改造工事等を実施している。また、これらの対策を運用する体制、手順についても整備している。

(a) 自然災害等対策について

- ・地震：地震による加速度によって作用する地震力に対する設計、設計基準対象施設の耐震設計に用いる地震力の算定、設計基準対象施設の耐震設計における荷重の組み合わせと許容限界の考慮による設計を検討している。
- ・津波：設計基準対象施設が設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計並びに取水路及び放水路等の経路から流入させない設計を検討している。また、水密扉の設置及び貫通部の止水対策を実施している。
- ・竜巻：最大風速 100m/s の竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等を適切に組み合わせた設計荷重に対して、竜巻防護対策設備等による防護対策を検討し、実施している。
- ・火山：敷地内で想定される層厚の降下火砕物を設定し、直接的影響である構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計、水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響に対して降下火砕物が容易に侵入しに

くい設計となるように実施している。

- ・ 外部火災：森林火災からの延焼防止を目的として評価上必要とされる防火帯を算出した。航空機墜落による火災では、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災との重畳を考慮し、建屋表面温度を許容温度以下とする設計を検討し、実施している。
- ・ 内部火災：安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護するための火災の発生防止、早期の火災検知及び消火並びに火災の影響軽減を考慮した火災防護に関して、技術的な検討及び対策を実施している。
- ・ 溢水：溢水源として発生要因別に分類した溢水を想定し、防護対象設備が設置される区画を溢水防護区画として設定し、没水、被水及び蒸気の影響評価を検討し、対策を実施している。

(b) 重大事故等対策等について

- ・ 重大事故等：重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設内において重大事故等対処設備である物的資源を活用し早期に重大事故等を収束させる対応を検討し、実施している。
- ・ 大規模損壊：大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に、発電用原子炉施設内において人的資源、設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備等の物的資源及びその時点で得られる施設内外の情報を活用し様々な事態において柔軟に対応することを検討している。

e. 当社原子力訓練センター及び国内の原子力関係機関である株式会社原子力発電訓練センター（以下「NTC」という。）では、従来から下記の訓練を実施している。

(a) 原子力訓練センターで行われる訓練

・ 保守訓練

保守に関する業務に従事する技術者を主な対象者として、実物と同等な訓練設備により、保守業務に必要な知識の習得及び機器の分解、検査等の実技訓練を実施している。保守訓練コースは、それぞれ習熟度に応じて3つのコース（保守訓練基礎コース、保守訓練保全コース、保守訓練専門コース）に分けている。

・ 運転訓練

運転に関する業務に従事する技術者を主な対象者として、各号炉を模擬したシミュレータ訓練設備により、基本的な起動・停止操作から一次冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施している。シミュレータ訓練コースは、対象者の習熟度に応じ3つのコース（運転訓練ファミリーコース、運転訓練スタンダードコース、運転訓練テクニカルコース）に分けている。

(b) NTCで行われる訓練

・ 初期訓練コース

原子炉の基礎理論、発電所の設備及び運転実技の習得のためのコース。以下の3段階に分かれており、将来にわたって運転業務に携わる技術者を派遣している。

フェーズⅠ

：基礎講義。PWRプラントの炉心等に関する「基礎理論」の習得を目的とする。

フェーズⅡ

：システム講義。PWRプラントの系統、制御及び安全に係る「基

礎知識」の習得を目的とする。

フェーズⅢ

：シミュレータ訓練。当直体制での通常時、異常時及び緊急時の「運転技能」の習得を目的とする。

・再訓練コース

：通常時、異常時及び緊急時の運転要領に関する知識と技能を習得するためのコース。運転員の実務経験、職位に応じ訓練内容が以下の5種類設定されており、運転員を定期的に派遣している。

一般コース

：通常時、異常時及び緊急時の運転要領に関する知識と技能の習得を目的とする。

上級コース

：異常時及び緊急時の運転要領に関する知識と技能を習得、維持、向上させることを目的とする。

監督者コース

：異常時及び緊急時における状況判断、指揮監督能力の維持、向上及び運転責任者が資格更新をするための教育訓練を目的とする。

実技試験コース

：運転責任者の資格判定に係る運転実技試験のための準備訓練を目的とする。

運責シビアアクシデントコース

：運転責任者の資格判定に係る運転実技試験及び更新訓練（シビアアクシデント事故状況判断）を目的とする。

f. 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、「原子力訓練センター

を活用した訓練実績（令和3年度）」（別紙3-1（p102））（⑤-1 訓練実績、⑥-1 訓練実績）及び「安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について」（別紙3-2（p103））（⑥-2 シミュレータ訓練実績）に示すとおり、重大事故等に対処するための訓練を実施している。

（a）職場内で行われる訓練

交流動力電源を供給する設備の機能、海水を使用して発電用原子炉施設を冷却する設備の機能並びに使用済燃料ピットを冷却する設備の機能が喪失した場合でも、発電用原子炉施設等の冷却機能の回復を図るために必要な電源及び水源確保等の操作が対応できることを確認するための訓練を実施している。

（b）NTCで行われる訓練

当直課長、当直副長を対象に、平成25年度に試行として実施したプラント挙動理解力強化コース、平成26年度より正式に設定されたシビアアクシデント（SA）訓練強化コースに参加している。これらのコースは、シビアアクシデントにおける挙動の理解、対応についての知識・技能を習得させることを目的としている。

g. 運転の経験として、当社で発生したトラブル対応や国内外のトラブル情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。

「品質マニュアル（基準）」（別紙3-3）（p104～105）（⑤-2 品質マニュアル、⑥-3 品質マニュアル）に未然防止処置の基本的事項について規定し、具体的な未然防止処置の方法については、「未然防止処置基準」（別紙3-4）（p106～108）（⑤-3 未然防止処置、⑥-4 未然防止処置）及び「玄海原子力発電所未然防止処置基準」（別紙3-5）（p109～110）（⑤-4 未然防止処置、⑥-5 未然防止処置）に規定して

おり、以下に具体的なフローについて示す。

(a) 本店における未然防止処置

イ. 情報入手

原子力発電グループ長は、検討対象情報について適宜情報を入手する。

ロ. 情報選別

原子力発電グループ長は、入手情報をコンディションレポート（CR）にて状態報告を行うとともに、未然防止処置情報選別票を作成し、原則として、処置検討の必要性の判断を関係する本店各部門のグループ長に依頼する。依頼を受けた本店各部門のグループ長は情報選別を行い、原子力発電グループ長は情報選別内容をCAP会議に諮る。CAP会議審議終了後、検討を行ったグループ長及び原子力発電グループ長は、未然防止処置情報選別票を承認する。

原子力発電グループ長は、情報選別結果を記録として保管管理するとともに、必要に応じて玄海原子力発電所廃止措置運営課長及び技術第二課長並びに本店各部門の関係グループ長へ未然防止処置の必要性及び未然防止処置の内容等についての検討を依頼する。

ハ. 事象の検討、処置決定

本店各部門における未然防止処置の検討が必要な場合は、原子力発電グループ長が未然防止処置対策検討票を作成し、本店各部門のグループ長へ検討を依頼する。

依頼を受けた本店各部門の関係グループ長は原因を確認し、本店各部門における未然防止処置の必要性及び未然防止処置の内容（処置不要理由又は処置方法及び実施時期）について検討を行う。

原子力発電グループ長は、検討内容を確認し、CAP会議に諮る。CAP会議審議終了後、検討を実施したグループ長は、未然防止処置対策検討票を総括する部長の承認を得た後、原子力発電グループ長へ提出する。原子力発電グループ長は、原子力管理部長の承認を得る。

二．処置の実施

処置が必要となった情報（未然防止処置対策検討票）について、原子力発電グループ長は未然防止処置対策実施確認票を作成し、検討を依頼した本店各部門の関係グループ長へ対策の実施を依頼する。

処置を依頼された本店各部門の関係グループ長は、未然防止処置対策実施確認票の反映事項を実施する。処置の実施完了後、原子力発電グループ長は、実施内容をCAP会議に報告する。CAP会議確認終了後、処置を実施したグループ長は、未然防止処置対策実施確認票を総括する部長の承認を得た後、原子力発電グループ長へ提出する。原子力発電グループ長は、原子力管理部長の承認を得る。

（b）玄海原子力発電所における未然防止処置

イ．情報入手

廃止措置運営課、技術第二課（以下「事務局」という。）は、検討対象情報について、本店原子力発電グループにて選別した情報を入力し、コンディションレポート（CR）にて状態報告を行う。

ロ．情報選別

事務局は、入手情報について未然防止処置対策検討票を作成し、事務局主査（技術次長）の確認後、検討課へ検討を依頼する。

ハ．事象の検討、処置決定

検討課は、原因を確認し、玄海原子力発電所における未然防止処置の必要性及び未然防止処置の内容について検討を行い、その結果についてC A P会議へ諮る。検討課は、C A P会議での審議完了後、処置方法、実施時期が記載された未然防止処置対策検討票を事務局へ提出する。

事務局は、C A P会議での審議が完了した未然防止処置対策検討票を所内関係次長に回議し、所長の承認を得る。

事務局は、所長の承認が完了した検討票を保管管理する。

二．処置の実施

事務局は、処置が必要となった情報(未然防止処置対策検討票)について、未然防止処置対策実施確認票を作成し、事務局主査(技術次長)の確認後、検討課へ対策実施の依頼を行う。

検討課は、未然防止処置対策実施確認票の反映事項について対策を実施する。

また、検討課は対策完了後、対策内容をC A P会議に報告する。検討課はC A P会議で確認完了後、反映結果、反映完了日が記載された未然防止処置対策実施確認票を事務局へ提出する。

事務局は、未然防止処置対策実施確認票にて対策完了を確認し、所内関係次長に回議し、所長の承認を得た後、未然防止処置対策実施確認票を保管管理する。

本店のC A P会議及び玄海原子力発電所のC A P会議では、状態報告の評価結果の妥当性及び是正処置の要否判断の妥当性等の審議を行う。

令和3年度の本店C A P会議及び玄海原子力発電所C A P会議の開催実績を別紙3-6(p111~115)に示す(⑤-5、⑥-6 C A P会議の開催実績)。

h. 当社は、従来から国内外の原子力施設からトラブル情報の入手、情報交換を行っている。その中で、必要な場合には社員の派遣を行っている。過去3年間の海外の原子力関係諸施設への派遣実績を別紙3-7(p116)に示す(⑤-6海外派遣実績、⑥-7海外派遣実績)。令和4年度以降も、海外情報の入手と調査が必要な場合に適宜派遣の検討を行う。

以上のとおり、本変更に係る同等及び類似の設計及び運転等の経験を十分に有している。

以上のとおり、本変更に係る同等及び類似の設計及び運転等の経験を十分に有している。

- 別紙 3 - 1 玄海原子力訓練センターを活用した訓練実績
- 別紙 3 - 2 安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について
- 別紙 3 - 3 品質マニュアル（基準）
- 別紙 3 - 4 未然防止処置基準
- 別紙 3 - 5 玄海原子力発電所未然防止処置基準
- 別紙 3 - 6 本店 CAP 会議の開催実績
玄海原子力発電所 CAP 会議の開催実績
- 別紙 3 - 7 過去 3 年間の海外派遣実績について

(4) 品質保証活動

指針 4 設計及び工事に係る品質保証活動

事業者において、設計及び工事を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていること。⑦

【解説】

- 1) 「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。
- 2) 「品質保証活動」には、設計及び工事における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。
- 3) 「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。

指針 8 運転及び保守に係る品質保証活動

事業者において、運転及び保守を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。⑧

【解説】

- 1) 「品質保証活動」には、運転及び保守における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。
- 2) 「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。

本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。

a. 品質保証活動の体制

- (a) 当社における品質保証活動は、原子力の安全を確保するために、設置変更許可申請書本文十一号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」並びに「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する

規則」及び「同基準の解釈」（以下「品管規則」という。）に基づき、保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）（以下「品質マネジメントシステム計画」という。）を含んだ「原子力発電所品質マニュアル（要則）」（以下「品質マニュアル（要則）」という。）を定め、品質マネジメントシステム（健全な安全文化を育成し、及び維持する活動、関係法令の遵守に係る活動を含む。）を確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行っている。

（b）品管規則の施行により追加された要求事項に対応する品質マネジメントシステムにおいて対応した内容については、別紙4-1（p117～164）に示す（⑦-1品質マニュアル、⑧-1品質マニュアル）。

（c）当社における品質保証活動については、業務に必要な社内規定を定めるとともに、別紙4-1（p159～162）の図-2に示す規定文書体系を構築している（⑦-2品質マニュアル、⑧-2品質マニュアル）。

また、文書体系のうち一次文書は、品質マニュアル（要則）、品質マニュアル（基準）であり、これらの社内規定の範囲については、以下の通りである。

- ・品質マニュアル（要則）（社長承認文書）

組織の品質マネジメントシステムを規定する最上位文書であり、品質保証活動を実施するための基本的事項を定めている。

- ・品質マニュアル（基準）（安全・品質保証部長及び発電所長承認文書）

品質マニュアル（要則）に基づき、安全・品質保証部長が本店組織を対象に、発電所長が発電所組織を対象に、品質保証活動を実施するための事項を定めている。

この品質マニュアル（要則）及び品質マニュアル（基準）に従い、実施部門の品質マネジメントシステム管理責任者である原子力発電本部長及び監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者である原子力監査室長が定める品質目標の管理、また、各業務を主管する組

織の長が実施する事項を社内規定に定めている。

- (d) 各業務を主管する組織の長は、上記の社内規定に基づき、責任をもって個別業務を実施し、品質保証活動に対する個別業務等要求事項への適合及び品質保証活動の実効性を実証するため、必要な記録を作成し管理している（⑦－3 品質マニュアル、⑧－3 品質マニュアル）。
- (e) 品質保証活動に係る体制は、社長を経営責任者（トップマネジメント）とし、実施部門である原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、玄海原子力発電所（以下「原子力部門」という。）及び資材調達部門、原子燃料部門、原子力地域コミュニケーション部門並びに実施部門から独立した監査部門である原子力監査室で構築している。品質保証活動に係る体制を別紙4－1（p158）の図－1に示す（⑦－4 品質マニュアル、⑧－4 品質マニュアル）。

この体制のうち、資材調達部門及び原子燃料部門については、保安規定に定める運転管理、施設管理等の業務を実施する部門ではなく、原子力部門が供給者の技術的能力・品質保証体制等により調達物品等要求事項を満足する調達物品等の供給能力を評価し、その供給者の中から、全社規定である「資材調達規程」及び「燃料規程」に従い、供給者の選定に関する業務（契約業務を含む。）を実施する部門である。

保安規定に定める運転管理、施設管理等の業務の実施箇所及びこれを支援する箇所を別紙4－1（p158）の図－1に示す。

- (f) 社長は、経営責任者として、品質マネジメントシステムを構築し、実施し、その有効性を継続的に改善することの責任と権限を有し、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、品質方針を定めている（⑦－5 品質方針、⑧－5 品質方針）。定めた品質方針を別紙4－2（p165）に示す。「品質マニュアル（要則）」に基づき、社長が定める品質方針の管理、マネジメントレビューの実施等の具体的事項は別

紙 4 - 4 (p169~173) の「原子力発電所マネジメントレビュー管理基準」に規定している。この品質方針が組織の要員に周知され、理解されることを確実にするため、イントラネットに掲載の他に、執務室内に品質方針を掲示、品質方針を記載した小冊子の配布を実施している（⑦ - 6 品質方針周知、⑧ - 6 品質方針周知）。品質方針の組織内への伝達方法については、別紙 4 - 3 (p166~168) に示す。

(g) 原子力発電本部長（品質マネジメントシステム管理責任者）は、年度毎に品質方針を踏まえて具体的な活動方針である原子力発電本部品質目標を定め、実施部門内へ周知している。原子力土木建築部門を除く原子力部門の各業務を主管する組織の長は、原子力発電本部品質目標を踏まえた各業務を主管する組織の品質目標を定めるとともに、この品質目標に基づき品質保証活動を実施している。原子力土木建築部門、原子力地域コミュニケーション部門、資材調達部門及び原子燃料部門の各業務を主管する組織の長は、原子力発電本部品質目標を考慮した品質目標を定めるとともに、この品質目標に基づき品質保証活動を実施している。

この原子力発電本部品質目標及び実施部門の各業務を主管する組織の品質目標は、イントラネットにより実施部門の要員に周知している。品質方針が変更された場合には、品質目標を見直し、再度、実施部門の要員に周知している。

原子力監査室長（品質マネジメントシステム管理責任者）は、年度毎に品質方針を踏まえて具体的な活動方針である品質目標を定め、品質目標に基づき品質保証活動を実施している。

この品質目標は、イントラネットにより監査部門の要員に周知している。品質方針が変更された場合には、品質目標を見直し、再度、監査部門の要員に周知している。

(h) 実施部門の各業務を主管する組織の長は、品質目標に基づく品質保

証活動の実施状況を評価するとともに、品質マニュアル（要則）に従いマネジメントレビューに用いる情報に関するデータを作成している。

マネジメントレビューに用いる情報の項目については別紙４－１（p117～164）及び別紙４－４（p169～173）に示す。安全・品質保証部長は、実施部門の各部所のマネジメントレビューに用いる情報に関するデータを収集・評価し、原子力発電本部長の承認を得ている（⑦－７マネジメントレビュー管理基準、⑧－７マネジメントレビュー管理基準）。監査部門の各業務を主管する組織の長は、別紙４－５（p174～176）の「原子力内部監査要則」に示すとおり監査部門のマネジメントレビューに用いる情報に関するデータを収集・評価し、原子力監査室長の承認を得ている（⑦－８内部監査要則、⑧－８内部監査要則）。

各品質マネジメントシステム管理責任者はマネジメントレビューのインプットを社長へ報告し、マネジメントレビューを受けている（⑦－７マネジメントレビュー管理基準、⑧－７マネジメントレビュー管理基準、⑦－８内部監査要則、⑧－８内部監査要則）。

また、原子力監査室長は、監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として、実施部門から独立した立場で内部監査を実施し、監査結果を社長へ報告している（⑦－16内部監査要則、⑧－12内部監査要則）。

(i) 社長は、各品質マネジメントシステム管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの実効性をレビューし、マネジメントレビューの結果を決定している（⑦－９マネジメントレビュー管理基準、⑧－９マネジメントレビュー管理基準）。

各管理責任者は、社長からのマネジメントレビューの結果を受けて行う措置を、各業務を主管する組織の要員に周知し、品質目標の見直しや品質保証活動の改善が必要となれば、各業務を主管する組織の長に指示している。

各業務を主管する組織の長は、マネジメントレビューの結果を受けて行う措置及び各業務を主管する組織の品質保証活動の実施状況を踏まえ、改善を実施している。

- (j) 品質マネジメントシステムの運用に関する事項については、本店に安全・品質保証部長を委員長とする原子力品質保証委員会を設置し、実施部門の各業務を主管する組織に共通する事項として品質マネジメントシステムの運用に関する事項及びマネジメントレビューに用いる情報について審議している。これらの審議結果が保安に影響があると判断した場合は、別途、保安規定第6条に基づく原子力発電安全委員会を開催し、その内容を審議し、その審議の結果は、業務へ反映させている。

また、玄海原子力発電所に発電所長を委員長とする品質保証委員会を設置し、発電所が所掌する品質マネジメントシステムの運用に関する事項及び発電所におけるマネジメントレビューに用いる情報について審議している。これらの審議の結果が保安に影響があると判断した場合は、別途、保安規定第7条に基づく玄海原子力発電所安全運営委員会を開催し、その内容を審議し、その審議の結果は、業務へ反映させている。

これら品質保証委員会の審議を経た、マネジメントレビューに用いる情報については、原子力発電本部長の承認後、原子力発電本部長が社長へ報告しマネジメントレビューを受ける。

原子力品質保証委員会及び玄海原子力発電所品質保証委員会の委員構成については、別紙4-6 (p177~181) 「原子力品質保証委員会運営基準」及び別紙4-7 (p182~186) 「玄海原子力発電所品質保証委員会運営基準」に示す。また、令和3年度の各委員会の開催実績を、別紙4-8 (p187) に示す。

b. 設計及び運転等の品質保証活動

- (a) 実施部門の各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく安全上の重要度（安全性）と、発電への影響度（信頼性）の観点から定めている品質重要度分類等（以下「重要度」という。）に応じて管理し、実施している（⑦－10 玄海原子力発電所保守基準（3，4号）、玄海原子力発電所土木建築基準）。

また、製品及び役務を調達する場合は、供給者に調達物品等要求事項を提示し、製品及び役務の重要度に応じた調達管理程度に従い調達管理を行っている（⑦－11 設計・調達管理基準）。調達管理程度は基本的な調達物品等要求事項を示すものであり、関係法令等の要求事項や調達する製品及び役務の内容に応じて調達物品等要求事項を追加し、調達管理を行っている（⑦－12 設計・調達管理基準）。実施部門の各業務を主管する組織の長は、調達物品製品等が調達物品等要求事項を満足していることを、調達物品等の検証により確認している（⑦－13 設計・調達管理基準）。なお、これらの調達物品等要求事項の具体的な内容については調達文書（以下「調達仕様書」という。）で明確にしている。

- (b) 品管規則に適用に伴い、調達物品等要求事項において①から③の事項が追加されており、施行前と施行後の品質保証活動は以下のとおりである。

- ① 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項として、偽造品又は模造品等の報告が追加

不適合の報告及び処理に係る要求事項として、偽造品又は模造品等の報告が追加となっているが、調達仕様書において、施行前から以下の事項を要求し、管理を行っている。

- a) 社内やグループ会社内において、データ改竄等の不適切行為が判

明する等、製品の品質記録に疑義が生じた場合における報告要求
b) 納入製品・役務に関するコンプライアンス情報（製品実現に際し、
コンプライアンス上の問題が明るみになった場合には速やかに連絡
し、協議する等）の報告要求

② 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求
事項

一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要
求事項が追加となっているが、調達物品等の選定において、施行前か
ら同様の管理を行っている。

- a) 供給者から必要な技術情報を入手して評価を行う。
- b) 一般産業用工業品を設置する環境の情報を供給者に提供して、機
器等への適用の可否を評価させる。

設計及び工事に係る重要度を別紙 4 - 9 (p188~190) 「玄海原子力
発電所保守基準 (3, 4号)」及び別紙 4 - 10 (p191~193) 「玄海原
子力発電所土木建築基準」に、調達要求事項、調達管理程度及び調達
物品等の検証に関する社内規定を別紙 4 - 11 (p194~207) 「設計・調
達管理基準」に示す。

- (c) 各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発
生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を明確化した上
で、原子力の安全に及ぼす影響に応じた是正処置を実施している。

不適合の処置及び是正処置については、別紙 4 - 1 (p153、155) 及
び別紙 4 - 12 (p208~216) 「玄海原子力発電所不適合管理基準」に示
す (⑦ - 14 不適合管理基準、⑧ - 10 不適合管理基準)。

また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管
理が適切に遂行されるよう調達物品等要求事項を提示し (⑦ - 15 設
計・調達管理基準、⑧ - 11 設計・調達管理基準)、報告対象の不適合
が発生した場合には、当社はその実施状況を確認している。

上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。



- 別紙 4 - 1 原子力発電所品質マニュアル（要則）
- 別紙 4 - 2 品質方針
- 別紙 4 - 3 品質方針の組織内への伝達方法
- 別紙 4 - 4 原子力発電所マネジメントレビュー管理基準
- 別紙 4 - 5 原子力内部監査要則
- 別紙 4 - 6 原子力品質保証委員会運営基準
- 別紙 4 - 7 玄海原子力発電所品質保証委員会運営基準
- 別紙 4 - 8 本店 原子力品質保証委員会の開催実績について
玄海原子力発電所 品質保証委員会の開催実績について
- 別紙 4 - 9 玄海原子力発電所保修基準（3，4号）
- 別紙 4 - 10 玄海原子力発電所土木建築基準
- 別紙 4 - 11 設計・調達管理基準
- 別紙 4 - 12 玄海原子力発電所不適合管理基準

(5) 教育・訓練

指針 9 技術者に対する教育・訓練

事業者において、確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針が適切に示されていること。

⑨

確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針を以下に示す。

- a. 技術者は、原則として入社後一定期間、配属された部門に係る基礎的な教育・訓練を受ける。例えば入社後原子力部門に配属された技術者は、当社社員研修所及び玄海原子力発電所において、「2020年度新入社員年間教育スケジュール（別紙5-1（p217））」に示すとおり、原子力発電所の仕組み、放射線管理等の基礎教育・訓練並びに機器配置及びプラントシステム等の現場教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する（⑨-1新入社員年間教育スケジュール）。

原子力部門に配属された技術者が受講する教育・訓練は以下のとおり。

・ 共通教育、専門教育

法定の安全教育、作業安全に必要な基本的事項の習得、お客さま意識の醸成、電力設備に関する基礎学力の向上、設備の構造、機能に関する知識及び運転、保守に関する技能など基礎の習得等

「玄海原子力発電所教育訓練基準」（別紙5-2（p218～226））（⑨-2教育訓練基準）及び「玄海原子力発電所保守訓練実施要領」（別紙5-3（p227～232））（⑨-3保守訓練実施要領）に示すとおり、玄海原子力発電所においては、実務を通じた教育・訓練として現場教育を実施している。現場教育では、運転及び保守における基礎知識の習得、作業安全の基礎知識の習得等を行う。

b. 教育・訓練については、保安規定第3条（品質保証計画）「6. 資源の運用管理」（別紙5-4（p233～234））（⑨-4 保安規定）で示すとおり、品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）文書体系における1次文書としての要求事項を定めている。この要求事項を踏まえ、社内規定「品質マニュアル（基準）」（別紙5-5（p235～237））（⑨-5 品質マニュアル）において、品質保証計画における要求事項を具体的に規定している。

これらの要求事項を受けて、社内規定「玄海原子力発電所教育訓練基準」（2次文書）（別紙5-2（p218～226））（⑨-2 教育訓練基準）においては、玄海原子力発電所における保安教育等の運用要領等を定め、「玄海原子力発電所必修訓練実施要領」（2次文書）（別紙5-3（p227～232））（⑨-3 必修訓練実施要領）においては、これに基づく具体的な運用要領等を定めており、教育・訓練の運用をQMS体系の中で規定している。これらの運用に関する規定に基づき、教育・訓練を実施している。令和3年度の玄海原子力発電所の教育訓練実績及び保安教育実績の抜粋を別紙5-6（p238）及び別紙5-7（p239）に示す（⑨-6 教育訓練実績、⑨-7 保安教育実績）。

以上のとおり、確保した技術者に対しその専門知識及び技術・技能を維持・向上させるため、教育・訓練に関する社内規定を策定し、必要な教育・訓練を行う。

なお、当社原子力訓練センターは当社のみならず、協力会社の教育・訓練にも活用できるよう研修設備の提供を行っており、発電所の保守点検業務等を行う協力会社社員の専門知識・技能の向上を支援している。

c. 玄海原子力発電所では、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容及び教育時間等について教育の実施計画を策定し、それに従って教育を実施する（⑨

－ 4 保安規定）。

また、玄海原子力発電所では必要となる教育及び訓練とその対象者として発電所の運営に直接携わる運転、保守、放射線管理、化学管理、燃料管理等に関する業務の技術者に対して力量評価制度を設けている。力量評価では、業務を遂行する上で必要な力量を教育・訓練に関する要領に定め、評価を実施する。また、必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を実施する。

教育訓練プログラムの概要を別紙 5－8（p240～241）に示す。

d. 技術者の教育・訓練は、当社原子力訓練センターのほか、国内の原子力関係機関（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、株式会社原子力発電訓練センター等）（⑨－8 社外教育訓練）において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。過去 5 年間の社外教育訓練受講者の実績を別紙 5－9（p242）（⑨－8 社外教育訓練）に示す。

当社内の講師、訓練施設だけでなく、社外の講師、訓練施設に積極的に社員を派遣することにより、訓練等で得た知識、操作能力を高め、必要ならば当社の教育訓練項目の改善を図ること等の対策がとれること、当社の訓練施設で模擬できない施設に関する訓練を経験することにより、より幅広い技術的能力の習得が可能となること等の効果が得られていると考えている。

e. 本変更に係る業務に従事する技術者の他、原子力防災組織において必要な事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等発生時の対応に必要な技能の維持と知識の向上を図るため、計画的かつ継続的に教育・訓練を実施する。なお、玄海原子力発電所に勤務する事務系社員に対しては、従来から保安規定に定

める以下の保安教育を実施している。

- ・ 入所時に実施する教育

関係法令及び保安規定の遵守に関すること、原子炉施設の構造、性能に関すること、非常時の場合に講ずべき処置の概要

- ・ その他反復教育

関係法令及び保安規定の遵守に関すること、非常の場合に講ずべき処置に関すること

これは、原子力発電所で働く全所員に対し、原子炉等規制法に関連する法令の遵守を徹底すること、及び非常時においては事務系社員も原子力防災組織（避難誘導等を行う総務班）における要員の一部であり、必要な知識、技量を教育により習得、維持する必要があることから事務系社員も保安教育の対象者としている。



- f. 東京電力福島第一原子力発電所事故以降、玄海原子力発電所では重大事故等対処設備等を整備し、緊急時対策本部要員の体制を整備している。これら重大事故等対処設備等を効果的に活用し、適切な事故対応が行え

るよう訓練を繰り返し行うことにより、緊急時対策本部要員の技術的な能力の維持向上を図っている。訓練の実施にあたっては、訓練の種類に対応する対象者、訓練内容等を定め、訓練の結果、改善すべき事項が抽出されれば、速やかに検討を行うこととしている。別紙5-10（p243）（⑨-9 重大事故等対応訓練）に令和3年度の訓練実績を示す。



以上のとおり、本変更に係る技術者に対する教育・訓練を実施し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させる取り組みを行っている。

- 別紙 5 - 1 2020年度新入社員年間教育スケジュール
- 別紙 5 - 2 玄海原子力発電所教育訓練基準)
- 別紙 5 - 3 玄海原子力発電所保守訓練実施要領
- 別紙 5 - 4 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定 (要則)
- 別紙 5 - 5 品質マニュアル (基準)
- 別紙 5 - 6 玄海原子力発電所の教育訓練実績
- 別紙 5 - 7 玄海原子力発電所 保安教育実績 抜粋
- 別紙 5 - 8 教育訓練プログラムの概要 (イメージ)
- 別紙 5 - 9 本店及び玄海原子力発電所における各年度の社外教育訓練受講者数
- 別紙 5 - 10 玄海原子力発電所における重大事故対応に関する訓練
- 別紙 5 - 11 特重施設による対応のための要員の教育・訓練について

(6) 有資格者等の選任・配置

指針10 有資格者等の選任・配置

事業者において、当該事業の遂行に際し法又は法に基づく規則により有資格者等の選任が必要となる場合、その職務が適切に遂行できるよう配置されているか、又は配置される方針が適切に示されていること。⑩

【解説】

「有資格者等」とは、原子炉主任技術者免状若しくは核燃料取扱主任者免状を有する者又は運転責任者として基準に適合した者を言う。

玄海原子力発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置していることを以下に示す。

- a. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第95条では、発電用原子炉主任技術者（以下「炉主任」という。）は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から、発電用原子炉毎に選任することが定められている。

玄海原子力発電所の炉主任は、上記の実務経験に関する要求に適合している者の中から職務経験期間を考慮し、以下のとおり発電用原子炉毎に適切に選任している。

(a) 実務経験について

玄海原子力発電所では、3号及び4号炉に炉主任を配置している。

玄海原子力発電所の炉主任の主な実務経験は、以下のとおり。

● 玄海 3 号炉 炉主任

- ・本店及び玄海原子力発電所において、原子力発電設備の運転、巡視、発電関係計画業務、発電所運用管理に 2 年 7 ヶ月従事したことから、第 2 項第二号「発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間」に含まれると考えられる。
- ・本店及び玄海原子力発電所において、炉心設計、原子燃料管理、炉心管理に 9 年 8 ヶ月従事したことから第 2 項第四号「発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間」に含まれると考えられる。

以上から、玄海原子力発電所 3 号炉 炉主任は、第 2 項の選任要件に適合する業務に、通算して 12 年間超従事していることから、第 2 項の選任要件に適合している。

● 玄海 4 号炉 炉主任

- ・本店及び玄海原子力発電所において、原子炉施設の工事計画認可関係、保修工事に 6 年 8 ヶ月従事したことから、第 2 項第一号「発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間」に含まれると考えられる。
- ・川内原子力発電所において、原子力発電設備の運転、巡視に 2 年 4 ヶ月従事したことから、第 2 項第二号「発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間」に含まれると考えられる。

以上から、玄海原子力発電所 4 号炉 炉主任は、第 2 項の選任要件に適合する業務に、通算して 9 年間従事していることから、第 2 項の選任要件に適合している。

(b) 職務能力について

保安規定では、炉主任は社長が選任することを定めている。また、職位は、原子炉保安監理担当とし、安全品質保証統括室副室長及び原子力訓練センター所長と兼務できることを定めている。

玄海原子力発電所の原子炉保安監理担当は、課長以上の職位が該当し、所轄する組織の管理責任者として所轄業務を統括・推進するとともに、必要に応じて関係者に対し指導・調整並びに専門的な立場からの連携・援助等を行う能力を有する者として、社長がその職位への配置を決定したものである。

社長は、原子力部門の業務内容を踏まえ、課長以上の中から、保安規定に定める炉主任の職務を遂行できる能力を有する者を、課長以上としての職務経験期間及び炉主任としての選任要件に該当する職務経歴を踏まえ、炉主任を選定する。

(c) 発電用原子炉毎の選任について

玄海原子力発電所では、平成 25 年 7 月 1 日付で 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉に原子炉主任技術者免状を有する者を炉主任として選任し、1 名ずつ配置した。その後、1 号炉については、平成 29 年 4 月 19 日付で廃止措置計画の認可を受けたことにより、平成 29 年 4 月 28 日付で炉主任を解任し、同日付で廃止措置主任者を選任し、配置している。2 号炉については、令和 2 年 3 月 18 日付で廃止措置計画の認可を受けたことにより、令和 2 年 4 月 1 日付で炉主任を解任している。

- b. 炉主任は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、社長が選任し配置する。このことにより、炉主任は発電所長からの解任や配置の変更を考慮する必要がなく、保安上必要な場合は運転に従事する者（発電所長を含む。）へ必要な指示を行うことができること

から、独立性を確保できている。

(a) 上位職位者との関係における炉主任の独立性の確保

炉主任の職務である保安の監督に支障をきたすことがないように、上位職位者である発電所長との関係において独立性を確保するために、玄海原子力発電所における炉主任の選定にあたっては、発電所長の人事権が及ばない社長が選任する。

(b) 職位に基づく判断における炉主任の独立性の確保

炉主任を発電所の職位と兼務させる場合、平常時及び非常時において、その職位に基づく判断と、炉主任としての保安の監督を誠実にを行うための判断が相反する立場になることが予想される職位への配置は除く必要がある。

このため、保安規定で定める保安に関する職務を確認した結果、玄海原子力発電所原子炉施設の運転に直接権限を有する課の課長以上を炉主任として選定した場合、運転保守における権限を優先してしまい、炉主任の職務である保安の監督を適切に行えない可能性があると考えられる。

そのため、玄海原子力発電所では、運転に直接権限を有しない安全品質保証統括室副室長及び原子力訓練センター所長の中から正の炉主任を選定しており、自分の職務と炉主任の職務である保安の監督との直接的な関連が無いことから適切に職務を遂行できると考えられる。発電用原子炉主任技術者の職位及び他の職位と兼務する場合の考え方について、別紙6-1 (p245) に示す。

なお、兼務可能と判断した職位について、組織改正に伴う保安に関する職務の変更又は法令等の改正による規制要求の変更などがあつた場合は適宜、見直す。

c. 炉主任不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必

要な指示ができるよう、代行者を炉主任の選任要件を満たす課長以上から選任し、職務遂行に万全を期している。必要な代行者数について以下に示す。

必要となる炉主任数は、号炉毎に選任する必要があることから、最少人数としては2名である。

しかし、3号炉及び4号炉については、疾病・負傷、出張、休暇等の理由により、保安規定に定める炉主任の職務が遂行できない可能性を考慮し、実用炉規則第95条第2項に定める選任要件に適合する代行者を選任している。3号炉及び4号炉における必要となる代行者数は、炉主任2名のうち1名の不在があらかじめ予定され不在となった炉主任の職務を代行者1名が遂行中に、あらかじめ予定されていない事故等により他の炉主任1名もその業務を遂行できない事態を考慮し、最少人数としては2名である。なお、代行者は、3号炉及び4号炉の炉主任を代行することができるように選定する。

さらに、原子炉主任技術者の資格を有する者は常に把握していることから、万一、炉主任が不在となる事態となれば、実用炉規則第95条第2項の選任要件を満たすものの中から速やかに炉主任として選任し、選任後30日以内に原子力規制委員会に届け出る。

d. 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、3号炉及び4号炉において重大事故等が発生した場合を想定し、炉主任は、休日、時間外（夜間）において3号炉及び4号炉における重大事故等の発生連絡があった場合、発電所に非常召集するため、非常召集ルート圏内に3号炉及び4号炉の炉主任を2名配置する。

e. 運転責任者は、原子力規制委員会が定める基準（運転責任者に係る基準等に関する規程（平成13年経済産業省告示第589号）第1条）

に適合した者の中から選定し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である当直課長の職位としている。

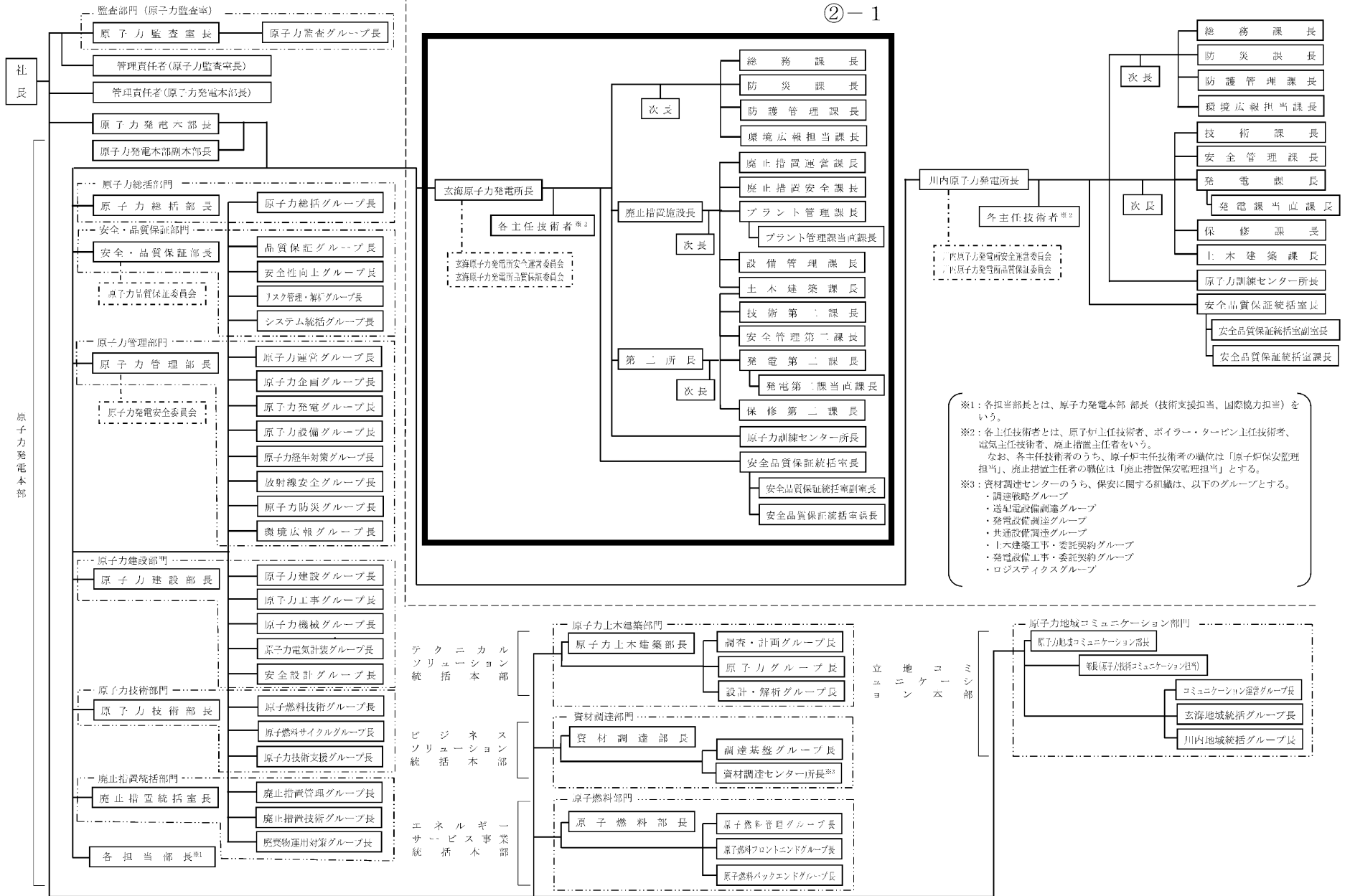
以上のとおり、玄海原子力発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職位が適切に遂行できる者の中から選定し、配置している。

別紙 6 - 1 発電用原子炉主任技術者の職位及び他の職位と兼務する場合
の考え方

(令和4年8月1日現在)

(本店) ←→ (発電所)

②-1



※1: 各担当部長とは、原子力発電本部長 (技術支援担当、国際協力担当) をいう。

※2: 各主任技術者とは、原子力主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、廃止措置主任者をいう。
なお、各主任技術者のうち、原子力主任技術者の職位は「原子炉保安監理担当」、廃止措置主任者の職位は「廃止措置保安監理担当」とする。

※3: 資材調達センターのうち、保安に関する組織は、以下のグループとする。

- ・調達戦略グループ
- ・送電設備調達グループ
- ・発電設備調達グループ
- ・共通設備調達グループ
- ・土木建築工事・委託契約グループ
- ・発電設備工事・委託契約グループ
- ・ロジスティクスグループ

原子力関係組織

(抜 粋)

組織・権限規程

制 定 2000年 7月 1日 経企則第1号
改 正 2022年 7月 1日 社コ則第1号~182
主 管 コーポレート戦略部門

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この規程は、会社運営の基礎となる組織、権限及びその運用に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(社長)

第2条 社長は、会社を代表するとともに、取締役会の決議に従い会社の業務執行を統轄する。その結果については、取締役会に対し責任を負う。

(副社長)

第3条 副社長は、会社の業務執行全般について社長を補佐する。その結果については、取締役会に対し責任を負う。

- 2 副社長は、社長が事故その他の理由によって不在の場合は、あらかじめ定められた順序に従い社長の職務を代行する。
- 3 副社長は、社長の統轄の下に、会社から委任された範囲内で社長の職務を遂行し、また社長の指示する特定の業務を執行する。

(執行役員)

第4条 執行役員(社長・副社長を除く)は、社長、副社長を補佐する。その結果については、取締役会に対し責任を負う。

- 2 執行役員は、社長が事故その他の理由によって不在の場合は、あらかじめ定められた順序に従い社長の職務を代行する。
- 3 執行役員は、社長の統轄の下に、会社から委任された範囲内で社長の職務を遂行し、また社長の指示する特定の業務を執行する。

(経営会議)

第5条 取締役会決定事項のうち予め協議を必要とする事項や、社長が会社の業務執行を統轄するにあたり、重要な業務の実施に関する事項について協議するための組織として、別に定めるところにより、経営会議を置く。

第 2 章 組織

(機関の設置)

第6条 業務運営の機関として、本店、支店、東京支社、現業機関及び工事機関を置く。

1 本店

部 署	分 掌 事 項
原子力発電本部	<p>[役割] 原子力発電所の安全・安定運転の継続、廃止措置対象施設の安全かつ着実な廃止措置の実施により、社会の信頼獲得に努めるとともに、重要なベースロード電源として高稼働率を保持</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 品質保証に関する事項 2 安全性向上に関する事項 3 リスク管理、解析に関する事項 4 原子力発電設備計画の調整、立案 5 原子力発電に関する社外公表・自治体対応の支援（技術的事項） 6 原子力発電設備の運用、管理の総括 7 原子力発電設備の設計、改良、保守の総括 8 放射線安全管理に関する事項 9 原子力防災に関する事項 10 原子力発電に関する訴訟技術支援に関する事項 11 原子力発電設備の拡充工事の総括 12 原子力発電設備の候補地点の調査 13 原子力発電所の設計、許認可、官庁検査に関する事項 14 原子力発電設備の調査、研究、開発 15 原子燃料に関する事項（エネルギーサービス事業統括本部の所管事項除く） 16 原子力発電所の炉心管理に関する事項 17 原子力発電所内の放射性廃棄物に関する事項 18 使用済燃料に関する事項 19 原子燃料の輸送に関する事項 20 原子力発電所外の放射性廃棄物に関する事項 21 原子燃料サイクルに関する事項
廃止措置統括室	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子炉廃止措置に関する事項 2 原子力発電所構内の放射性廃棄物の関する事項 3 原子力発電所構外の放射性廃棄物の関する事項

① - 2

1 本店

部 署	分 掌 事 項
<p>テクニカルソリューション統括本部 ※</p> <p>(略称：TS統括本部)</p> <p>DX推進本部</p> <p>情報通信本部</p> <p>サイバーセキュリティ対策室</p>	<p>[役割]</p> <p>技術・ノウハウ（情報通信、土木建築、研究開発など）を活かした成長戦略及び技術戦略を立案し、経営のサポート及び九電グループ全体への有効な技術ソリューションを提供</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中長期の技術戦略に関する事項 2 新たなイノベーションに関する事項 3 統括本部の経営計画の調整・立案 4 統括本部の経営管理（PDCAサイクル運用管理）、業務実績管理 5 統括本部内組織に関する事項 6 統括本部業務に関するリスク管理、表彰の運用管理 7 情報通信事業、土木建築事業等に係るグループ会社の経営に関する管理、指導、コンサルティング (投資及び債務保証に関する事項（金融機関を除く）を含む) <ol style="list-style-type: none"> 1 DX戦略に関する事項 2 DX案件実施計画の総合調整、立案 3 デジタル技術に関する調査、研究、開発（情報通信本部所管事項を除く） 4 デジタルを活用した業務の抜本的改革に関する提案・サポート (情報通信本部所管事項を除く) 5 DX案件の事業化、サービス化に関する事項 6 DX案件への投資、融資及び債務保証に関する事項 7 DXの専門教育に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> 1 情報通信本部の運営、総括 2 電子通信システム計画の調整、立案 3 電子通信システムの拡充、改良、保守の総括 4 電子通信システムに関する許認可、官庁検査に関する事項 5 電子通信システムに関する技術の調査、研究、開発 6 通信サービス開発及び技術コンサルティングに関する事項 7 電子通信システムの運用、統制、品質管理 8 原子力発電所の電子通信システムの工事、保守に関する計画、管理及び実施 9 ICT活用による地域社会共生・国際貢献推進に関する事項 10 情報化に関する基本方針の立案 11 情報システム開発計画の総合調整、立案 12 情報技術に関する調査、研究、開発 13 情報システムの開発、運用 14 情報システム開発に関するコンサルティング、設計支援 15 情報処理機器の設置、改廃、保守 16 情報化の普及、促進 17 情報通信部門の専門教育の実施に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> 1 情報セキュリティマネジメントに関する事項 2 情報セキュリティに関する対策実施、対策支援、教育、訓練 3 その他情報セキュリティに関する事項 (ビジネスソリューション統括本部所管事項を除く)
<p>土木建築本部 ※</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木建築本部の運営、総括 2 土木建築に関する成長戦略の立案及び技術コンサルティングに関する事項 3 土木建築に関する総合的計画の調整、立案 4 土木建築に関する安全、業務改善に関する事項 5 土木建築部門の専門教育の実施に関する事項 6 原子力発電所土木建築設備に係る総括、各種調査・計画の立案・実施 7 原子力発電所土木建築設備に係る工事・保守・管理の総括 8 原子力発電所土木建築関連事項の安全審査他許認可、官庁検査に係る事項 9 火山活動のモニタリングに係る事項 10 原子力土木建築に関する社外公表・自治体対応の支援（技術的事項） 11 原子力土木建築に関する訴訟技術支援に関する事項

① - 2

※土木建築本部は、テクニカルソリューション統括本部に属する組織である。このうち、添付書類五で示す原子力土木建築部門とは、土木建築本部のうち、原子力事業に係る業務に携わる部署のことをいう。

3 現業機関

(1)原子力発電所

①- 3、②- 2

[玄海]	
部 署	分 掌 事 項
環 境 広 報 担 当	環境・広報及び地元対応に関する事項
総 務 課	立地、総務、人事労務、経理、資材調達、管財、経営品質の向上に関する事項
防 災 課	防災、防火に関する事項
防 護 管 理 課	核物質防護、出入管理に関する事項
廃 止 措 置 運 営 課	1号機、2号機の次に関する事項 1 廃止措置計画に基づく管理全般 2 原子燃料管理
技 術 第 二 課	3号機、4号機の次に関する事項 1 発電所に関する技術全般の計画、管理 2 原子燃料管理、炉心管理
廃 止 措 置 安 全 課	1号機、2号機の次に関する事項 1 放射線管理、放射性廃棄物管理 2 化学管理、汚染分布調査
安 全 管 理 第 二 課	3号機、4号機の次に関する事項 1 放射線管理、放射性廃棄物管理 2 化学管理
プ ラ ン ト 管 理 課	1号機、2号機の次に関する事項 維持設備の運転
発 電 第 二 課	3号機、4号機の次に関する事項 原子力発電設備の運転
設 備 管 理 課	1号機、2号機の次に関する事項 1 廃止措置工事 2 維持設備の改良、保修 3 原子燃料取扱い
保 修 第 二 課	3号機、4号機の次に関する事項 1 発電設備の改良、保修 2 原子燃料取替え
土 木 建 築 課	1 土木、建築設備の改良、保修 2 土木、建築設備の廃止措置工事
原 子 力 訓 練 セ ン タ ー	教育・訓練の計画、実施
安 全 品 質 保 証 統 括 室	発電所に関する保安、品質保証活動の統括 発電所に関するリスク管理

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（要則）

制 定	昭和 49 年 12 月 16 日
最終改正	2022 年 4 月 1 日 原発本則第 1 0 号～13
主管箇所	原子力発電本部 原子力発電グループ

（ 抜 粋 ）

(保安に関する職務)

第 5 条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。

- (1) 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を確実なものとするため、また、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるために、発電所における保安活動に係る次の活動が行われることを確実にし、その活動を統括する。
 - ア コンプライアンス活動
 - イ 安全文化の醸成に関する活動
 - ウ 品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性の継続的な改善に関する活動
 また、保安活動に従事する要員は、(2)以降に示す役割に応じて、原子力安全を最優先とし、かつ、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするためのア、イ及びウの活動に取り組み、保安活動を確実に実施する。
- (2) 原子力発電本部長は、品質保証活動（独立した監査部門の業務を除く。）の実施に係る管理責任者として品質マネジメントシステムの具体的活動及び(4)から(9)、(13)から(29)が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、(4)、(13)におけるコンプライアンス活動並びに本店組織及び発電所組織の安全文化醸成活動を統括する。
- (3) 原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける独立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、コンプライアンス活動及び安全文化醸成活動に係る監査業務を統括する。
- (4) 原子力総括部長は、原子力総括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子力総括部門における安全文化醸成活動を統括する。
- (5) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。
- (6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。
- (7) 原子力建設部長は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。
- (8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安並びに輸入廃棄物の管理に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、輸入廃棄物の管理に関する業務、3号炉及び4号炉に係る燃料の取替等に関する業務並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。
- (9) 廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。

- (10) 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。
- (11) 資材調達部長は、資材調達部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、資材調達部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。
- (12) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。
- (13) 玄海原子力発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。また、発電所におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。
- (14) 廃止措置施設長は、所長を補佐し、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、プラント管理課長及び設備管理課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を総括管理する。
- (15) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び保修第二課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を総括管理する。
- (16) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。
- (17) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。
- (18) 安全品質保証統括室課長は、安全品質保証統括室長を補佐し、原子炉施設の事業者検査等に関する業務を行う。
- (19) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。
- (20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。
- (21) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。
- (22) 廃止措置運営課長は、1号炉及び2号炉に係る燃料管理、燃料管理に関する廃止措置計画に基づく工事※1及び廃止措置計画に基づく管理全般に関する業務を行う。
- (23) 廃止措置安全課長は、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理及びそれらの廃止措置計画に基づく工事に関する業務を行う。
- (24) プラント管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する業務を行う。
- (25) プラント管理課当直課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する当直業務を行う。
- (26) 設備管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備（土木建築設備を除く。）の保修、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の廃止措置計画に基づく工事及び燃料の取扱いに関する業務を行う。
- (27) 技術第二課長は、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。

- (28) 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。
- (29) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する業務を行う。
- (30) 発電第二課当直課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する当直業務を行う。
- (31) 保守第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保守及び燃料の取扱いに関する業務を行う。
- (32) 土木建築課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保守、土木建築設備の廃止措置計画に基づく工事、並びに3号炉及び4号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保守に関する業務を行う。
- (33) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。
- (34) (6)から(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に関する業務を含む。
- (35) (22)、(23)及び(26)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(26)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を含む。
- (36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む（(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。）。
- (37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。
- (38) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。
- (39) (20)及び(22)から(32)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。
- 以下、各課長のうち、(20)及び(27)から(32)で定める課長をいう場合は「各第二課長」という。
- また、各課（室、センター）長のうち、各第二課長並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長をいう場合には、「各第二課（室、センター）長」という。
- (40) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。

※ 1 : 廃止措置計画に基づく工事とは、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査及びその他第 2 編第 50 条で定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう(以下、本条において同じ)。

第 2 節 原子力発電安全委員会及び玄海原子力発電所安全運営委員会

② - 8

(原子力発電安全委員会)

第 6 条 本店に原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。

- (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更
- (2) 原子炉施設保安規定の変更
- (3) 本店所管の社内規定の制定及び改正
- (4) その他委員会で定めた事項

3 原子力管理部長を委員長とする。

4 委員会は、委員長、所長、発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に加え、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門の課長職以上の者から、委員長が指名した者で構成する。

② - 9

(玄海原子力発電所安全運営委員会)

第 7 条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。

(1) 運転管理に関する社内基準の制定及び改正

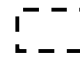
- ア 運転員の構成人員に関する事項
- イ 当直の引継方法に関する事項
- ウ 原子炉の起動及び停止操作に関する事項
- エ 巡視点検に関する事項
- オ 異常時の措置に関する事項
- カ 警報発生時の措置に関する事項
- キ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
- ク 定期的実施する試験に関する事項
- ケ 誤操作の防止に関する事項
- コ 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項
- サ 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項

(2) 燃料管理に関する社内基準の制定及び改正

- ア 新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項
- イ 新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する事項

- ウ 燃料の検査及び取替に関する事項
 - (3) 放射性廃棄物管理に関する社内基準の制定及び改正
 - ア 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項
 - イ 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項
 - ウ 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項
 - エ 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項
 - (4) 放射線管理に関する社内基準の制定及び改正
 - ア 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項
 - イ 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項
 - ウ 保全区域に関する事項
 - エ 周辺監視区域に関する事項
 - オ 線量の評価に関する事項
 - カ 除染に関する事項
 - キ 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項
 - ク 放射線計測器類の点検・校正に関する事項
 - ケ 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項
 - (5) 施設管理に関する社内基準の制定及び改正
 - (6) 改造の実施に関する事項（第 2 編第 19 条第 2 項に関する事項を含む）
 - (7) 緊急事態における運転操作に関する社内基準の制定及び改正（第 121 条）
 - (8) 保安教育実施計画の策定（第 129 条）に関する事項
 - (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項
- 3 所長を委員長とする。
- 4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第 5 条(14)から(16)、(19)から(24)、(26)から(29)及び(31)から(33)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。



 : 防護上の観点から公開できません

玄海原子力発電所

原子力事業者防災業務計画（規程）

制 定 平成 27 年 5 月 22 日 社発本則第 4 号
最終改正 2022 年 4 月 14 日 社原発本則第 4 号～ 19
主管箇所 原子力発電本部 原子力防災グループ

（ 抜 粋 ）

- b 原子力防災管理者は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、直ちに、発電所の原子力防災要員に別表 2 - 6 に定める業務を行わせる。
- c 原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行わせるため、副原子力防災管理者及び原子力防災要員のうち、派遣要員を決定する。
 - ① 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の関係機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の関係機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - ③ 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
- d 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事から、原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときは、これを行う。

(2) 本店

- a 社長は、本店に別図 2 - 2 に定める本店原子力防災組織をあらかじめ設置する。
- b 社長は、別図 2 - 2 に定める業務分掌に基づき、本店における原子力災害対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援させるため、あらかじめ本店原子力防災組織に原子力防災要員及び緊急時対策要員を置く。

なお、原子力事業所災害対策支援拠点に係る要員は、本店の原子力防災要員及び緊急時対策要員に加え、必要に応じ、川内原子力発電所等から派遣する。
- c 社長は、緊急時体制を発令した場合、国及び地方公共団体と連携し、原子力災害の発生を防止するために全社をあげて応急措置を支援する体制を確立する。

(3) 原子力防災要員の届出

社長は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合、様式 2 の届出書に、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第 2 条第 1 項に規定される業務を的確に遂行するために必要な人数を明記の上、原子力防災要員を置いた日又は変更した日から 7 日以内に、原子力規制委員会、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事に届け出る。

3 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

② - 5

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、発電所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる業務を行う。

なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項については、他の職位の実施した結果を確認することにより実施したものと見なすことができる。

- a 別表 2 - 1 の事象（警戒事態に該当する事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見

したときは、別図 2 - 3 に示す箇所へ連絡する。

- b 別表 2 - 1 の事象（警戒事態に該当する事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに原子力防災要員を非常召集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図 2 - 3 に示す箇所へ報告する。
- c 別表 2 - 2 の事象（原災法第 10 条に該当する事象）若しくは別表 2 - 3 の事象（原災法第 15 条に該当する事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図 2 - 4 又は別図 2 - 5 に示す箇所へ通報する。
- d 別表 2 - 2 の事象（原災法第 10 条に該当する事象）若しくは別表 2 - 3 の事象（原災法第 15 条に該当する事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図 2 - 5 に示す箇所へ報告する。
- e 原災法第 11 条第 1 項に定められた放射線測定設備を設置及び維持し、同条第 2 項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資機材を備え付け、随時、保守点検する。
- f 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事から、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときは、これを行う。
- g 発電所の原子力防災要員に対し、定期的に原子力緊急事態に対処するための防災訓練及び防災教育を実施する。
- h 旅行又は疾病その他の事由のため、その職務を行うことができない場合、副原子力防災管理者の中から代行者を指定する。
- i 原子力防災要員に、原子力災害事後対策のために必要な措置を行わせる。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、廃止措置施設長、第二所長、次長（技術）[1・2号]、次長（技術）[3・4号]、次長（防災担当）、次長（環境広報担当）、次長（事務）、次長（保全計画担当）[3・4号]、次長（土木建築担当）、安全品質保証統括室長、安全品質保証統括室副室長及び原子力訓練センター所長の中から 6 名以上選任し、次に掲げる業務を行う。なお、発電用原子炉主任技術者及び廃止措置主任者を除く。

- a 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
- b 原子力防災管理者が不在のときに、別表 2 - 7 に定めるとおり、号炉に応じた順位により、その職務を代行する。

(3) 社長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、原子力規制委員会、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事に 7 日以内に様式 3 の届出書により届け出る。

4 緊急時体制の発令及び解除

(1) 緊急時体制の発令

a 発電所

原子力防災管理者は、別表 2 - 1 の事象（警戒事態に該当する事象）、別表 2 - 2 の事象（原災法第 10 条に該当する事象）若しくは別表 2 - 3 の事象（原災法第 15 条に該当する事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、第 1 表に掲げる区分により直ちに緊急時体制を発令する。

原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに原子力管理部長に報告する。

b 本店

原子力管理部長は、原子力防災管理者から発電所における緊急時体制発令の報告を受けた場合、社長に報告し、社長は本店における緊急時体制を発令する。この際、発電所において発令した緊急時体制の区分を本店においても適用することとする。

(2) 原子力防災要員等の非常召集

a 発電所

原子力防災管理者は、発電所における緊急時体制発令時に所内放送等を使用し、別図 2 - 6 に定める連絡経路により、緊急時体制に応じて発電所の原子力防災要員を非常召集する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所の原子力防災要員の連絡先を記載した名簿を作成し、整備しておく。

b 本店

原子力管理部長は、本店における緊急時体制発令時に社内放送等を使用し、別図 2 - 7 に定める連絡経路により、緊急時体制に応じて本店の原子力防災要員及び緊急時対策要員を非常召集する。

なお、原子力管理部長は、あらかじめ本店の原子力防災要員及び緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し、整備しておく。

(3) 緊急時対策本部の設置

a 発電所

① 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、速やかに発電所の緊急時対策所に緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置する。

② 発電所対策本部は、別図 2 - 1 に示す原子力防災組織で構成する。

③ 原子力防災管理者は、発電所対策本部長としてその職務を遂行する。

b 本店

① 社長は、本店に緊急時体制を発令した場合、速やかに原子力施設事態即応センターに緊急時対策本部（以下「本店対策本部」という。）を設置する。

② 本店対策本部は、別図 2 - 2 に示す本店原子力防災組織で構成する。

③ 本店対策本部長は、社長とする。また、社長が不在の場合の対応として副社長又は執行

役員の中からあらかじめ代行者を定めておくものとする。

(4) 緊急時体制の区分の変更

a 発電所

発電所対策本部長は、緊急時体制の区分を変更したときは、本店対策本部長にその旨を報告する。

b 本店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から緊急時体制の区分の変更の報告を受けたときは、本店の緊急時体制の区分も変更する。

(5) 緊急時体制の解除

a 発電所

発電所対策本部長は、次に掲げる状態になった場合、関係機関と協議の上、緊急時体制を解除し、本店対策本部長に報告する。

① 警戒体制発令後、事象が収束し、警戒体制をとる必要が無くなった場合。

② 第1種緊急時体制発令後、事象が収束し、第1種緊急時体制をとる必要が無くなった場合。

③ 第2種緊急時体制発令後、原災法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。

発電所対策本部長は、緊急時体制を解除したときは、発電所対策本部を廃止する。

b 本店

本店対策本部長は、発電所の緊急時体制が解除された場合、本店における緊急時体制を解除するとともに、本店対策本部を廃止する。

5 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

(1) 本店対策本部長は、事態に応じ、原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、別図2-8に定める組織に、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の調達・運搬等、事故復旧作業の支援を行わせる。

(2) 本店対策本部長は、緊急時体制を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

6 権限の行使

(1) 緊急時体制を発令した場合、発電所及び本店の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、それぞれの対策本部のもとで相互連携をとりながら行う。

(2) 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、発電所対策本部長として、職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとることとする。

なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。

また、原子力防災管理者は、その他別図 2 - 4 (2) に定められた通報先に送信した旨を連絡する。

なお、原災法第 10 条第 1 項に基づく通報を行った後に原災法第 10 条又は第 15 条に該当する事象の発生についての通報を行う場合は、別図 2 - 5 (2) に定められた通報先とする。

ファクシミリ装置等を用いて送信した様式は、時系列に整理し、記録として保存する。

② - 5

2 緊急時体制発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、この計画の第 2 章第 1 節 1 項「緊急時体制の区分」に基づき、原子力災害の情勢に応じ、直ちに緊急時体制を発令するものとする。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、直ちに原子力管理部長に報告する。
また、原子力防災管理者は、別表 4 - 1 に定める SPDS データが緊急時対策支援システム (ERSS) 及び本店へ伝送されていることを確認する。
- (3) 原子力管理部長は、発電所緊急時体制の発令について、直ちに社長に報告する。
また、原子力管理部長は、別表 4 - 1 に定める SPDS データが緊急時対策支援システム (ERSS) へ伝送されていることを確認する。
- (4) 社長は、原子力管理部長から発電所緊急時体制の発令の報告を受けたときは、本店に緊急時体制を発令するものとする。
- (5) 原子力防災管理者及び原子力管理部長は、緊急時体制発令後、原子力防災要員及び緊急時対策要員を非常召集する。
- (6) 原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本店に対策本部を設置し、それぞれの対策本部長となり活動を開始する。

3 情報の収集と提供

- (1) 発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次のうち原子力災害の情勢に応じた事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、発電所対策本部長に報告する。
 - a 事故の発生時刻及び場所
 - b 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - c 被ばく及び障害等人身災害に係る状況
 - d 発電所敷地周辺における放射線及び放射性物質の測定 (緊急時モニタリング) 結果
 - e 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
 - f 気象状況
 - g 収束の見通し
 - h その他必要と認める事項
- (2) 発電所対策本部総括班長は、上記の情報を事故状況に変化があった場合を含め、事象進展に応じた適切な間隔で収集し、その内容を様式 8 (警戒事態)、様式 11 (原子炉施設) 又は様式

1 2 (事業所外運搬) に定める様式に記載し、別図 2 - 3 又は別図 2 - 5 に定める連絡先にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信するとともに、送信した旨を連絡する。

ファクシミリ装置等を用いて送信した様式は、時系列に整理し、記録として保存する。

(3) 本店対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、発電所対策本部と連携のうえ、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、本店対策本部長に報告する。

4 通話制限

発電所対策本部総括班長及び本店対策本部総括班長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信手段を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

第 2 節 応急措置の実施

1 警備及び避難誘導

(1) 集合場所等の指定

発電所対策本部総務班長は、発電所内の事象に係る緊急時体制が発令された場合、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者、見学者等（以下「発電所避難者」という。）に対する集合場所等の必要な事項を指定する。また、集合場所に集合している発電所避難者の避難誘導を行う要員（以下「避難誘導員」という。）を配置する。

(2) 避難の周知

発電所対策本部総務班長は、発電所避難者に対して所内放送・ページング等により指定する集合場所への集合及び避難の際の防護措置を周知する。この際、見学者に対しては、広報班長と協力してバス等による輸送又は避難誘導員による誘導案内等を行い、避難場所への避難が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。

(3) 発電所敷地外への避難

発電所対策本部総務班長は、発電所避難者を発電所敷地外へ避難させる必要がある場合、避難誘導員に対して、発電所敷地外へ避難させるよう指示する。また、この際に発電所対策本部総括班長はその旨を直ちに佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事、福岡県知事、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。なお、発電所対策本部総務班長は、発電所避難者の避難状況を把握する。

また、発電所対策本部総務班長は、緊急時体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止するよう関係者に周知する。

2 放射能影響範囲の推定

発電所対策本部安全管理班長は、モニタリングポストの測定値補完並びに、最大線量及び最大濃度地点の検索等に有効利用するため、発電所内及び発電所敷地周辺における放射線及び放射性物質の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ、緊急時モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定する。

なお、モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合には、サーベイメータ、可搬型モニタリングポスト等にて測定し、同測定結果に基づいて放射能影響範囲を推定する。

3 原子力災害医療

(1) 救助活動

発電所対策本部総務班長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合、負傷者等を各班長及び関係者と協力して放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 医療活動

発電所対策本部総務班長は、負傷者等について各班長及び関係者と協力して応急処置、除染等の措置を講ずるとともに、別図 3 - 4 に定める発電所内の応急処置施設への搬送、医療機関への移送、治療の依頼等の必要な措置を講ずる。

(3) 二次災害防止に関する措置

発電所対策本部総務班長は、医療機関へ負傷者等の移送及び治療の依頼を行う時並びに救急隊到着時に、事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の被ばく防止のために必要な情報を救急隊員等に伝達するとともに、必要に応じて原子力防災要員を随行させる。

4 消火活動

発電所対策本部の各班長は、原子力施設の火災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行う。

5 汚染拡大の防止

(1) 発電所対策本部安全管理班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設定し、標識等により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により、発電所構内にいる者に周知する。

(2) 発電所対策本部安全管理班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

6 線量評価等

発電所対策本部安全管理班長は、発電所避難者、原子力災害対策活動に従事している要員及び緊急時モニタリング要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

7 広報活動

- (1) 発電所対策本部広報班長及び本店対策本部広報班長は、状況に応じてプレス発表を行う。
- (2) 発電所対策本部広報班長及び本店対策本部広報班長は、プラントの状況、応急措置の概要等公表する内容を取りまとめ、別図 4 - 1 に示す伝達経路に基づき関係箇所に連絡する。

8 応急復旧

(1) 施設及び設備の点検

発電所対策本部運転班長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の状況、機器の動作状況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、優先順位を考慮し、実施担当者を明確にした上で、下記事項に関する応急復旧計画を策定する。

- a 施設や設備の整備及び点検
- b 故障した設備等の応急の復旧
- c その他応急の復旧対策に必要な事項

発電所対策本部保修班長及び土木建築班長は、応急復旧計画に基づき復旧対策を実施する。

(3) 原子力規制委員会から命令があった場合の対応

発電所対策本部長は、原子炉等規制法第 6 4 条第 3 項の規定に基づく危険時の措置について、原子力規制委員会から命令があった場合は、適切に対応する。

9 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施する。

- (1) 発電所対策本部総括班長は、原子炉系の運転状態を示す各種データから、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。
- (2) 発電所対策本部長は、発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。

- (3) 発電所対策本部安全管理班長は、1次冷却材中の放射能濃度を測定し、外部へ放出される放射性物質の予測を行う。
- (4) 発電所対策本部運転班長は、事故発生炉について、事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に必要な運転上の措置を行う。
- (5) 発電所対策本部長は、その他の炉について、事故発生炉からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。
- (6) 発電所対策本部安全管理班長は、環境への放射性物質の放出状況、気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

1 0 資機材の調達及び輸送

発電所対策本部総務班長は、原子力防災資機材その他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに輸送を行う。また、発電所対策本部長は、発電所において十分調達できない場合、本店対策本部長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。

1 1 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

本店対策本部長及び発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣するとともに、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大の防止並びに汚染の除去
- (8) 遮へい対策の実施
- (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

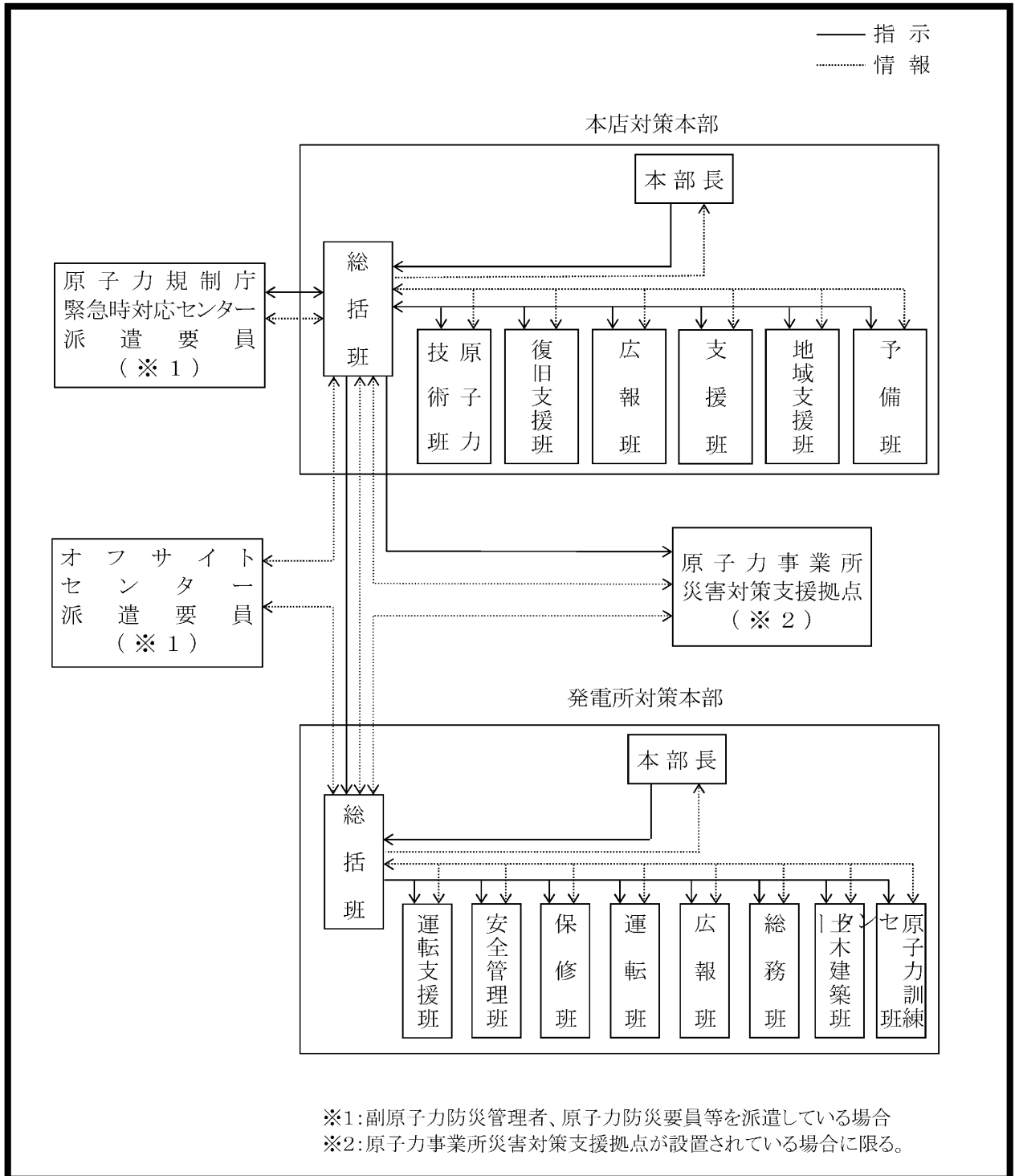
1 2 応急措置の実施報告

発電所対策本部総括班長は、本節の各項に掲げる応急措置（事業所外運搬に係る応急措置を含む。）を実施した場合、様式 8（警戒事態）、様式 1 1（原子炉施設）又は様式 1 2（事業所外運搬）に定める報告様式にその概要を記入し、別図 2 - 3 又は別図 2 - 5 に定める連絡先にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信するとともに、送信した旨を連絡する。

ファクシミリ装置等を用いて送信した様式は、時系列に整理し、記録として保存する。

別図3-1 緊急時体制発令後の社内の情報連絡経路

②-6



別図 2 - 1 原子力防災組織及び業務分掌

指令部
15名^{※3}
本部長：原子力防災管理者
(発電所長)
副本部長：副原子力防災管理者
本部付

作業班 ^{※1}	主な業務 ^{※2}	要員数 ^{※3}
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の運営 ・本部指示の伝達 ・本店対策本部との連絡 ・情報の収集及び災害状況の把握 ・事故拡大防止の検討 ・各班の作業記録の集約 ・関係省庁、関係地方公共団体等への通報連絡 ・原子力災害合同対策協議会等における情報の交換等 	9名
運転支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・事故拡大防止の運転措置及び保安上の技術的支援 	8名
安全管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射性物質測定状況把握 ・放射能影響範囲の推定 ・原子力災害対策活動に従事する要員の被ばく管理及び除染作業 ・放射線防護具類の整備点検及び除染作業 	18名
保修班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電設備の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置 ・事故復旧計画の策定 ・設備の整備、応急の復旧等 ・初期消火活動 	66名
運転班	<ul style="list-style-type: none"> ・事故拡大防止に必要な運転上の措置 ・発電所施設の保安維持 ・需給運用センター及び中央給電指令所（九州電力送配電株式会社）との連絡 ・初期消火活動 	34名
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民対応及び広報 ・報道機関対応 ・関係地方公共団体等対応 ・諸情報の収集 ・見学者の避難誘導 	4名
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部構成員の動員状況の把握 ・本部の設営及び庶務 ・資機材の整備、輸送及び調達 ・原子力災害医療に関する事項 ・救助活動 ・所内の警備 ・関係機関への通報連絡（警察・消防等） ・消防署員の誘導（管理区域外） ・初期消火活動 ・避難者の誘導 	9名
土木建築班	<ul style="list-style-type: none"> ・土木建築設備の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置 	4名
原子力訓練センター班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導（原子力訓練センター見学者・研修生） 	2名

上記以外に、オフサイトセンター等への派遣：8名（副原子力防災管理者含む。）^{※3}

※1：これら班の班員から、遠隔操作ロボットの操作員を任命する。

※2：防災業務計画等命令第2条第4項に基づき、防災組織の業務の一部を委託する場合には、別表7-1に示す。

※3：要員数は、原子力防災要員等のうち初期対応に必要な人数を示す。
(原子力防災管理者1名、副原子力防災管理者5名、原子力防災要員171名)

別図 2 - 2 本店原子力防災組織及び業務分掌

班	主な業務 ^{※1}	要員数 ^{※2}
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の設営・運営 ・情報の収集及び災害状況把握 ・本部指示の伝達 ・中央官庁等社外機関（報道機関を除く。）への通報連絡 ・本店関係箇所との連絡 ・本部構成員の動員及び社外への派遣調整 ・放射線管理の総括 ・応援要請 	17名
原子力技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所設備の技術的事項全般 ・事故拡大防止措置の支援 ・発電所設備の応急復旧計画の策定・支援 	15名
復旧支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・外部電源供給設備、情報・電子通信システム等、発電所設備以外の被害状況把握 ・上記設備の応急復旧対策の検討・助言 ・外部電源供給（発電機車又は配電線布設） 	11名
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道対応方針策定 ・地域住民対応及び広報 ・報道機関対応 ・関係地方公共団体及び社内関係支店等への連絡（本店関係箇所を除く。） 	33名
支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所災害対策支援拠点との連携 ・応援受入対応 ・資機材、食料、飲料水等の調達、輸送 ・本店建物の警備 ・損害賠償に関する事項の検討・調整 ・復興過程の被災者支援の検討・調整 ・原子力災害医療及び健康管理に関する事項 	17名
地域支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者避難支援 ・燃料補給支援（オフサイトセンター等） ・生活物資の備蓄支援 	6名
予備班	・本部長の指示する事項	— ^{※3}
原子力事業所災害対策支援拠点 ・原子力事業所災害対策実施の支援（具体的な業務分掌等は別図 2 - 8 参照。）		
東京支社	・中央官庁等社外機関対応	3名

本部長：社長
 （統括管理）
 副本部長：原子力発電本部長

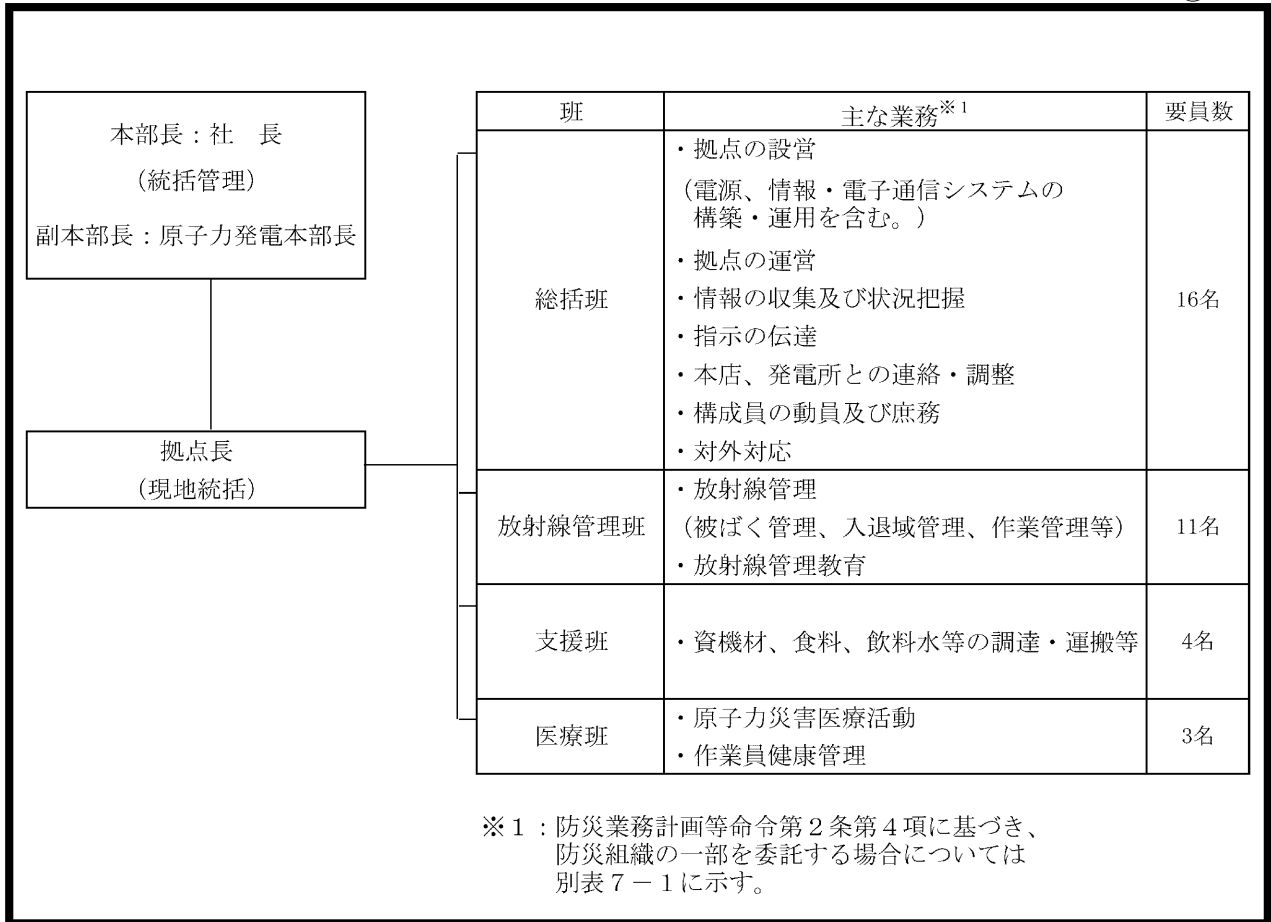
※1：防災業務計画等命令第2条第4項に基づき、防災組織の一部を委託する場合には別表 7 - 1 に示す。

※2：対応が長期化する場合には、昼夜2交替制等の構成となるよう体制の見直しを行う。

※3：本部長が指名する要員とする。

別図 2 - 8 原子力事業所災害対策支援拠点原子力防災組織及び業務分掌

② - 4



原子力防災組織の改善に関する考え方

1. 発電用原子炉主任技術者の原子力防災組織における立場の明確化、副原子力防災管理者の増員

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、緊急時における発電用原子炉主任技術者の位置づけが不明確であったこと、また災害対応が長期化したことを踏まえ、玄海原子力発電所の発電用原子炉主任技術者を原子力防災組織の本部から独立し、原子力防災管理者へ助言及び指示する位置づけとすること、また原子力防災管理者の代行者となる副原子力防災管理者の増員を実施している。

2. 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項（候補地の選定、必要な要員及び資機材の確保）

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、発電所外からの支援に係る対応拠点を活用したことを踏まえ、玄海原子力発電所においても同様な機能を分散して有する候補地をあらかじめ選定し、必要な要員及び資機材を確保している。候補地点の選定にあたっては、原子力災害発生時における風向等を考慮し、玄海原子力発電所からの方位、距離が異なる地点を複数選定している。

3. 原子力緊急事態支援組織に関する事項（他の原子力事業者と共同で組織を設置、定期的な訓練の実施）

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放射性物質による汚染により災害対策要員が発電所内に立ち入ることができず、ロボット、無人機等遠隔操作が可能な資機材を活用して発電所の災害状況を確認した事を踏まえ、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応で使用した資機材と同様な資機材をあらかじめ確保し、訓練により操作に習熟する。現在、原子力事業者共同で支援組織の運用を開始している。

4. シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、従来から原子力防災訓練で実施してきたシナリオ通りには事態が進行せず、事態の進展が早かった事などから混乱を生じたことを踏まえ、防災訓練参加者に対しシナリオを非提示とする訓練形式を加えることにより、訓練参加者が自ら考え、活動する原子力防災訓練を実施していく。

原子力発電安全委員会運営基準

制 定	昭和49年11月18日	原 発 則 第 2 号
最終改正	2022 年 7月 1日	原発本則 第204号～7
主管箇所	原子力発電本部	原子力発電グループ

(抜 粋)

1 総 則

1.1 目 的

この基準は、「玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（要則）」、「川内原子力発電所原子炉施設保安規定（要則）」、「品質マニュアル（基準）」及び「玄海原子力発電所放射線障害予防規程（要則）」、「川内原子力発電所放射線障害予防規程（要則）」に定める原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定め、保安管理体制の一環を担うことを目的とする。

1.2 適用範囲

この基準は、委員会の運営に関する業務について適用する。

1.3 基準の制定及び改廃

この基準の制定及び改廃は、原子力管理部長が行うものとする。

2 委員会の審議事項及び構成等

2.1 委員会の審議事項

委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。

ただし、2.2-1項に定める「委員会において定めた軽微な事項」は、審議事項に該当しない。

1 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更

次の原子炉設置変更許可申請書の変更に関する事項

- (1) 玄海原子力発電所原子炉設置変更許可申請書
- (2) 川内原子力発電所原子炉設置変更許可申請書

2 原子炉施設保安規定の変更

次の「原子炉施設保安規定」の変更に関する事項

- (1) 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定
- (2) 川内原子力発電所原子炉施設保安規定

3 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及び長期施設管理方針の策定

「原子炉施設保安規定」第118条の6に定める原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及び長期施設管理方針の策定に関する事項

4 放射線障害予防規程の変更

次の「放射線障害予防規程」の変更に関する事項

- (1) 玄海原子力発電所放射線障害予防規程
- (2) 川内原子力発電所放射線障害予防規程

5 廃止措置計画の策定及び変更

廃止措置計画（変更）認可申請書の策定及び変更に関する事項

6 本店所管の社内規定の制定及び改正

別表-1に示す本店所管の社内規定の制定及び改廃に関する事項

7 その他委員会で定めた事項

1項から6項の審議事項のほか、次の運転管理、廃止措置管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理及び教育訓練等に関する保安上重要な事項

- (1) 運転管理、廃止措置管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理及び教育訓練等に関する基本的な事項のうち委員長が必要と認めた事項
- (2) 改造等に関する事項
 - a 設計及び工事計画（変更）認可申請に関する事項
 - b 設計及び工事計画（変更）届出に関する事項

- (3) 取替炉心の安全性に関する事項
- (4) 運転責任者合否判定等業務等のうち判定機関の指定に関する事項
- (5) 安全性向上評価の届出に関する事項
- (6) 原子力発電リスクマネジメントのプロジェクト管理に関する事項
- (7) その他委員長が必要と認めた事項

2.2 委員会の審議事項に該当しない事項

1 委員会において定めた軽微な事項

委員会は、次の事項を「軽微な事項」と定め、委員会の審議事項に該当しない事項とする。

- (1) 本店所管の社内規定の改正のうち、以下の理由による事項
 - a 記載の適正化に伴う改正
 - b 法令改正に伴う改正のうち、法令引用箇所のみの変更
 - c 組織改正等に伴う名称等の変更
- (2) 設計及び工事計画（変更）認可申請、設計及び工事計画（変更）届出に関する事項のうち定例的に実施する事項

2 委員会の報告事項

委員会は、原子炉施設の保安管理において必要と認められる次の事項を報告する。

- (1) 委員会委員長及び常任委員の交替等に関する事項
- (2) 原子炉施設保安規定の変更認可等に関する事項
- (3) 官公庁からの指示、通達等で委員長が必要と認めた事項
- (4) 運転計画の届出及び変更届出に関する事項
- (5) 原子力内部監査の結果等に関する事項
- (6) 事故・故障の水平展開の活動状況に関する事項
- (7) ヒューマンファクター本店検討会の活動状況に関する事項
- (8) 原子力発電リスクマネジメントの発電所パフォーマンスの監視に関する事項
- (9) その他委員長が必要と認めた事項

2.3 委員会の構成

- 1 原子力管理部長を委員長とする。
- 2 委員会は、委員長、所長、原子炉主任技術者、廃止措置主任者に加え、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門の課長職以上の者から、委員長が指名した者で構成する。

委員会の構成は、別表 - 2 のとおりとする。

2.4 委員会の成立

委員会は、次の出席条件を全て満たさなければ成立しないものとする。

- 1 審議事項等に係わる発電所の所長
- 2 審議事項等に係わる号機の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者
- 3 本店常任委員の過半数以上

3 委員会の運営

3.1 委員会の開催

- 1 委員長は、委員長が必要と認めた場合に委員会を招集する。
- 2 委員長は、必要がある時は審議事項等に関する非常任委員の出席を求めることができる。
- 3 委員長は、委員が出席できない場合には、代行者を指名し、出席させることができる。
なお、所長が出席できない場合には、玄海原子力発電所については、廃止措置施設長又は第二所長、川内原子力発電所については、次長が代行するものとする。
- 4 委員長は、必要がある時は委員会の構成委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 5 委員長が出席できない場合の代行者については、あらかじめ定めておくものとする。

3.2 審議結果の尊重

決定機関の長は、委員会の審議結果を尊重しなければならない。

業務執行機関は、委員会の審議結果を尊重し、業務執行に反映しなければならない。

4 事務処理

4.1 委員会の事務局

委員会の事務局は、原子力発電グループがこれに当たる。

4.2 委員会付議事項の連絡等

各委員は、審議事項等に該当すると認められる事項が生じた場合は事務局に連絡する。

事務局は、連絡された事項を取りまとめる。

具体的な付議要領は「原子力発電安全委員会付議要領」にて明確にする。

4.3 議事録

事務局は、審議結果等を議事録に記載し、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」に従い管理するものとする。

別表 - 2 委員会の構成

②-10

[委員長]	原子力管理部長
[常任委員]	(本店)
	原子力総括部長
	安全・品質保証部長
	原子力技術部長
	原子力土木建築部長
	原子力管理部門
	原子力運営グループ長
	放射線安全グループ長
	原子力防災グループ長
	原子力発電グループ長
	原子力設備グループ長
	原子力経年対策グループ長
	原子力総括部門
	原子力総括グループ長
	安全・品質保証部門
	品質保証グループ長
	安全性向上グループ長
	リスク管理・解析グループ長
	原子力技術部門
	原子燃料技術グループ長
	原子燃料サイクルグループ長
	原子力土木建築部門
	調査・計画グループ長
	原子力グループ長
	(原子力発電所)
	所長
	原子炉主任技術者
	廃止措置主任者
[非常任委員]	常任委員以外の原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門 及び原子燃料部門の課長職以上の者

玄海原子力発電所
安全運営委員会運営基準

（制定 平成12年 3月31日）
（最終改正 2020年11月20日）

（抜 粋）

九州電力株式会社
玄海原子力発電所

1. 目 的

この基準は、「玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（要則）」（以下「保安規定」という。）、「玄海原子力発電所放射線障害予防規程（要則）」及び「玄海原子力発電所品質マニュアル（基準）」に定める玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

2. 適 用 範 囲

この基準は、運営委員会の運営について適用する。

3. 基準の制定、改廃

この基準の制定、改廃は玄海原子力発電所長（以下「所長」という。）が行う。

4. 審 議 事 項

運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。

ただし、原子力発電安全委員会で審議した事項又は第5項に示す「あらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項」は、審議事項に該当しない。

（運転段階の原子炉施設に係る審議事項）

(1) 運転管理に関する社内基準の制定及び改正

- ア 運転員の構成人員に関する事項
- イ 当直の引継方法に関する事項
- ウ 原子炉の起動及び停止操作に関する事項
- エ 巡視点検に関する事項
- オ 異常時の措置に関する事項
- カ 警報発生時の措置に関する事項
- キ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
- ク 定期的に実施する試験に関する事項
- ケ 誤操作の防止に関する事項
- コ 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項
- サ 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項

(2) 燃料管理に関する社内基準の制定及び改正

- ア 新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項
- イ 新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する事項
- ウ 燃料の検査及び取替に関する事項

- (3) 放射性廃棄物管理に関する社内基準の制定及び改正
 - ア 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項
 - イ 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項
 - ウ 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項
 - エ 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項
- (4) 放射線管理に関する社内基準の制定及び改正
 - ア 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項
 - イ 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項
 - ウ 保全区域に関する事項
 - エ 周辺監視区域に関する事項
 - オ 線量の評価に関する事項
 - カ 除染に関する事項
 - キ 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項
 - ク 放射線計測器類の点検・校正に関する事項
 - ケ 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項
- (5) 施設管理に関する社内基準の制定及び改正
- (6) 改造の実施に関する事項（保安規定第 2 編第 1 9 条第 2 項に関する事項を含む）
- (7) 緊急事態における運転操作に関する社内基準の制定及び改正（保安規定第 1 編第 1 2 1 条）
- (8) 保安教育実施計画の策定（保安規定第 1 編第 1 2 9 条）に関する事項
- (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項
- (10) 原子炉施設の運転管理等に関する保安上重要な事項
 - ア 定期事業者検査における原子炉停止・起動計画に関する事項
 - イ 定期事業者検査の計画に関する事項
- (11) 「放射線障害予防規程（要則）」及び保安規定の下部社内基準並びに品質マネジメント文書の制定及び改正に関する事項
- (12) 「火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時の体制の整備」及び「重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備」に関する事項を定める業務要領の制定及び改正
- (13) その他、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者又は放射線取扱主任者が必要と認めた事項

(廃止措置段階の原子炉施設に係る審議事項)

- (1) 廃止措置管理に関する社内基準の制定及び改正
 - ア 運転員の構成人員に関する事項
 - イ 当直の引継方法に関する事項
 - ウ 巡視に関する事項
 - エ 警報発生時の措置に関する事項
 - オ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
 - カ 定期的に実施する試験に関する事項
 - キ 安全貯蔵の措置に関する事項
 - ク 廃止措置の工事計画に関する事項
- (2) 燃料管理に関する社内基準の制定及び改正
 - ア 新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項
 - イ 新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する事項
- (3) 放射性廃棄物管理に関する社内基準の制定及び改正
 - ア 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項
 - イ 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項
 - ウ 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項
 - エ 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項
- (4) 放射線管理に関する社内基準の制定及び改正
 - ア 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項
 - イ 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項
 - ウ 保全区域に関する事項
 - エ 周辺監視区域に関する事項
 - オ 線量の評価に関する事項
 - カ 除染に関する事項
 - キ 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項
 - ク 放射線計測器類の点検・校正に関する事項
 - ケ 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項
- (5) 施設管理に関する社内基準の制定及び改正
- (6) 改造の実施に関する事項（保安規定第 2 編第 1 9 条第 3 項に関する事項を含む）
- (7) 保安教育実施計画の策定（保安規定第 2 編第 6 3 条）に関する事項
- (8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項
- (9) 「放射線障害予防規程（要則）」及び保安規定の下部社内基準並びに品質マネジメント文書の制定及び改正に関する事項
- (10) その他、委員長、廃止措置主任者又は放射線取扱主任者が必要と認めた事項

5. 審議除外事項

- (1) 原子力発電安全委員会で審議した事項
- (2) 運営委員会において「あらかじめ定めた軽微な事項」とは次のとおり。
 - ア 記載の適正化に伴う社内基準及び業務要領の改正
 - イ 組織改正等に伴う名称等の変更による社内基準及び業務要領の改正
 - ウ 法令改正に伴う改正のうち、法令引用箇所のみの変更
 - エ 原子炉施設の改造のうち、次の事項
 - (ア) 保安規定に定められる、運転上の制限及び条件に影響を及ぼさないもの。
 - (イ) 原子炉設置（変更）許可，設計及び工事計画認可，廃止措置計画（変更）認可及び届出を要さず，安全性の再評価を必要としないもの。
 - オ 廃止措置計画に基づく工事のうち、工事の内容が、3号炉及び4号炉の原子炉施設に影響を与えないと判断できるもの。
 - カ 廃止措置計画に基づく1号炉の工事のうち、工事内容が2号炉の廃止措置に必要な機能に影響を与えないと判断できるもの。また、廃止措置計画に基づく2号炉の工事のうち、工事内容が1号炉の廃止措置に必要な機能に影響を与えないと判断できるもの。
- (3) 保安管理において必要と認められる次の事項等については、運営委員会に報告を行う。
 - ア 原子炉設置（変更）許可申請，設計及び工事計画認可申請及び届出，保安規定の変更申請，原子力事業者防災業務計画の変更届出，廃止措置計画（変更）認可申請等
 - イ 原子力規制検査の結果等
 - ウ 原子力内部監査の結果等
 - エ 定期事業者検査の結果
 - オ 取替炉心の安全性に関する事項
 - カ 放射線障害予防規程の変更届出に関する事項
 - キ その他，委員長が必要と認めた事項

6. 構 成

[委員長]	所 長	
[委員]	廃止措置施設長	第 二 所 長
	廃止措置主任者	3号原子炉主任技術者
		4号原子炉主任技術者
	電気主任技術者(自家用電気工作物)	電気主任技術者(原子力発電工作物)
		3, 4号ボイラー・タービン主任技術者
	1, 2号放射線取扱主任者	3, 4号放射線取扱主任者
	1, 2号技術次長	3, 4号技術次長
	安全品質保証統括室長	
	原子力訓練センター所長	
	環境広報担当課長	
	総 務 課 長	
	防 災 課 長	
	防護管理課長	
	廃止措置運営課長	技術第二課長
	廃止措置安全課長	安全管理第二課長
	プラント管理課長	発電第二課長
	設備管理課長	保守第二課長
	土木建築課長	
	その他委員長が指名した者	

7. 会 議

(1) 委員長は、委員長、原子炉主任技術者、廃止措置主任者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者又は放射線取扱主任者が必要と認めた場合に運営委員会を招集する。

なお、委員長が出席できない場合には、廃止措置施設長又は第二所長が委員長の職務を代行するものとする。

(2) 委員長は、必要がある時は、運営委員会の構成委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(3) 運営委員会は、委員長（又は代行）、原子炉主任技術者、廃止措置主任者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、放射線取扱主任者（放射性同位元素の取扱い及び安全管理に関する重要事項を審議する場合）及び過半数以上の委員の出席がなければ成立しないものとする。

8. 事 務 処 理

(1) 運営委員会の事務局

運営委員会の事務局は、技術第二課がこれにあたる。

(2) 議 事 録

事務局は、審議結果等を議事録に記録し、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」に従い管理するものとする。

本店 原子力発電安全委員会の開催実績（令和3年度）

②-12

月	日	回数	主な審議事項	備考
4	8	1	原子力発電所運転責任者合否判定等業務等を行う判定機関に対する要求事項の確認他	
4	22	2	川内原子力発電所 発電用原子炉設置変更許可申請（震源を特定せず策定する地震動見直し）	
5	13	3	安全性向上評価実施基準の改正他	
5	21	4	川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）他	
6	7	5	教育訓練基準の改正他	
6	29	6	原子力発電所品質マニュアル（要則）の改正他	
7	6	7	原子力発電所放射線管理要則の改正他	
7	12	8	川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（緊急時対策所（指揮所））の補正	
7	19	9	川内原子力発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請（廃棄物搬出設備設置工事）の補正他	
8	5	10	玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について（特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更等）	
8	13	11	玄海原子力発電所 発電用原子炉設置変更許可申請（震源を特定せず策定する地震動見直し）他	
9	17	12	川内原子力発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請（緊急時対策棟内設置工事のうち連絡通路接続工事）の補正	
9	24	13	玄海原子力発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請（海水ポンプ取替工事）の補正他	
10	11	14	玄海原子力発電所第4号機第2回安全性向上評価届出書の届出他	
10	18	15	川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（緊急時対策所（指揮所））の一部補正	
11	12	17	川内原子力発電所第1号機 第27サイクル取替炉心の安全性他	
2	7	18	川内原子力発電所1/2号機、玄海原子力発電所3/4号機 火災感知器追設工事に係る設計及び工事計画認可申請他	
2	17	19	玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請の一部補正他	
3	18	20	玄海原子力発電所 放射性同位元素の許可使用に係る変更認可申請他	

玄海原子力発電所 安全運営委員会の開催実績について（令和3年度）

②-13

月	日	回数	主な審議事項	備考
4	19	1	運転基準（3，4号）の改正他	
5	10	2	燃料管理基準（1，2号）の改正他	
5	24	3	保安活動に関する文書及び記録の管理基準の改正他	
6	7	4	非常事態対策要領の改正他	
6	21	5	技術基準（3，4号）の改正他	
7	19	6	運転基準（3，4号）の改正他	
8	16	7	品質マニュアル（基準）の改正他	
9	27	8	停止時保安管理基準（3，4号）の改正他	
10	18	9	運転基準（1，2号）の改正他	
11	15	10	技術基準（1，2号）の改正他	
12	16	11	玄海原子力発電所3号機 第16回定期事業者検査の計画の変更他	
1	17	12	玄海3号機 第16回定期検査 原子炉停止計画他	
2	7	13	燃料管理基準（1，2号）の改正他	
3	7	14	運転基準（3，4号）の改正他	
3	30	15	玄海原子力発電所3号機 第16回定期事業者検査の計画の変更他	

原子力発電本部及びテクニカルソリューション統括本部に
おける技術者等の人数

③-2、④-2

(令和4年8月1日現在)

	技術者の総人数	技術者のうち管理職の人数	技術者のうち有資格者の人数					
			発電用原子炉主任技術者有資格者の人数	第1種放射線取扱主任者有資格者の人数	第1種ボイラー・タービン主任技術者有資格者の人数	第1種電気主任技術者有資格者の人数	運転責任者の基準に適合した者の人数	
本店	原子力管理部門	82	54 (54)	2	15	5	5	0
	原子力建設部門	41	17 (17)	2	5	3	7	0
	原子力技術部門	26	12 (12)	2	5	1	3	0
	安全・品質保証部門	40	18 (16)	5	12	2	3	0
	廃止措置統括部門	20	12 (12)	0	3	1	0	0
	原子力土木建築部門 ③-3④-3	44	20 (20)	0	0	0	0	0
玄海原子力発電所		546	146 (145)	7	31	9	4	20

注:()内は、管理職のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。

なお、本表における原子力発電本部は、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、安全・品質保証部門、廃止措置統括部門及び玄海原子力発電所であり、テクニカルソリューション統括本部は、原子力土木建築部門を示す。

③-4、④-4

全社と原子力部門の採用人数

過去10年間の全社での採用人数と増減比率及び全社採用人数のうち原子力部門としての採用人数と増減比率を以下に示す。
原子力部門での採用人数は年度によって変動するものの、技術者数は、同程度の人数を確保している。

参考として、過去の原子力部門の技術者数を示す。

年度	全社 (採用人数)		原子力部門 ^{※1} (採用人数)		比率% (b/a)	参考：技術者数 (在籍人数) ^{※2}						
	人数 (a)	前年比の 増減比率	人数 (b)	前年比の 増減比率		原子力 管理部門	原子力 建設部門	原子力 技術部門	安全・品質 保証部門	廃止措置 統括部門	原子力土木 建築部門	玄海原子 力発電所
平成25年	263	▼28%	30	▼36%	11.4	76	37	37	13		39	541
平成26年	198	▼25%	21	▼30%	10.6	81	43	25	29		42	550
平成27年	206	4%増	37	76%増	18.3	78	52	28	32		44	561
平成28年	205	▼1%	44	19%増	21.4	79	55	28	33		47	594
平成29年	254	24%増	62	41%増	24.4	86	63	28	33		62	627
平成30年	278	9%増	62	増減なし	22.3	82	58	25	31	8	63	640
平成31年	251	▼10%	62	増減なし	24.7	91	72	28	35	13	53	579
令和2年	297	18%増	62	増減なし	20.8	91	74	28	36	15	52	564
令和3年	275	▼7%	50	▼19%	18.2	90	54	25	38	17	49	540
令和4年	269	▼2%	39	▼22%	14.5	82	41	26	40	20	44	546
令和5年	270	—	未定	—	—	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定

※1：原子力部門とは、事務系社員及び原子力土木建築部門を除く採用後に原子力発電所へ配属される技術者を示す。

※2：各年度の原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力品質保証部門、安全・品質保証統括部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び玄海原子力発電所の技術者数の総数を示す。

有資格者の人数の推移 (至近5ヶ年)

資格	所属	平成30年7月	令和元年8月	令和2年4月	令和3年8月	令和4年8月
【参考】 技術者	原子力管理部門	82	91	91	90	82
	原子力建設部門	58	72	74	54	41
	原子力技術部門	25	28	28	25	26
	安全・品質保証部門	31	35	36	38	40
	廃止措置統括部門	8	13	15	17	20
	原子力土木建築部門	63	53	52	48	44
	玄海原子力発電所	640	579	564	552	546
	合計	907	871	860	824	799
原子炉主任技術者 発電用	原子力管理部門	1	1	1	2	2
	原子力建設部門	4	4	5	3	2
	原子力技術部門	1	2	1	2	2
	安全・品質保証部門	2	2	2	4	5
	廃止措置統括部門	1	1	1	0	0
	原子力土木建築部門	0	0	0	0	0
	玄海原子力発電所	11	11	10	7	7
	合計	20	21	20	18	18
放射線取扱主任者 第1種	原子力管理部門	21	21	23	20	15
	原子力建設部門	14	15	15	11	5
	原子力技術部門	4	5	5	6	5
	安全・品質保証部門	12	11	11	11	12
	廃止措置統括部門	3	2	2	1	3
	原子力土木建築部門	0	0	0	0	0
	玄海原子力発電所	33	30	30	31	31
	合計	87	84	86	80	72
タービン主任技術者 第1種ボイラー	原子力管理部門	6	4	5	7	5
	原子力建設部門	6	6	5	4	3
	原子力技術部門	2	2	2	1	1
	安全・品質保証部門	2	2	2	2	2
	廃止措置統括部門	1	0	0	1	1
	原子力土木建築部門	0	0	0	0	0
	玄海原子力発電所	13	15	16	8	9
	合計	30	29	30	23	21

資格	所 属	平成30年7月	令和元年8月	令和2年4月	令和3年8月	令和4年8月
電気主任技術者 第1種	原子力管理部門	4	5	5	4	5
	原子力建設部門	4	6	6	8	7
	原子力技術部門	1	1	1	2	3
	安全・品質保証部門	1	1	1	3	3
	廃止措置統括部門	1	2	2	0	0
	原子力土木建築部門	0	0	0	0	0
	玄海原子力発電所	10	6	7	7	4
	合 計	21	21	22	24	22
基準適合者 運転責任者	原子力管理部門	0	0	0	0	0
	原子力建設部門	0	0	0	0	0
	原子力技術部門	0	0	0	0	0
	安全・品質保証部門	0	0	0	0	0
	廃止措置統括部門	0	0	0	0	0
	原子力土木建築部門	0	0	0	0	0
	玄海原子力発電所	23	18	21	23	20
	合 計	23	18	21	23	20
技術士	原子力管理部門	0	0	1*1	0	0
	原子力建設部門	0	0	0	0	0
	原子力技術部門	0	0	0	0	0
	安全・品質保証部門	1*1	1*1	1*1	0	0
	廃止措置統括部門	0	0	0	0	0
	原子力土木建築部門	2*2	1*2	1*2	1*2	1*2
	玄海原子力発電所	0	0	0	2*1	2*1
	合 計	3	2	3	3	3

*1) 原子力・放射線部門

*2) 建設部門

③-6、④-6

玄海原子力発電所における重大事故等対応に関する有資格者数

重大事故等対応に関する資格及びその取得者数を以下に示す。重大事故等対応に必要な有資格者の必要人数は、以下のとおり。

各班における有資格者の必要人数に対し、取得者数の合計は、宿直体制を維持するために必要な人数を確保している。

今後も、引き続き重大事故等対応に必要な有資格者を確保していく。

資格名	用途	1宿直あたり必要人数	体制確保 ^{※1} に必要な人数	取得者数 ^{※2}		合計
				当社	協力会社	
大型自動車	中容量発電機車の運転 タンクローリーの運転	3	24	109	153	262
けん引	中容量発電機車の運転他	2	16	103	85	188
小型移動式クレーン	1次系海水管戻りラインフランジ取替 水中ポンプ設置 他	2	16	87	282	369
フォークリフト	資機材の積載 他	2	16	174	342	516
車両系建設機械(3t以上)	ホイールローダ・油圧ショベルの運転	1	8	80	83	163
危険物取扱者(乙4種)	燃料補給	1	8	316	211	527
小型船舶操縦士	シルトフエンス設置	1	8	74	7	81
普通自動車旧免許(中型8tまで)	資機材の運搬	2	16	226	211	437
玉掛け	1次系海水管戻りラインフランジ取替 水中ポンプ設置 他	2	16	150	382	532

※1：現地の労働基準監督署へ、「同一宿直者について、平日は週に1回まで、平日は週に1回まで、土日曜日は月に1回まで可能。」と届出を行った。このため、宿直当番を行う必要人数1名に対し、土日曜日の宿直要員(8名(2名×4週を別要員で確保))が平日も宿直できることから、8名以上の確保が必要となる。

※2：玄海原子力発電所の当社及び協力会社社員(令和4年8月1日現在)。なお、保修対応要員は当社社員及び協力会社社員の28名から構成される。

玄海原子力訓練センターを活用した訓練実績（令和3年度）

研 修 名	受講者数※
新入社員教育	原子力発電本部（原子力新入社員教育） 25 [25] (0)
保修訓練（基礎コース）	原子力関係法令教育 シーケンス回路 一般計器概要と校正－I 等 58 [46] (12)
保修訓練（保全コース）	非破壊検査－III（UT編） 電動弁分解点検（駆動部） 一般計器概要と計器校正－II 等 19 [17] (2)
保修訓練（専門コース）	C/V全体漏えい率教育 ディーゼル機関保修点検 大型電動機分解点検（縦型） 等 15 [14] (1)

※：〔〕内は社員、（）内は協力会社社員の受講者数を示す。

安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について

1. 令和3年度

(1) 令和3年度 NTC 特別訓練実績（玄海）

1 / 2号運転員、3 / 4号運転員及び発電課員（運転責任者資格保有者）について、「SA訓練強化コース」（平成26年度新設）による訓練を実施。

令和3年

6月17、18日	当直課長	1名	他	0名	計	1名
9月9、10日	当直課長	0名	他	1名	計	1名
11月6、7日	当直課長	1名	他	4名	計	5名

令和4年

3月3、4日	当直課長	1名	他	0名	計	1名
						合計8名（うち発電第二課7名）

(2) 原子力訓練センターにおける訓練実績

a. 全交流動力電源喪失事象について、運転員連携訓練を実施。

[3 / 4号運転員：115名]

b. 中央制御室主体の操作に係る成立性確認について、シミュレータによる訓練を実施。*二課系のみ

[延べ人数：338名]

c. SAシミュレータ訓練（力量維持訓練）について、シミュレータによる訓練を実施。*二課系のみ

[延べ人数：333名]

品質マニュアル (基準)

制 定	平成15年11月 1日	原発本則第209号
最終改正	2022年 7月 1日	原発本則第209号~19
主管箇所	原子力発電本部 品質保証グループ	

(抜 粋)

原子力総括部門
安全・品質保証部門
原子力管理部門
原子力建設部門
原子力技術部門
廃止措置統括部門
原子力土木建築部門
資材調達部門
原子燃料部門
原子力地域コミュニケーション部門

置を講ずる。

⑤-2、⑥-3

8.5.3 未然防止処置

- (1) 各部長及び各グループ長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（良好事例、ニューシア登録情報を含む。）を収集し、保安に関する組織で起こり得る不適合（原子力施設及びその他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行い、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次の事項により適切な未然防止処置を採る。これには、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。
 - a) 起こり得る不適合及びその原因の調査
 - b) 未然防止処置の必要性の評価
 - c) 必要な未然防止処置の決定及び実施
 - d) とった未然防止処置の有効性のレビュー
 - e) とった未然防止処置の結果を含む未然防止処置活動の結果の記録（「4.2.4 記録の管理」参照）
- (2) 未然防止処置に関する要求事項を、「改善措置活動管理基準」及び原子力発電グループ長が作成し、原子力管理部長が制定する「未然防止処置基準」、に規定する。

未然防止処置基準

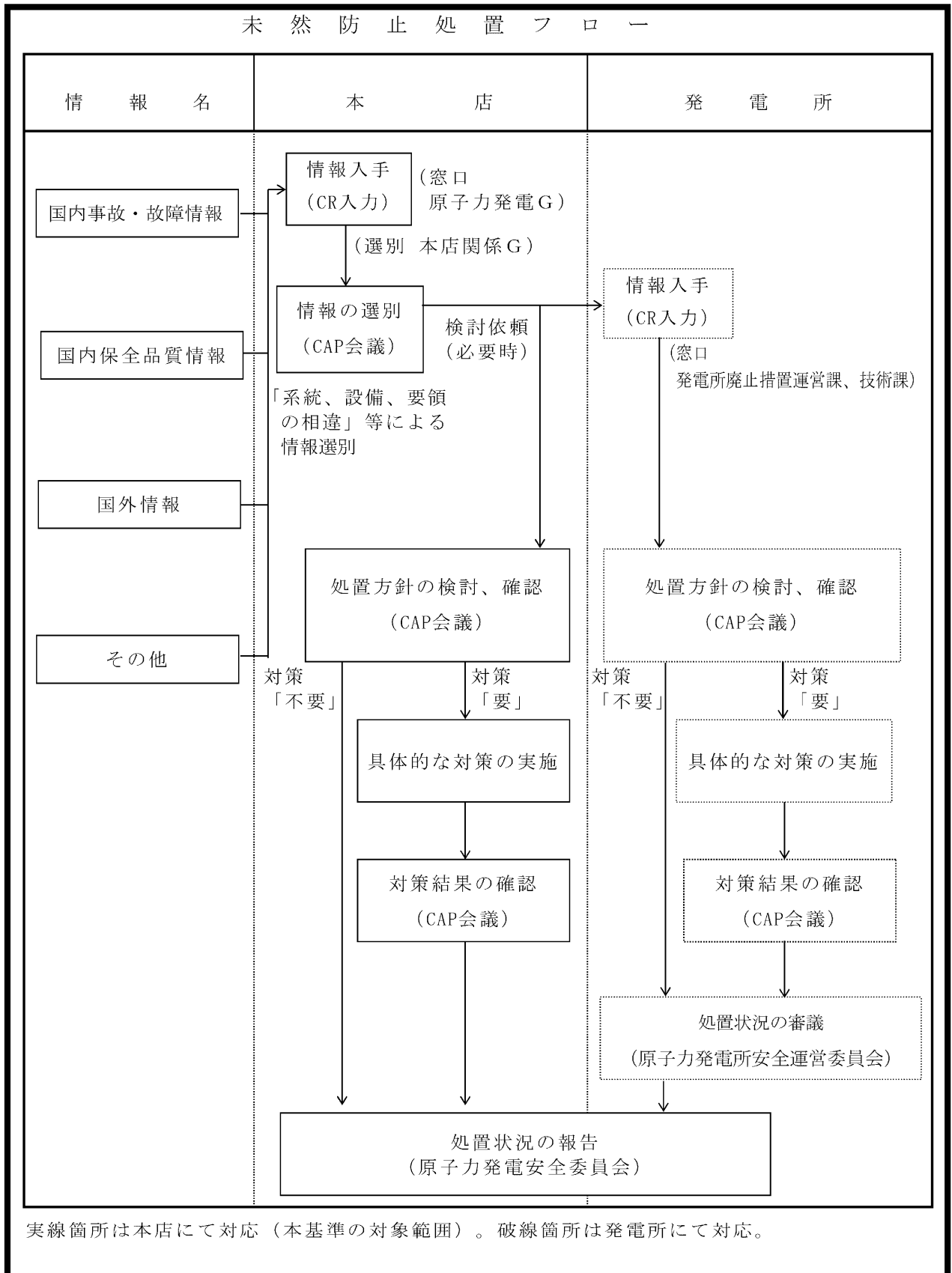
(抜 粋)

制 定 平成16年 5月19日 原発本則 第211号
最終改正 2021年 7月 1日 原発本則 第211号～9
主管箇所 原子力発電本部 原子力発電グループ

原子力総括部門
安全・品質保証部門
原子力管理部門
原子力建設部門
原子力技術部門
廃止措置統括部門
原子力土木建築部門
資材調達部門
原子燃料部門
原子力地域コミュニケーション部門

検 討 対 象 情 報

情 報 名	主 な 入 手 先
1. 国内事故・故障情報 (1) ニューシア (トラブル情報) (注1、2) (2) 原子力安全推進協会発行文書(重要度-I, II, III) (注2)	原子力安全推進協会HP 原子力安全推進協会
2. 国内保全品質情報 (1) ニューシア (保全品質情報) (注1、2) (2) 原子力安全推進協会発行文書(重要度-I, II, III) (注2)	原子力安全推進協会HP 原子力安全推進協会
3. 国外情報 (1) PWR海外情報検討会改善対策提言事項 (注2) (2) 原子力安全推進協会発行文書(重要度-I, II, III) (注2)	PWR海外情報検討会 原子力安全推進協会
4. その他 (1) ニューシア (その他情報) (注2、3) (2) 自社情報 ・ 自社不適合・是正処置情報 (注2) ・ 各安全性向上検討委員会からの情報 (注4) (3) 他業種トラブル情報 (注2) (4) 良好事例に関する情報 (5) その他検討が必要と判断した情報 (注2、5)	原子力安全推進協会HP 玄海原子力発電所 川内原子力発電所 本店 (自社他部門含む) 経済産業省HP その他官庁HP (注6) 原子力規制委員会HP 他電力会社等のHP
(注1) 原則として、報告書の状態が最終となった時点で検討対象情報とする。	
(注2) 保全の有効性評価のためのデータ (他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ) として発電所へ提供する情報	
(注3) 原則として、報告書の状態が最終となり、「水平展開の検討」が「要」となった情報を検討対象とする。	
(注4) 「原子炉施設の耐震及び耐津波に係る新知見の反映実施要領」及び「原子炉施設の竜巻、火山その他自然災害への防護に係る新知見の反映実施要領」に基づき新知見情報の収集・選定を実施し、検討が必要と判断した情報	
(注5) 保安活動の実施によって得られたその他の知見など原子力発電グループ長が検討が必要と判断した情報	
(注6) 社会的影響の大きな事故情報等のうち、管轄官庁が原子力規制委員会及び経済産業省以外の場合	



玄海原子力発電所
未然防止処置基準

(抜 粋)

制 定	平成16年 5月19日
最終改正	2020年12月 1日

九州電力株式会社
玄海原子力発電所

検 討 対 象 情 報

情 報 名	主 な 入 手 先
1. 国内事故・故障情報 (1) ニューシア (トラブル情報) (注1) (2) 原子力安全推進協会発行文書 (重要度-I, II, III) (注1)	原子力安全推進協会HP 原子力安全推進協会
2. 国内保全品質情報 (1) ニューシア (保全品質情報) (注1) (2) 原子力安全推進協会発行文書 (重要度-I, II, III) (注1)	原子力安全推進協会HP 原子力安全推進協会
3. 国外情報 (1) PWR海外情報検討会改善対策提言事項 (注1) (2) 原子力安全推進協会発行文書 (重要度-I, II, III) (注1)	PWR海外情報検討会 原子力安全推進協会
4. その他 (1) ニューシア (その他情報) (注1) (2) 自社情報 ・ 自社不適合・是正処置情報 (注1) ・ 各安全性向上検討委員会からの情報 (注2) (3) 他業種トラブル情報 (注1) (4) 良好事例に関する情報 (5) その他検討が必要と判断した情報 (注1、3)	原子力安全推進協会HP 玄海原子力発電所 川内原子力発電所 本店 (自社他部門を含む) 経済産業省HP その他官庁HP (注4) 原子力規制委員会HP 他電力会社等のHP
(注1) 保全の有効性評価のためのデータ (他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ) として発電所へ提供された情報 (注2) 「原子炉施設の耐震及び耐津波に係る新知見の反映実施要領 (原発本要領第351号)」及び「原子炉施設の竜巻、火山その他自然災害への防護に係る新知見の反映実施要領 (原発本要領第356号)」に基づき新知見情報の収集・選定を実施し、検討が必要と判断した情報 (注3) 保安活動の実施によって得られたその他の知見など原子力発電グループ長が検討要と判断した情報 (注4) 社会的影響の大きな事故情報等のうち、管轄官庁が原子力規制委員会及び経済産業省以外の場合	

本店 CAP会議の開催実績 (令和3年度)

月	日	内容	備考
4	30	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスクリーニング結果の妥当性 ・是正処置計画 (是正処置の必要性評価、原因分析の内容を含む) の妥当性 ・未然防止処置の情報選別及び処置の検討結果の妥当性 ・状態報告の評価結果の妥当性 ・状態報告の処置状況及び CAQ の処置結果 ・改善措置活動の実施状況のレビュー結果 	
5	28	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスクリーニング結果の妥当性 ・未然防止処置の情報選別及び処置の検討結果の妥当性 ・状態報告の処置状況及び CAQ の処置結果 	
6	29	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスクリーニング結果の妥当性 ・未然防止処置の情報選別及び処置の検討結果の妥当性 ・不適合判断の結果 ・状態報告の処置状況及び CAQ の処置結果 	
7	29	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスクリーニング結果の妥当性 ・未然防止処置の情報選別及び処置の検討結果の妥当性 ・状態報告の処置状況及び CAQ の処置結果 	
8	30	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスクリーニング結果の妥当性 ・未然防止処置の情報選別及び処置の検討結果の妥当性 ・不適合判断の結果 ・状態報告の処置状況及び CAQ の処置結果 	
9	29	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスクリーニング結果の妥当性 ・未然防止処置の情報選別及び処置の検討結果の妥当性 ・状態報告の処置状況及び CAQ の処置結果 	
10	27	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスクリーニング結果の妥当性 ・未然防止処置の情報選別及び処置の検討結果の妥当性 ・不適合判断の結果 ・状態報告の処置状況及び CAQ の処置結果 	
11	29	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスクリーニング結果の妥当性 ・未然防止処置の情報選別及び処置の検討結果の妥当性 ・不適合判断の結果 ・状態報告の処置状況及び CAQ の処置結果 	
12	24	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスクリーニング結果の妥当性 ・是正処置計画 (是正処置の必要性評価、原因分析の内容を含む) の妥当性 ・未然防止処置の情報選別及び処置の検討結果の妥当性 ・不適合判断の結果 ・状態報告の処置状況及び CAQ の処置結果 	

月	日	内容	備考
1	28	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスクリーニング結果の妥当性 ・是正処置計画（是正処置の必要性評価、原因分析の内容を含む）の妥当性 ・未然防止処置の情報選別及び処置の検討結果の妥当性 ・状態報告の評価結果の妥当性 ・状態報告の処置状況及び CAQ の処置結果 ・改善措置活動の実施状況のレビュー結果 	
2	25	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスクリーニング結果の妥当性 ・未然防止処置の情報選別及び処置の検討結果の妥当性 ・不適合判断の結果 ・CAQ の処置状況及び処置結果 ・改善措置活動の実施状況 	
3	28	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスクリーニング結果の妥当性 ・未然防止処置の情報選別及び処置の検討結果の妥当性 ・CAQ の処置状況及び処置結果 ・改善措置活動の実施状況 	

玄海原子力発電所 CAP会議の開催実績 (令和3年度)

月	日	内容	備考
4	1	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
4	8	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
4	15	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
4	22	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
4	30	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認 ・未然防止処置計画の妥当性の審議	
5	13	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
5	20	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
5	27	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
6	3	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認 ・未然防止処置計画の妥当性の審議 ・是正処置計画の妥当性の審議	
6	10	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認 ・改善措置活動の実施状況のレビュー (2020年度) の確認 ・状態報告の評価 (2020年度) の審議	
6	17	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認 ・是正処置計画の妥当性の審議	
6	24	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
7	2	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
7	8	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
7	15	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
7	21	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
7	29	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	

月	日	内容	備考
8	5	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
8	12	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
8	19	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
8	27	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
9	2	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
9	9	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
9	16	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
9	22	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
9	30	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
10	7	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
10	14	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
10	21	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
10	28	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
11	4	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
11	11	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
11	18	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
11	25	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
12	2	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
12	9	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
12	16	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認 ・是正処置計画の妥当性の審議	
12	23	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認 ・未然防止処置計画の妥当性の審議 ・是正処置計画の妥当性の審議	

月	日	内容	備考
1	6	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
1	13	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
1	20	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
1	27	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
2	2	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
2	3	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認 ・改善措置活動の実施状況のレビュー（2021年度上期）の確認 ・状態報告の評価（2021年度上期）の審議	
2	10	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認 ・是正処置計画の妥当性の審議	
2	17	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
2	24	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
3	3	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
3	10	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	
3	17	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認 ・未然防止処置計画の妥当性の審議	
3	24	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認 ・是正処置の要否判断の妥当性の審議	
3	31	・プレスクリーニング結果の妥当性の審議 ・状態報告の処置状況の確認	

過去 3 年間の海外派遣実績について

年度 (人数)	件 名	派遣者数
令和元年度 (7名)	米国 NextEra 社へのベンチマーク調査	6
	リスク低減のための最適な原子力安全規制に関する研究会 海外訪問調査	1
令和2年度 (0名)	—	—
令和3年度 (0名)	—	—

原子力発電所品質マニュアル (要則)

制 定	平成15年11月 1日	原発本則第116号
最終改正	2022年 7月 1日	原発本則第116号～18
主管箇所	原子力発電本部 品質保証グループ	

(抜 粋)

1. 目的

本原子力発電所品質マニュアル(要則) (以下「品質マニュアル(要則)」という。)は、次に示す品質マネジメントシステムに係る各要求事項に従い、当社が原子力安全を確保するための品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施するとともに、その有効性を維持するため、改善を継続的に行うことを目的とする。

- (1) 「玄海原子力発電所原子炉施設保安規定(要則)」及び「川内原子力発電所原子炉施設保安規定(要則)」(以下「保安規定」という。)の品質マネジメントシステム計画
- (2) 「保安規程(原子力)」及び「保安規程(原子力発電所自家用電気工作物)(要則)」(以下「保安規程」という。)
- (3) 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品管規則」という。)
- (4) JISQ9001:2015(以下「JISQ9001」という。)
- (5) 「原子力安全のためのマネジメントシステム規程(JEAC4111-2021)」(以下「JEAC4111」という。)の要求事項

⑦ - 1

⑧ - 1

2. 適用範囲、定義他

2.1 適用範囲

本「品質マニュアル(要則)」は、図-1「品質保証組織図」に示す組織が実施する原子力安全に関する保安活動に適用する。

2.2 用語の定義

本「品質マニュアル(要則)」における用語の定義は、以下を除き品管規則、保安規定、JISQ9001及びJEAC4111に従うものとする。(保安規定の定義と同じ用語が品管規則、JEAC4111、JISQ9001にて定義されている場合は、保安規定の定義に従う。)

(1) 原子力安全

適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、業務に従事する者、公衆及び環境を、不当な放射線リスクから守ることをいい、品管規則でいう「原子力の安全」と同意

(2) 原子力施設

原子力発電所を構成する構築物、系統及び機器等の総称で、保安規定でいう原子炉施設、機器等を包含する。

(3) 利害関係者

組織の活動及びパフォーマンスに懸念又は利害を有する人又は集団。具体的には、地元住民を含む公衆を指し、原子力安全規制当局、関係自治体、供給者、関連学協

会などを含む。品管規則でいう「組織の外部の者」と同意

(4) 改善措置活動

原子力施設における状態報告（本来あるべき状態とは異なる状態、すべき行動から外れた行動や結果、気付いた問題、要改善点等が提案、もしくは記載された報告）の情報を活用して改善を行う活動

(5) 原子炉主任技術者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の第43条の3の26でいう発電用原子炉主任技術者のことをいう。

(6) 有効性¹

品管規則でいう「実効性」と同意

(7) 品質保証計画

保安規定 第3条の「品質マネジメントシステム計画」と同意

2.3 組織及び職位の定義

本「品質マニュアル(要則)」における組織及び職位の表現の定義は、以下のとおりとする。

(1) 組織の表現

①保安に関する組織：

図-1 「品質保証組織図」に示す組織全体

②原子力総括部門：原子力発電本部のうち以下の組織

原子力総括部長、原子力総括グループ

③安全・品質保証部門：原子力発電本部のうち以下の組織

安全・品質保証部長、品質保証グループ、安全性向上グループ、リスク管理・解析グループ、システム統括グループ

④原子力管理部門：原子力発電本部のうち以下の組織

原子力管理部長、原子力運営グループ、原子力企画グループ、原子力発電グループ、原子力設備グループ、原子力経年対策グループ、放射線安全グループ、原子力防災グループ、環境広報グループ

⑤原子力建設部門：原子力発電本部のうち以下の組織

原子力建設部長、原子力建設グループ、原子力工事グループ、原子力機械グループ、原子力電気計装グループ、安全設計グループ

¹ 本定義により、「有効性」は、JIS Q 9000:2015 に定義される「計画した活動を実行し、計画した結果を達成した程度」ではなく、品管規則が意図した意味で用いる。なお、品管規則の解釈（第4条1）において、「実効性を維持する」とは、「保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していること」と定義されている。

- ⑥原子力技術部門：原子力発電本部のうち以下の組織
原子力技術部長、原子燃料技術グループ、原子燃料サイクルグループ、原子力技術支援グループ
- ⑦廃止措置統括部門：原子力発電本部のうち以下の組織
廃止措置統括室長、廃止措置管理グループ、廃止措置技術グループ、廃棄物運用対策グループ
- ⑧原子力土木建築部門：テクニカルソリューション統括本部のうち以下の組織
原子力土木建築部長、調査・計画グループ、原子力グループ、設計・解析グループ
- ⑨資材調達部門：ビジネスソリューション統括本部のうち以下の組織
資材調達部長、調達基盤グループ、資材調達センター（調達戦略グループ、送配電設備調達グループ、発電設備調達グループ、共通設備調達グループ、土木建築工事・委託契約グループ、発電設備工事・委託契約グループ、ロジスティクスグループ）
- ⑩原子燃料部門：エネルギーサービス事業統括本部のうち以下の組織
原子燃料部長、原子燃料管理グループ、原子燃料フロントエンドグループ、原子燃料バックエンドグループ
- ⑪原子力地域コミュニケーション部門：立地コミュニケーション本部のうち以下の組織
原子力地域コミュニケーション部長、部長（原子力技術コミュニケーション担当）、コミュニケーション運営グループ、玄海地域統括グループ、川内地域統括グループ
- ⑫監査部門：原子力監査室のうち以下の組織
原子力監査室長、原子力監査グループ
- ⑬本店組織：
原子力発電本部長、原子力発電本部副本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力発電本部 部長（技術支援担当、国際協力担当、以下(1)項において「各担当部長」という。）、原子力土木建築部門、資材調達部門、原子燃料部門、原子力地域コミュニケーション部門
- ⑭発電所組織：
玄海原子力発電所、川内原子力発電所
- ⑮原子力部門：
原子力発電本部長、原子力発電本部副本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、各担当部長、原子力土木建築部門、玄海原子力発電所、川内原子力発電所
- ⑯本店原子力部門：
原子力発電本部長、原子力発電本部副本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部

門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、各担当部長、原子力土木建築部門

(2) 職位の表現

①各部長：

原子力総括部長、安全・品質保証部長、原子力管理部長、原子力建設部長、原子力技術部長、廃止措置統括室長、原子力土木建築部長、資材調達部長、原子燃料部長、原子力地域コミュニケーション部長、原子力監査室長

②各担当部長：

原子力発電本部 部長（技術支援担当、国際協力担当）

③各所長：

玄海原子力発電所長、川内原子力発電所長

但し、玄海原子力発電所において、廃止措置施設長、第二所長に権限が委譲されている事項に関しては、廃止措置施設長、第二所長を意味する。

④各グループ長：以下の職位

原子力総括部門：

原子力総括グループ長

安全・品質保証部門：

品質保証グループ長、安全性向上グループ長、リスク管理・解析グループ長、システム統括グループ長

原子力管理部門：

原子力運営グループ長、原子力企画グループ長、原子力発電グループ長、原子力設備グループ長、原子力経年対策グループ長、放射線安全グループ長、原子力防災グループ長、環境広報グループ長

原子力建設部門：

原子力建設グループ長、原子力工事グループ長、原子力機械グループ長、原子力電気計装グループ長、安全設計グループ長

原子力技術部門：

原子燃料技術グループ長、原子燃料サイクルグループ長、原子力技術支援グループ長

廃止措置統括部門：

廃止措置管理グループ長、廃止措置技術グループ長、廃棄物運用対策グループ長

原子力土木建築部門：

調査・計画グループ長、原子力グループ長、設計・解析グループ長

資材調達部門：

調達基盤グループ長、資材調達センター所長

原子燃料部門：

原子燃料管理グループ長、原子燃料フロントエンドグループ長、原子燃料バック
エンドグループ長

原子力地域コミュニケーション部門：

コミュニケーション運営グループ長、玄海地域統括グループ長、川内地域統括グ
ループ長

監査部門：

原子力監査グループ長

⑤各課長：以下の職位

玄海原子力発電所：

廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、プラント管理課長、設備管理課長、技術
第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長、保守第二課長、土木建築課長、総
務課長、防災課長、防護管理課長、原子力訓練センター所長、環境広報担当課長、
安全品質保証統括室長

川内原子力発電所：

技術課長、安全管理課長、発電課長、保守課長、土木建築課長、総務課長、防災
課長、防護管理課長、原子力訓練センター所長、環境広報担当課長、安全品質保
証統括室長

なお、「原子力部門の各グループ長、各課長」等、「職位の表現」の前に「組織の表現」
を記載した場合は、「組織の表現」で示される組織に所属する該当職位のみを意味する。

2.4 要則の制定・改廃

この要則の制定・改廃は、管理責任者^(注1)の確認後、社長の承認に基づき安全・品質保証部長が行う。

但し、以下に示す事項については、その改正内容に応じて表に示す承認者の判断で改正できるものとする。

改正内容	管理責任者 ^(注1) の確認	承認者
・品質マネジメントシステムの運営に影響を与える事項（但し、社長の行為を規定する事項を除く）	要 ^(注2)	原子力発電 本部長
・社長又は原子力発電本部長の決定・承認を既に受けている事項	要 ^(注2)	安全・品質 保証部長
・社長又は原子力発電本部長の行為を規定する事項のうち、記載の適正化	不要	
・記載の適正化等品質マネジメントシステムの運営に影響を与えない事項	不要	

(注1)：本店組織及び発電所組織の管理責任者

(注2)：管理責任者が原子力発電本部長の場合は、「不要」とする。

なお、品質マネジメントシステムのプロセスに関する事項を変更する際には、原子力監査室長の確認を受けるものとする。

3. 組織の状況

3.1 組織及びその状況の理解

- (1) 保安に関する組織は、原子力安全と「九電グループの思い（全社指針第14号）」を実現するために、組織の内外の課題を、安全・品質保証部長が定める「原子力発電所マネジメントレビュー管理基準」に従い明確にする。
- (2) 保安に関する組織は、これらの内外の課題に関する情報を、「原子力発電所マネジメントレビュー管理基準」に従い監視し、レビューする。

3.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

保安に関する組織は、要求事項及び適用される法令・規制要求事項を満たした原子力安全を達成するために、組織の能力に影響又は潜在的影響を与える次の事項について、以下のとおり明確にする。

- (1) 品質マネジメントシステムに密接に関連する利害関係者

「図-2 品質マネジメントシステムに係る規定文書体系図」に示す各規定文書に定める要求事項に係る利害関係者

- (2) 品質マネジメントシステムに密接に関連する利害関係者の要求事項

「7.2 業務・原子力施設に対する要求事項に関するプロセス」にて決定した利害関係者からの要求事項

保安に関する組織は、これらの利害関係者及びその関連する要求事項に関する情報を「7.2 業務・原子力施設に対する要求事項に関するプロセス」にて監視し、レビューする。

3.3 品質マネジメントシステムの適用範囲の決定

保安に関する組織は、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの適用範囲を「2.1 適用範囲」のとおりとする。

- (1) 「3.1 組織及びその状況の理解」に規定する内外の課題
- (2) 「3.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解」に規定する、密接に関連する利害関係者の要求事項を反映した品質マネジメントシステム
- (3) 原子力安全の達成

4. 品質マネジメントシステム

4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項

- (1) 保安に関する組織は、社長をトップマネジメントとし、本店組織、発電所組織及び監査部門を対象箇所とする品質マネジメントシステムを、本「品質マニュアル（要則）」に基づき確立し、文書化し、実施するとともに、その有効性を維持するために継続的に改善する。

本店組織は、本「品質マニュアル（要則）」並びに本店組織を対象とし、安全・品質保証部長が定める「品質マニュアル（基準）」に基づき、社長をトップマネジメントとする品質マネジメントシステムの確立、運営に当たる。

発電所組織は、本「品質マニュアル（要則）」並びにそれぞれの発電所組織を対象とし、それぞれの所長が定める「玄海（川内）原子力発電所品質マニュアル（基準）」に基づき、社長をトップマネジメントとする品質マネジメントシステムの確立、運営に当たる。

監査部門は、本「品質マニュアル（要則）」に基づき社長をトップマネジメントとする品質マネジメントシステムの確立、運営に当たるとともに、社長の下、原子力監査室長が定める「原子力内部監査要則」に基づき本店組織及び発電所組織の保安活動に関する内部監査を実施する。

- (2) 保安に関する組織は、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として「保修基準」及び「土木建築基準」に定める設備の品質重要度分類等に従い、保安活動の重要度に応じたグレード分けを行い、品質マネジメントシステムを確立し運用する。この運用において、次の事項を適切に考慮する。

- a) 原子力施設、組織又は保安活動の重要度及びこれらの複雑さの程度
- b) 原子力施設の品質又は保安活動に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ
- c) 原子力施設の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響

- (3) 保安に関する組織は、原子力施設に適用される法令・規制要求事項を「7.2.1 業務・原子力施設に対する要求事項の明確化」にて明確にし、安全・品質保証部長が本店組織を対象に、各所長がそれぞれの発電所組織を対象に定める「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。 ⑦-10

- (4) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次の事項を実施する。

- a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を図-2「品質マネジメントシステムに係る規定文書体系図」に示す文書を始めとする品質マネジメントシステムの文書で明確に定める。
- b) プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を品質マネジメントシステムの文書及び図-3「品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に明確に定める。
- c) プロセスの運用及び管理の有効性の確保に必要な判断基準（保安活動指標を含む。）及び方法を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。
- d) プロセスの運用並びに監視及び測定を支援するために必要な資源及び情報を利用できること（責任及び権限の明確化を含む。）を確実にする。
- e) プロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。但し、監視及び測定が困難である場合はこの限りではない。
- f) プロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために必要な措置（プロセスの変更を含む。）をとる。
- g) プロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものにする。
- h) 原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と原子力安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。
- i) リスク及び機会に取り組む。
- j) プロセス及び品質マネジメントシステムを改善する。

(5) 保安に関する組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮した効果的な取組みを通じて、次の状態を目指していることをいう。

- a) 原子力安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
- b) 風通しの良い組織文化が形成されている。
- c) 要員が、自らが行う原子力安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
- d) 全ての活動において、原子力安全を考慮した意思決定が行われている。
- e) 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力安全に対する自己満足を戒めている。
- f) 原子力安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題

が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。

- g) 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
 - h) 原子力安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。
- (6) 保安に関する組織は、業務又は原子力施設（以下「業務・原子力施設」という。）に係る要求事項への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することを決めた場合には、当該プロセスを「7.4 調達」等に基づき管理する。
- (7) 保安に関する組織は、原子力安全を確保することの重要性を踏まえたグレード分け（「4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項」(2)参照）に基づき資源の適切な配分を行う。

⑦-2、⑧-2

4.2 文書化に関する要求事項

⑦-3、⑧-3

4.2.1 一般

保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムの文書に次の事項を含め、文書に定める事項を実施する。また、記録は適正※に作成する。

- (1) 品質方針及び品質目標
- (2) 「品質マニュアル（要則）」、「品質マニュアル（基準）」
- (3) 有効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した記録を含む文書（規定文書、業務要領、各種手順書、調達文書、法令等）
- (4) 別表1「品管規則、JISQ9001及びJEAC4111が要求する文書及び記録の一覧表」に示す、品管規則が要求する“手順書等”、JISQ9001が要求する“文書化した情報”及びJEAC4111が要求する“文書化された手順”となる文書及び記録

これらの文書のうち、規定文書について、文書名と担当箇所を図-2「品質マネジメントシステムに係る規定文書体系図」に示すとともに、品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書との対応について、別表2「品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書との対応表」に示す。

なお、図-2「品質マネジメントシステムに係る規定文書体系図」以外の品質マネジメントシステムで必要とされる文書は、これらを遵守するために、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」で、本「品質マニュアル（要則）」との位置づけを明確にする。

※：適正とは、不正行為がなされていないことをいう。

4.2.2 品質マニュアル

- (1) 保安に関する組織は、品質マニュアルとして次を作成し、維持する。
 - a) 品質マニュアル（要則）

「品管規則」、「JEAC4111」、「JISQ9001」、「保安規定」及び「保安規程」に基づき、社長が定める。
 - b) 品質マニュアル（基準）

「品質マニュアル（要則）」に基づき、安全・品質保証部長が本店組織を対象に、各所長がそれぞれの発電所組織を対象に定める。
- (2) 品質マニュアルには、次の事項を含める。
 - a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
 - b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項
 - c) 品質マネジメントシステムの適用範囲（「2.1 適用範囲」参照）
 - d) 品質マネジメントシステムについて確立された規定文書又はそれらを参照できる情報（図-2「品質マネジメントシステムに係る規定文書体系図」参照）
 - e) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係（図-3「品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」参照）

4.2.3 文書管理

- (1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの文書を「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」、「原子力内部監査要則」に基づき、保安活動の重要度に応じ、以下の事項を含め管理する。ただし、記録は文書の一つではあるが、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。
 - a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止
 - b) 文書の組織外への流出等の防止
 - c) 品質マネジメントシステムの文書（記録を除く。）の発行及び変更に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び変更を承認した者に関する情報の維持
- (2) 保安に関する組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメントシステムの文書を利用できる（文書変更時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）よう、次の活動に必要な管理を「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。
 - a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書を審査し、承認する。
 - b) 文書の変更の必要性について評価するとともに、変更にあたっては発行前と同様に、適切かどうかの観点から文書を審査し、承認する。

- c) 文書の発行前及び変更時に行う適切性の審査及び変更の必要性の評価を行う場合は、対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。
- d) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。
- e) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。
- f) 文書は適切な形式、媒体を用い、読みやすく、かつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。
- g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。
- h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。

⑦-3、⑧-3

4.2.4 記録の管理

- (1) 保安に関する組織は、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を実証するために作成する記録の対象を明確にする。記録は、保安活動の重要度に応じて管理する。

この管理には、記録は読みやすく、容易に内容を把握することができ、検索可能とすることを含む。
- (2) 保安に関する組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。

5. 経営責任者等の責任

⑦-5、⑧-5

5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ

社長はトップマネジメントとして、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施するとともに、その有効性を維持していることを、次の事項によって実証する。また、社長は、保安に関する組織全体の安全文化のあるべき姿（別表3「安全文化のあるべき姿」参照）を定める。

- (1) 品質方針を設定する。 ⑦-5、⑧-5
- (2) 品質目標が設定されることを確実にする。
- (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。

(4) マネジメントレビュー(「5.6.1 一般」参照)を実施する。 ⑦-9、⑧-9

- (5) 資源が使用できることを確実にする。
- (6) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を保安に関する組織内に周知する。
- (7) 要員に、自らが担当する保安活動を理解し、遂行する責任を有することを認識させる。
- (8) 全ての階層で行われる決定は、原子力安全の確保に係る優先順位及び説明する責任を考慮して行われることを確実にする。
- (9) 品質マネジメントシステムの有効性に説明責任を負う。
- (10) 保安に関する組織のプロセスへの品質マネジメントシステム要求事項の統合を確実にする。
- (11) プロセスアプローチ及びリスクに基づく考え方の利用を促進する。
- (12) 品質マネジメントシステムがその意図した結果を達成することを確実にする。
- (13) 品質マネジメントシステムの有効性に寄与するよう要員を積極的に参加させ、指揮し、支援する。
- (14) 改善を促進する

5.2 原子力安全の確保の重視

- (1) 社長は、原子力施設の保護（財産保護）よりも、原子力安全を最優先に位置付け、保安に関する組織の意思決定に際して業務・原子力施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。
- (2) 社長、原子力発電本部長、各部長、各グループ長、各所長及び各課長は、業務・原子力施設に対する要求事項を品質マネジメントシステムの文書に明確化するとともに、業務の実施段階において、業務・原子力施設の要求事項が理解され、満足するよう管理（「7.2.1 業務・原子力施設に対する要求事項の明確化」参照）する。

- (3) 社長、原子力発電本部長、各部長、各グループ長、各所長及び各課長は、保安に関する組織の原子力安全を達成する能力に影響を与え得るリスク及び機会を決定し（「5.4.3 リスク及び機会への取組み」参照）、それらに取り組み、利害関係者がどのように受けとめているか監視する（「8.2.1 利害関係者の意見」参照）。

5.3 品質方針

社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。）について、次の事項を確実にする。

また、原子力発電本部長、各部長、各グループ長、各所長及び各課長は、品質方針を保安に関する組織内に周知徹底し、品質方針を考慮した品質マネジメントシステムの確立、運営に当たる。なお、社長が設定する品質方針の管理は「原子力発電所マネジメントレビュー管理基準」に規定する。

- (1) 保安に関する組織の目的及び状況に対して適切（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）であり、組織の戦略的な方向性を支援する。
- (2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の維持に対するコミットメントを含む。
- (3) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。
- (4) 保安に関する組織全体に伝達され、理解される。
- (5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与し、且つ、適切性を持続するためにレビュー（「5.6.1 一般(2)」参照）する。
- (6) 必要に応じて、密接に関連する利害関係者が入手可能である。

⑦ - 5

⑧ - 5

5.4 計画

5.4.1 品質目標

- (1) 社長は、次に示す保安に関する組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子力施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（「7.1 業務の計画 (3) b)」参照）が設定されていることを確実にする。
 - a) 原子力発電本部長は、原子力発電本部の責任者として品質目標を設定する。
 - b) 各部長（原子力監査室長を除く。）及び各所長は、原子力発電本部長の品質目標を考慮し、それぞれの組織の責任者として、それぞれの組織で品質目標を設定する。
 - c) 原子力監査室長は監査部門の責任者として品質目標を設定する。
 - d) 各グループ長及び各課長は、各部長及び各所長の品質目標を踏まえ、各グループ及

び各課それぞれで品質目標を設定（原子力総括部門においては部長とグループ長は共通で設定）する。この品質目標を達成するための計画には、次に掲げる事項を含む。

- (a) 実施事項
 - (b) 必要な資源
 - (c) 責任者
 - (d) 実施事項の完了時期
 - (e) 結果の評価方法
- (2) 社長は、品質目標が、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとることを確実にする。
- (3) 保安に関する組織は、品質目標を、「原子力内部監査要則」及び安全・品質保証部長が本店組織を対象に、各所長がそれぞれの発電所組織を対象に定める「評価改善活動管理基準」に基づき監視、伝達し、必要に応じて更新する。
- (4) 保安に関する組織は、品質目標に関する記録を、維持する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

社長は、次の事項を確実にする。また、原子力発電本部長、各部長、各グループ長、各所長及び各課長は、品質マネジメントシステムの計画に関し、次の事項を確実に実施する。

- (1) 「4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項」に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築、実施及び維持についての計画を策定する。
- (2) 品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を計画し、実施する場合には保安活動の重要度に応じて次の事項を適切に考慮して、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。
- a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果。この起こり得る結果には保安に関する組織の活動として実施する次の事項を含む。
 - (a) 当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価
 - (b) 当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置
 - b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持
 - c) 資源の利用可能性
 - d) 責任及び権限の割当て

5.4.3 リスク及び機会への取組み

社長は、リスクに基づく考え方の利用を促進(「5.1 経営者の原子力安全のためのリーダーシップ」(11)参照)し、計画に反映するために、次の事項に示す保安活動の改善のために講ずる措置を含むリスク及び機会への取組みを確実にする。

- (1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの計画を策定するとき、「3.1 組織及びその状況の理解」に規定する課題を考慮し、次の事項のために取り組む必要があるリスク及び機会を「原子力発電所マネジメントレビュー管理基準」に従い決定する。

なお、「3.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解」に規定する要求事項については品質マネジメントシステムの各プロセスにおいて適切に取り組む。

- a) 原子力安全が達成できるという確信を与える。
 - b) 望ましい影響を増大する。
 - c) 望ましくない影響を防止又は低減する。
 - d) 改善を達成する。
- (2) 保安に関する組織は、決定したリスク及び機会への取組みを実施するとともに、その取組みの有効性の評価を行う。
- (3) 保安に関する組織は、リスク及び機会への取組みの品質マネジメントシステムプロセスへの統合を、「原子力発電所マネジメントレビュー管理基準」及び「原子力内部監査要則」に従い実施する。
- (4) 保安に関する組織は、リスク及び機会への取組みを原子力安全の達成への潜在的な影響と見合ったものとする。
- (5) 保安に関する組織は、原子力発電所を運営する活動により好ましくない結果に至る可能性を伴う状態、活動が顕在化することで原子力安全に負の影響を及ぼすことを抑制するために、安全・品質保証部長が本店組織を対象に、各所長がそれぞれの発電所組織を対象に定める「原子力発電リスクマネジメント基準」に基づくリスクマネジメントを実施する。

5.5 責任、権限及びコミュニケーション

5.5.1 責任及び権限

社長、原子力発電本部長、原子力発電本部副本部長、各部長、各担当部長、各所長及び各主任技術者の品質マネジメントシステムにおける責任(担当業務に応じて組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限を以下のとおりとする。なお、本店組織、発電所組織内の責任及び権限については、「品質マニュアル(基準)」で、監査部門内の責任及び権限については、「原子力内部監査要則」で明確化し、これらの責任及び権限が保安に関する組織全体に周知されていることを確実にする。

⑦-4

⑧-4

(1) 社長

社長は、トップマネジメントとして、保安に関する組織を対象とする品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を維持するために継続的に改善することに関する権限と責任を有する。

(2) 原子力発電本部長

原子力発電本部長は、社長の示す品質方針を踏まえ、本店組織及び発電所組織における品質保証活動の実施に係る管理責任者として品質マネジメントシステムの具体的な活動及び原子力発電本部が実施する保安に関する活動を統括する。

(3) 原子力発電本部副本部長

原子力発電本部副本部長は、社長の示す品質方針を踏まえ、品質マネジメントシステムにおいて、原子力発電本部長を補佐する。

(4) 各部長

各部長は、社長の示す品質方針を踏まえ、図-1「品質保証組織図」に示すグループを所掌する責任者として、品質マネジメントシステムにおいて、所掌する組織が実施すべき事項の構築及び実施、並びにその有効性を維持するために継続的に改善すること、さらに分掌業務の自律的な執行を推進することに関する権限と責任を有する。

a) 原子力総括部長

原子力総括部長は、原子力総括部門が実施する保安に関する活動を統括する。

b) 安全・品質保証部長

安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する保安に関する活動を統括する。また、品質マネジメントシステムにおける本店組織の共通的な活動並びに本店組織及び発電所組織の共通的な活動を統括する。

c) 原子力管理部長

原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する保安に関する活動を統括する。

d) 原子力建設部長

原子力建設部長は、原子力建設部門が実施する保安に関する活動を統括する。

e) 原子力技術部長

原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する保安に関する活動を統括する。

f) 廃止措置統括室長

廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する保安に関する活動を統括する。

g) 原子力土木建築部長

原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する保安に関する活動を統括する。

h) 資材調達部長

資材調達部長は、資材調達部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。

⑦ - 4

⑧ - 4

i) 原子燃料部長

原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。

j) 原子力地域コミュニケーション部長

原子力地域コミュニケーション部長は、原子力地域コミュニケーション部門が実施する利害関係者とのコミュニケーション活動に関する業務を統括する。

k) 原子力監査室長

原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける独立監査業務を統括する。

(5) 原子力発電本部 部長 (技術支援担当)

原子力発電本部 部長 (技術支援担当) は、原子力に係る訴訟対応業務を実施する。

(6) 原子力発電本部 部長 (国際協力担当)

原子力発電本部 部長 (国際協力担当) は、原子力関連社外機関との国際協力業務を実施する。

(7) 各所長

各所長は、社長の示す品質方針を踏まえ、それぞれの発電所組織の責任者として、品質マネジメントシステムにおいて、それぞれの発電所組織が実施すべき事項の構築及び実施、並びにその有効性を維持するために継続的に改善すること、さらに分掌業務の自律的な執行を推進することに関する権限と責任を有する。

a) 玄海原子力発電所長

玄海原子力発電所長は、玄海原子力発電所における保安に関する業務を統括する。

b) 川内原子力発電所長

川内原子力発電所長は、川内原子力発電所における保安に関する業務を統括する。

(8) 各主任技術者

各主任技術者とは以下の主任技術者並びに主任者をいう。なお、各主任技術者は相互の職務について適宜情報共有を行い、意思疎通を図る。

a) 原子炉主任技術者

原子炉主任技術者の職位は、原子炉保安監理担当とする。原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とし、社長が定める「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十全に遂行することに関する権限と責任を有する。

b) ボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者

ボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、各所長が定める「ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十全に遂行することに関する権限と責任を有する。

⑦ - 4

⑧ - 4

c) 廃止措置主任者

廃止措置主任者の職位は、廃止措置保安監理担当とする。廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とし、玄海原子力発電所長が定める「廃止措置主任者の保安監督に関する基準」に従い、十全に遂行することに関する権限と責任を有する。

社長、原子力発電本部長、各部長及び各所長は、部門相互間の業務の手順を含めた品質マネジメントシステムの文書(「4.2.1 一般」参照)を定め、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行するようにする。

5.5.2 管理責任者

(1) 社長は、原子力発電本部長を本店組織及び発電所組織の管理責任者、原子力監査室長を監査部門の管理責任者として任命する。

⑦ - 7

⑧ - 7

⑦ - 8

⑧ - 8

(2) 管理責任者は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限をもつ。

a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び、その有効性の維持を確実にする。

b) 品質マネジメントシステムの成果を含む運用状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。

c) 所掌している組織全体にわたって、健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。

d) 所掌している組織全体にわたって、関係法令の遵守についての認識を高めることを確実にする。

5.5.3 プロセス責任者

(1) 社長は、プロセス責任者である原子力発電本部長、各部長、各グループ長、各所長及び各課長に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。

a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を維持する。

b) 業務に従事する要員の、業務・原子力施設に対する要求事項についての認識を高め

る。

- c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。
 - d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。
 - e) 関係法令を遵守する。
- (2) プロセス責任者は、その責任及び権限（「5.5.3 プロセス責任者」(1)参照）の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮して、以下の事項を確実に実施する。
- a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視及び測定する。
 - b) 要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにする。
 - c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。
 - d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。
 - e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。
- (3) プロセス責任者は、所掌する業務に関する自己評価（安全文化の劣化兆候に係る評価を含む。）をあらかじめ定められた間隔で実施する。

⑦-7

⑧-7

⑦-8

⑧-8

5.5.4 内部コミュニケーション

- (1) 社長は、保安に関する組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立され、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを確実にする。
- (2) 原子力発電本部長、各部長、各グループ長、各所長及び各課長は、コミュニケーションの内容、実施時期、方法、参加する要員等のうち必要な事項を含む適切なプロセスを確立するとともに、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換を行う。
- (3) 原子力管理部長が本店組織を対象に定める「原子力発電安全委員会運営基準」で、安全・品質保証部長が本店組織を対象に定める「原子力品質保証委員会運営基準」で、各所長がそれぞれの発電所組織を対象に定める「原子力発電所安全運営委員会運営基準」及び「原子力発電所品質保証委員会運営基準」に基づく次の委員会の実施を通じた内部コミュニケーションを促進する。
- a) 原子力発電安全委員会
 - b) 原子力発電所安全運営委員会
 - c) 原子力品質保証委員会
 - d) 原子力発電所品質保証委員会

5.6 マネジメントレビュー

⑦ - 9

5.6.1 一般

⑧ - 9

- (1) 社長は、保安に関する組織の品質マネジメントシステムの有効性が維持されていること、組織の戦略的な方向性と一致していること、並びに改善の機会を得て、必要な措置を講ずることを確実にするために、「原子力発電所マネジメントレビュー管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、年1回以上マネジメントレビューを実施する。

原子力発電本部長、各部長、各グループ長、各所長及び各課長は、社長からの指示に基づき、社長が実施するマネジメントレビューに必要なデータの収集を行う。その管理については、「評価改善活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。

- (2) マネジメントレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに安全文化のあるべき姿、品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。
- (3) 保安に関する組織は、マネジメントレビューの結果の記録を維持する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

5.6.2 マネジメントレビューへのインプット

保安に関する組織は、マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。

⑦ - 7

⑧ - 7

- (1) 内部監査の結果
- (2) 利害関係者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）
- (3) プロセスの成果を含む実施状況
- (4) 検査の結果
- (5) 品質目標の達成状況
- (6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びにプロセス責任者による安全文化の劣化兆候に係る自己評価の結果を含む。）
- (7) 関係法令の遵守状況
- (8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）
- (9) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ
- (10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
- (11) 改善のための提案
- (12) 資源の妥当性

(13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内
外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。「5.4.3 リスク及び機会への取
組み」参照）の有効性

⑦ - 7

⑧ - 7

(14) 供給者のパフォーマンス

5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット

⑦ - 9

⑧ - 9

(1) 保安に関する組織は、社長のマネジメントレビューからのアウトプットを受け、次の
事項に関する決定をする。

- a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の維持に必要な改善
- b) 業務の計画及び実施にかかわる改善
- c) 資源の必要性
- d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化の劣化兆候が確認された場
合における改善策の検討を含む。）
- e) 関係法令の遵守に関する改善

(2) 保安に関する組織は、マネジメントレビューのアウトプットの記録を作成し、これを
管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

(3) 保安に関する組織は、マネジメントレビューのアウトプットを受け決定した事項につ
いて、必要な措置を講じる。

6. 資源の運用管理

6.1 資源の提供

保安に関する組織は、原子力安全を確実なものにするために必要な次の事項に係る資源を明確にし、確保し、管理する。

- (1) 要員
- (2) インフラストラクチャ

保安に関する組織は、保安活動のために必要なインフラストラクチャを「7.1 業務の計画」で明確にし、提供し、維持する。

- (3) 作業環境

発電所組織は、保安活動のために必要な作業環境を「放射線管理基準」、「保守基準」、「土木建築基準」及び「火災防護計画（基準）」に明確にし、管理する。

この作業環境には作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。

- (4) その他必要な資源

6.2 要員の力量の確保及び教育・訓練

- (1) 保安に関する組織は、力量を有する者を要員に充てる。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。
- (2) 保安に関する組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて「原子力内部監査要則」及び原子力管理部長が本店組織を対象に、各所長がそれぞれの発電所組織を対象に定める「教育訓練基準」に基づき、次の事項を実施する。
 - a) 要員に必要な力量を明確にする。
 - b) 要員の力量を確保するために、教育・訓練又は他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）をとる。
 - c) 教育・訓練又は他の措置の有効性を評価する。
 - d) 要員が、自らが行う業務について次の事項を認識することを確実にする。
 - (a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献
 - (b) 品質マネジメントシステムの有効性を維持するための自らの貢献
 - (c) 原子力安全に対する当該業務の重要性（品質マネジメントシステム要求事項に適合しないことの意味を含む。）
 - e) 要員の力量及び教育・訓練、技能及び経験並びにその他の措置について該当する記録を維持する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

6.3 組織の知識

- (1) 保安に関する組織は、保安活動の運用に必要な知識、並びに原子力安全を達成するために必要な知識を以下のとおり明確化し、維持し、必要な範囲で利用できる状態にする。これらの知識は、保安活動に必要な技術的、人的及び組織的側面に関する知識が含まれる。
 - a) 「教育訓練基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき評価する力量
 - b) 「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に従い管理する文書及び記録
- (2) 保安に関する組織は、変化するニーズ及び傾向に取り組む場合、現在の知識を考慮し、必要な追加の知識及び要求される更新情報を「7.2 業務・原子力施設に対する要求事項に関するプロセス」にて明確化し、業務・原子力施設に対する要求事項のレビューの結果、知識が不足する場合には必要な処置をとる。

7. 業務の計画及び実施

7.1 業務の計画

(1) 保安に関する組織は、業務の計画（規定文書に基づき作成される各種手順書類（該当するオーソライズを含む。）を含む。）として業務に必要なプロセスを計画し、構築する。

ここでいう「業務に必要なプロセス」とは、「保安規定」に定められた関係法令の遵守、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動（安全文化の醸成活動）、運転管理、廃止措置管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、非常時の措置に関連するプロセス並びに各種法令等に基づくその他の保安活動に関連するプロセスをいう。

この計画の策定には、原子力施設の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項」(2) c参照）を考慮することを含む。

(2) 保安に関する組織は、業務の計画を、次の事項との整合性（業務の計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する（「4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項」(4) g参照）。

a) 品質マネジメントシステムのその他の業務の計画（プロセス）の要求事項

b) 組織が行う、品質マネジメントシステム以外のプロセスの要求事項

(3) 保安に関する組織は、業務の計画の策定及び計画の変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）に当たって、次の事項を適切に明確化する。

a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果。この起こり得る結果には組織の活動として実施する次の事項を含む。

(a) 当該策定又は変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価

(b) 当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置

b) 業務・原子力施設に対する品質目標及び要求事項

c) 業務・原子力施設に特有な、プロセス及び品質マネジメントシステムの文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性

d) その業務・原子力施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準

e) 業務・原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項へ適合することを実証するために必要な記録（「4.2.4 記録の管理」参照）

⑦ - 3

⑧ - 3

(4) 保安に関する組織は、業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式とする。

7.2 業務・原子力施設に対する要求事項に関するプロセス

7.2.1 業務・原子力施設に対する要求事項の明確化

保安に関する組織は、次の事項を明確にする。

- (1) 明示されていないが、業務・原子力施設に不可欠な要求事項
- (2) 業務・原子力施設に適用される法令・規制要求事項
- (3) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて

7.2.2 業務・原子力施設に対する要求事項のレビュー

- (1) 保安に関する組織は、業務・原子力施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。
- (2) 保安に関する組織は、業務・原子力施設に対する要求事項のレビューでは、次の事項を確実にする。
 - a) 業務・原子力施設に対する要求事項が定められている。
 - b) 業務・原子力施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
 - c) 保安に関する組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。
- (3) 保安に関する組織は、業務・原子力施設に関する要求事項を含むレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた措置の記録を維持する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
- (4) 保安に関する組織は、業務・原子力施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、保安に関する組織はその要求事項を適用する前に確認する。
- (5) 保安に関する組織は、業務・原子力施設に対する要求事項が変更された場合には、保安に関する組織は、関連する文書を変更する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。

7.2.3 利害関係者とのコミュニケーション

保安に関する組織は、原子力安全に関して利害関係者とのコミュニケーションを図るための有効性のある方法を明確にし、実施する。これには、次の事項を含む。

- (1) 利害関係者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
- (2) 予期せぬ事態における利害関係者との時宜を得た効果的な連絡方法
- (3) 原子力安全に関連する必要な情報を利害関係者に確実に提供する方法
- (4) 原子力安全に関連する利害関係者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

7.3 設計・開発

保安に関する組織は、安全・品質保証部長が本店組織を対象に、各所長がそれぞれの発電所組織を対象に定める「設計・調達管理基準」に基づき、以下の事項を実施する。

7.3.1 設計・開発の計画

- (1) 保安に関する組織は、業務・原子力施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発には設備、施設、ソフトウェア及び品質マネジメントシステムの文書等に関する設計・開発を含む。この場合において、原子力安全のために重要な品質マネジメントシステムの文書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。また、設計・開発の計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動（「4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項」(2)cに係る事項を考慮して行う活動を含む。）を行うことを含む。
- (2) 保安に関する組織は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。
 - a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度
 - b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
 - c) 設計・開発に関する組織及び要員の責任及び権限
 - d) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源
 - e) 設計以降の業務・原子力施設に関する要求事項
- (3) 保安に関する組織は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する組織間のインタフェースを運営管理する。
- (4) 保安に関する組織は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。
- (5) 保安に関する組織は、設計・開発の計画の記録を維持する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

7.3.2 設計・開発へのインプット

- (1) 保安に関する組織は、業務・原子力施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する（「4.2.4 記録の管理」参照）。インプットには、次の事項を含める。
 - a) 機能及び性能に関する要求事項
 - b) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
 - c) 適用される法令・規制要求事項
 - d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
- (2) 保安に関する組織は、業務・原子力施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないものとする。

- (3) 保安に関する組織は、設計・開発へのインプットの記録を維持する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

7.3.3 設計・開発からのアウトプット

- (1) 保安に関する組織は、設計・開発のアウトプットについて、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。
- (2) 保安に関する組織は、設計・開発のアウトプットをリリースする前に、承認する。
- (3) 保安に関する組織は、設計・開発からのアウトプットを、次の状態とする。
 - a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
 - b) 調達、業務の実施（原子力施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。
 - c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。
 - d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子力施設の特性を明確にする。
- (4) 保安に関する組織は、設計・開発からのアウトプットの記録を維持する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

7.3.4 設計・開発のレビュー

- (1) 保安に関する組織は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（「7.3.1 設計・開発の計画」参照）体系的なレビューを行う。
 - a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。
 - b) 問題を明確にし、必要な措置を提案する。
- (2) 保安に関する組織は、レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。
- (3) 保安に関する組織は、設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な措置があればその記録を維持する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

7.3.5 設計・開発の検証

- (1) 保安に関する組織は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（「7.3.1 設計・開発の計画」参照）検証を実施する。この検証は、計画に従ってプロセスを次の段階に進める前に、当該設計・開発の要求事項に対する適合性の確認を行うことを含む。
- (2) 保安に関する組織は、設計・開発からのアウトプットの検証の結果の記録、及び必要な措置があればその記録を作成し、これを管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
- (3) 保安に関する組織は、設計・開発の検証を、原設計者以外の者又は組織にて実施する。

7.3.6 設計・開発の妥当性確認

- (1) 保安に関する組織は、結果として得られる原子力施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（「7.3.1 設計・開発の計画」参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。
- (2) 保安に関する組織は、実行可能な場合にはいつでも、原子力施設の使用前に、妥当性確認を完了する。ただし、原子力施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該原子力施設の使用を開始する前に、妥当性確認を行う。
- (3) 保安に関する組織は、妥当性確認の結果の記録、及び必要な措置があればその記録を維持する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

7.3.7 設計・開発の変更管理

- (1) 保安に関する組織は、設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
- (2) 保安に関する組織は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を行い、その変更を実施する前に承認する。
- (3) 保安に関する組織は、設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。
- (4) 保安に関する組織は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な措置があればその記録を維持する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

7.4 調達

保安に関する組織は、「設計・調達管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、以下の事項を実施する。

7.4.1 調達プロセス

- (1) 保安に関する組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。
- (2) 保安に関する組織は、供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度を、保安活動の重要度に応じて定める。この管理の方法及び程度には、次の事項を含める。
 - a) 一般産業用工業品を調達する場合の調達要求事項への適合を確認するための技術的な評価に関する事項
 - b) 力量を有する者を組織外から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメントシステムの文書に明確に定める。

⑦-12

(3) 保安に関する組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。

⑦-12

(4) 保安に関する組織は、供給者の選定、評価及び再評価の判定基準を定める。供給者のパフォーマンスの監視については「7.4.3 調達製品の検証」にて実施する。

(5) 保安に関する組織は、評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた措置があればその記録を維持する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

(6) 保安に関する組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。

⑦-11

7.4.2 調達要求事項

(1) 保安に関する組織は、調達要求事項で調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。

a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項

b) 要員の力量に関する要求事項

c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項

⑦-15 ⑧-11

d) 不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に関する要求事項

e) 健全な安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項

f) 一般産業用工業品を原子力施設に使用するに当たっての評価に必要な要求事項

g) 保安に関する組織と供給者との相互関係

h) その他必要な事項

(2) 保安に関する組織は、供給者先において検査等その他の業務を行う場合の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関する事項を調達要求事項に定める。

(3) 保安に関する組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。

(4) 保安に関する組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

⑦-13

7.4.3 調達製品の検証

(1) 保安に関する組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検証の方法を定めて、実施する。

(2) 保安に関する組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確に定める。

7.5 業務の実施

7.5.1 業務の実施の管理

保安に関する組織は、業務の計画（「7.1 業務の計画」参照）に基づき業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。

- (1) 保安のために必要な、次の事項を含む情報が利用できる。
 - a) 保安のために使用する業務・原子力施設の特性
 - b) 原子力施設の使用又は業務の実施により達成すべき結果
- (2) 必要に応じて、作業手順が利用できる。
- (3) 適切な作業環境下で、適切な設備を使用している。
- (4) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。
- (5) 監視及び測定（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」参照）が実施されている。
- (6) 業務のリリースが実施されている。
- (7) 適格性を含め、力量を備えた要員を従事させる。
- (8) ヒューマンエラーを防止するための処置を実施する。

7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認

- (1) 保安に関する組織は、業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合（業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。
- (2) 保安に関する組織は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画（「7.1 業務の計画」参照）どおりの結果を出せることを実証する。
- (3) 保安に関する組織は、妥当性確認の記録を作成し、これを管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
- (4) 保安に関する組織は、プロセスの妥当性確認の対象となったプロセスについて、次の事項のうち該当するもの（当該プロセスの内容等から該当しないと認められる事項を除く。）を含んだ手続きを確立する。
 - a) プロセスの審査及び承認のための明確な基準
 - b) 設備の承認及び要員の力量の確認の方法
 - c) 妥当性確認（業務の計画の変更時の再確認、一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）の方法

7.5.3 識別及びトレーサビリティ

- (1) 保安に関する組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子

力施設を識別し、管理する。

- (2) 保安に関する組織は、トレーサビリティの確保が要求事項となっている場合には、業務・原子力施設について一意の識別を管理し、記録を維持する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

7.5.4 組織外の所有物

保安に関する組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

7.5.5 調達製品の保存

保安に関する組織は、調達製品の検証後、受入から使用までの間、調達製品を要求事項に適合するよう管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）し、保存する。この保存は、取替品、予備品にも適用する。

7.5.6 変更の管理

- (1) 保安に関する組織は、業務・原子力施設に関する変更を、要求事項への継続的な適合を確実にするためにレビューし、管理する。
- (2) 保安に関する組織は、変更のレビューの結果、変更の承認者及びレビューから生じた必要な処置を記載した記録を維持する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

7.6 監視機器及び測定機器の管理

- (1) 保安に関する組織は、業務・原子力施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確に定める。
- (2) 保安に関する組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、実施する。
- (3) 保安に関する組織は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、監視機器及び測定機器に関し、次の事項を満たす。
 - a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
 - b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。
 - c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。
 - d) 監視及び測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。

- e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。
- (4) 保安に関する組織は、監視機器及び測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その監視機器及び測定機器でそれまでに監視及び測定した結果の妥当性を評価し、記録する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
- (5) 保安に関する組織は、監視機器及び測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その機器、及び影響を受けた業務・原子力施設すべてに対して、適切な措置をとる。
- (6) 保安に関する組織は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を維持する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
- (7) 保安に関する組織は、監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。

8. 評価及び改善

8.1 一般

- (1) 保安に関する組織は、監視、測定、分析、評価及び改善のプロセス（改善措置活動等を通じて、組織の関係する要員（プロセス責任者を含む。）を含め、改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。この改善に必要な取り組みには以下の事項を含め実施する。
 - a) 要求事項を満たし、且つ、将来に亘って原子力安全を達成するための業務・原子力施設の改善
 - b) 望ましくない影響の修正、防止又は低減
 - c) 品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び有効性の改善
- (2) 保安に関する組織は、監視及び測定の結果（改善措置活動に係る情報を含む。）を、必要な際に、組織の要員が容易に利用できるようにする。

8.2 監視及び測定

8.2.1 利害関係者の意見

- (1) 保安に関する組織は、監視及び測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して利害関係者がどのように受けとめているかについての情報を把握する。
- (2) 保安に関する組織は、利害関係者の原子力安全の達成に対する受けとめているかについての情報の入手及び使用の方法を「評価改善活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に定める。

8.2.2 内部監査

- (1) 監査部門は、客観的な評価を行う組織として、品質マネジメントシステムが次の事項への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じ、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。
 - a) 品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
 - b) 品質マネジメントシステムの有効性のある実施及び有効性の維持
- (2) 監査部門は、内部監査の判定基準、範囲、頻度、方法及び責任を規定する。
- (3) 監査部門は、内部監査の対象となる組織、業務、プロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの内部監査結果を考慮して、内部監査プログラムを策定し、実施することにより、その有効性を維持する。
- (4) 監査部門は、内部監査員の選定及び内部監査の実施においては、内部監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。

- (5) 監査部門は、内部監査員又は管理者に、自らの業務又は管理下にある業務を監査させない。
- (6) 監査部門は、内部監査の計画、内部監査プログラムの策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理（「4.2.4 記録の管理」参照）に関する責任及び権限（必要に応じ、内部監査結果を社長へ直接報告する権限を含む。）、並びに内部監査に係る要求事項を「原子力内部監査要則」に規定する。
- (7) 監査部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
- (8) 内部監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な措置及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた措置の検証及び検証結果の報告を含める（「8.5.2 是正処置」参照）。

8.2.3 プロセスの監視及び測定

- (1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定（原子力施設及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。）には、次の事項を含む適切な方法を適用する。なお、プロセスの監視及び測定の方法及び管理については、「評価改善活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。
 - a) プロセスの監視及び測定の実施時期
 - b) プロセスの監視及び測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期
- (2) 保安に関する組織は、監視及び測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる（「4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項」(4)c参照）。
- (3) 保安に関する組織は、プロセスの監視及び測定の方法を、プロセスが計画（「5.4.2 品質マネジメントシステムの計画」及び「7.1 業務の計画」(1)参照）どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。
- (4) 保安に関する組織は、プロセスの監視及び測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講ずる。
- (5) 保安に関する組織は、プロセスの監視及び測定により、計画（「5.4.2 品質マネジメントシステムの計画」及び「7.1 業務の計画」(1)参照）どおりの結果が達成できない場合、又はできないおそれがある場合には、要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置をとる。

8.2.4 検査

- (1) 原子力部門は、原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、安全・品質保証部長が本店組織を対象に、各所長がそれぞれの発電所組織を対象に定める「試験・検査基準」に基づき、検査を実施する。検査は、業務の計画（「7.1 業務の計画」参照）に従って、適切な段階で実施する。
- (2) 原子力部門は、検査の結果に係る記録を作成し、これを維持する（「4.2.4 記録の管理」参照）。この記録には、必要に応じ、検査に使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。
- (3) 原子力部門は、リリース（使用前事業者検査等においては合否判定基準への適合の連絡、自主検査等においては次工程への引渡し）を正式に許可した人を、記録する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
- (4) 原子力部門は、業務の計画（「7.1 業務の計画」参照）で決めた検査が完了するまでは、リリースを行うことの承認をしてはならない。ただし、当該の権限をもつ者が業務の計画（「7.1 業務の計画」参照）に基づき承認したときは、この限りではない。
- (5) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて次のとおり、検査における独立の程度を確保し、検査の中立性及び信頼性を確保する。
 - a) 使用前事業者検査等の検査要員は、その対象となる原子炉施設の工事、点検等を所掌する組織と異なる組織に属し、当該検査に係る力量を有する者を充てる。
 - b) 自主検査等の検査要員は、その対象となる原子力施設の重要度に応じて独立の程度を確保し、当該検査に係る力量を有する者を充てる。

8.3 不適合管理

- (1) 保安に関する組織は、業務・原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。
- (2) 保安に関する組織は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連するプロセス責任者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を「原子力内部監査要則」、安全・品質保証部長が本店組織を対象に、各所長がそれぞれの発電所組織を対象に定める「不適合管理基準」及び「改善措置活動管理基準」に規定する。
- (3) 保安に関する組織は、該当する場合には、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。
 - a) 検出された不適合を除去するための措置をとる。
 - b) あらかじめ定められた手順により原子力安全に及ぼす影響について評価し、当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。

⑦-14

⑧-10

- c) 本来の意図された使用又は適用ができないような措置をとる。
 - d) 原子力施設の使用後又は業務の実施後に不適合が発見された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な措置をとる。
- (4) 保安に関する組織は、不適合の除去を行った場合には、要求事項への適合を実証するための検証を行う。
 - (5) 保安に関する組織は、不適合の内容の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む措置の記録を維持する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
 - (6) 原子力部門は、原子力施設の保安の向上を図る観点から不適合について発電所組織が定める「技術基準」の公開基準に従い、ニューシアへ登録・公開する。

8.4 データの分析及び評価

- (1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の改善（品質マネジメントシステムの有効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの有効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために適切なデータ（監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。）を明確にし、それらのデータを収集し、分析する。データの分析に関する管理は、「評価改善活動管理基準」、「改善措置活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。
- (2) 保安に関する組織は、データの分析及びこれに基づく評価を行い、次の事項に関連する情報を得る。
 - a) 原子力安全の達成に関する利害関係者の受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見（「8.2.1 利害関係者の意見」参照）
 - b) 業務・原子力施設に対する要求事項への適合（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」及び「8.2.4 検査」参照）
 - c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子力施設の、特性及び傾向（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」及び「8.2.4 検査」参照）
 - d) 供給者の能力（「7.4 調達」参照）
 - e) 効果的な計画の実施（「5.4.1 品質目標」及び「8.2.3 プロセスの監視及び測定」参照）
 - f) リスク及び機会への取組みの有効性（「5.4.3 リスク及び機会への取組み」参照）
 - g) 品質マネジメントシステムの改善の必要性
- (3) 原子力部門は、原子炉施設の安全性の向上のための評価を実施する（廃止措置計画の認可を受けた号炉を除く。）。本店原子力部門、玄海原子力発電所 3、4 号機及び川内原

子力発電所は、安全・品質保証部長が本店組織を対象に、各所長が発電所組織を対象に定める「安全性向上評価実施基準」に基づき評価を行う。

8.5 改善

8.5.1 継続的改善

保安に関する組織は、品質方針、品質目標、内部監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの妥当性及び有効性を維持するために、改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の継続的な改善を行う。

8.5.2 是正処置

(1) 保安に関する組織は、不適合及びその他の事象が原子力安全に及ぼす影響に応じて、次の事項により、速やかに是正処置をとる。ここでいう「速やかに」とは、正当な理由がない意図的な放置又は怠業により処理に遅延が生じない状態をいう。

a) 是正処置を講ずる必要性について次の事項により評価を行う。

(a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集及び整理、並びに技術的、人的及び組織的側面等を考慮することを含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の劣化兆候との関係を整理することを含む。）を行う。

(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は類似の不適合その他の事象が発生する可能性を明確にする。

b) 必要な是正処置の決定及び実施

c) とった是正処置の有効性のレビュー

d) 必要な場合には、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。（「5.4.3 リスク及び機会への取組み」参照））を変更する。

e) 必要な場合には、品質マネジメントシステムの変更を行う。

f) 原子力安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力安全に及ぼす程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）については、根本原因分析を実施する。

g) とった是正処置の結果の記録を作成し、これを管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）

(2) 保安に関する組織は、是正処置に係る要求事項を「不適合管理基準」、「改善措置活動

⑦-14

⑧-10

管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。

- (3) 保安に関する組織は、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似事象に共通する原因を明確にし、適切な措置を講ずる。
- (4) 保安に関する組織は、根本原因分析に関する要求事項を「原子力内部監査要則」、安全・品質保証部長が本店組織を対象に、各所長がそれぞれの発電所組織を対象に定める「根本原因分析実施基準」に規定する。
- (5) 社長は、根本原因分析の実施に当たって、「No Blame Culture (人を責めない文化)」を前提とした根本原因分析の活動が推進されることを確実にするとともに、根本原因分析を実施する要員について次の事項を保証する。
 - a) 根本原因分析活動及び分析の結果によって、処遇等の不利益を被ることがないこと
 - b) 経営層を含めた関係者に対するインタビュー等の調査ができること
 - c) 根本原因分析を実施するにあたり、必要なデータにアクセスできること

また、根本原因分析の結果、経営管理や組織構成員の共通の価値観などに関わる組織要因が発見され、全社を挙げた対策を実施する必要がある場合には、社長は、対策実施計画を承認するとともに、そのフォロー活動の状況についてマネジメントレビューを通じて報告を受ける。

なお、社長の承認が不要となる根本原因分析の結果については、その結果を受けた活動状況（フォロー活動状況含む）と合わせ、マネジメントレビューを通じて報告を受ける。

8.5.3 未然防止処置

- (1) 保安に関する組織は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（良好事例、ニューシア登録情報を含む。）を収集し、組織で起こり得る不適合（原子力施設及びその他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行い、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次の事項により適切な未然防止処置を採る。これには、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。
 - a) 起こり得る不適合及びその原因の調査
 - b) 未然防止処置の必要性の評価
 - c) 必要な未然防止処置の決定及び実施
 - d) とった未然防止処置の有効性のレビュー
 - e) とった未然防止処置の結果を含む未然防止処置活動の結果の記録（「4.2.4 記録の管理」参照）

- (2) 保安に関する組織は、未然防止処置に関する要求事項を、「改善措置活動管理基準」、「原子力内部監査要則」及び原子力管理部長が本店組織を対象に、各所長がそれぞれの発電所組織を対象に定める「未然防止処置基準」に規定する。

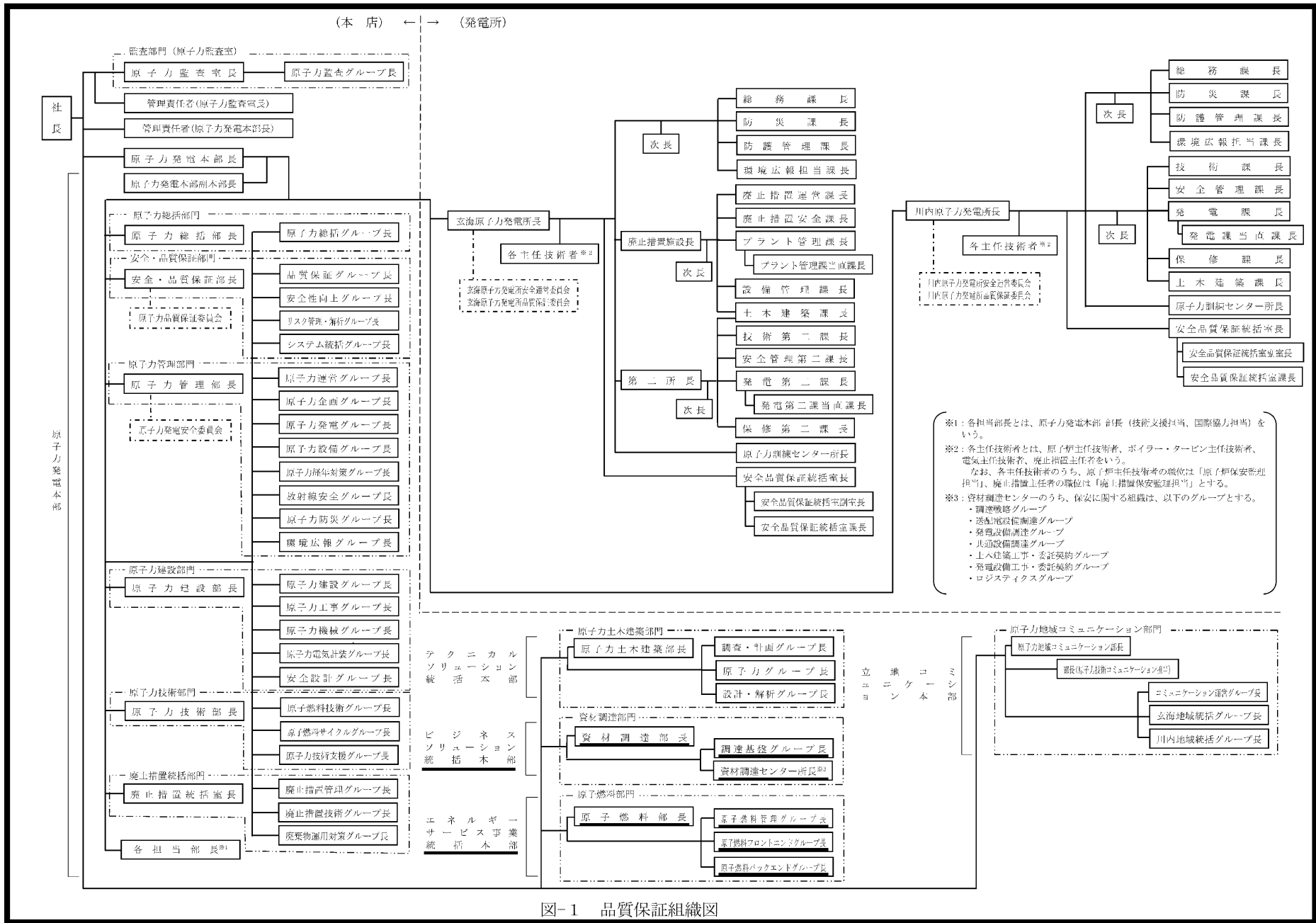
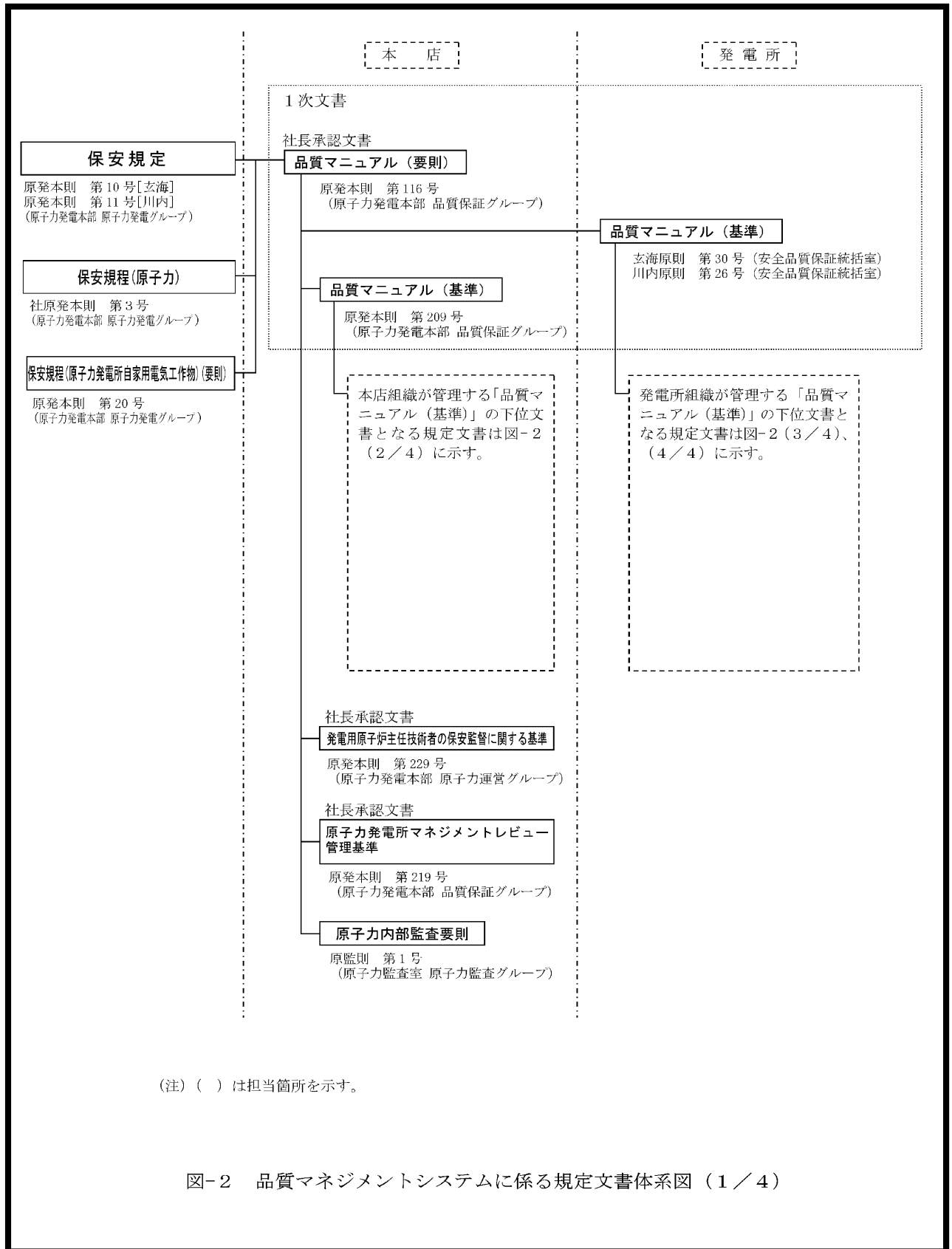


図-1 品質保証組織図

下線：保安規定に定める運転管理、保守管理等の業務の実施箇所を支援する箇所



(注) () は担当箇所を示す。

図-2 品質マネジメントシステムに係る規定文書体系図 (1/4)

本店組織が管理する品質マニュアル(基準)の下位文書となる規定文書

規定文書名称	登録記番号	担当箇所
原子力品質保証委員会運営基準	原発本則第203号	原子力発電本部 品質保証グループ
原子力発電安全委員会運営基準	原発本則第204号	原子力発電本部 原子力発電グループ
本店非常事態対策基準	原発本則第205号	原子力発電本部 原子力防災グループ
原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する規程(基準)	原発本則第208号	原子力発電本部 原子力運営グループ
教育訓練基準	原発本則第210号	原子力発電本部 原子力運営グループ
未然防止処置基準	原発本則第211号	原子力発電本部 原子力発電グループ
異常時通報連絡処置基準	原発本則第212号	原子力発電本部 原子力発電グループ
保安活動に関する文書及び記録の管理基準	原発本則第213号	原子力発電本部 品質保証グループ
設計・調達管理基準	原発本則第214号	原子力発電本部 品質保証グループ
試験・検査基準	原発本則第215号	原子力発電本部 品質保証グループ
不適合管理基準	原発本則第216号	原子力発電本部 品質保証グループ
評価改善活動管理基準	原発本則第220号	原子力発電本部 品質保証グループ
返還廃棄物管理基準	原発本則第226号	原子力発電本部 原子燃料サイクルグループ
日本原燃向け使用済燃料海上輸送事故対応基準	原発本則第228号	原子力発電本部 原子燃料サイクルグループ
根本原因分析実施基準	原発本則第230号	原子力発電本部 品質保証グループ
原子力安全文化醸成活動管理基準	原発本則第231号	原子力発電本部 品質保証グループ
施設管理基準	原発本則第233号	原子力発電本部 原子力設備グループ
原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準	原発本則第234号	原子力発電本部 原子力経年対策グループ
燃料技術基準	原発本則第235号	原子力発電本部 原子燃料技術グループ
低レベル放射性廃棄物輸送基準	原発本則第237号	原子力発電本部 原子燃料サイクルグループ
低レベル放射性廃棄物海上輸送事故対応基準	原発本則第238号	原子力発電本部 原子燃料サイクルグループ
保安活動に関する関係法令等遵守活動基準	原発本則第241号	原子力発電本部 原子力総括グループ
カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準	原発本則第242号	原子力発電本部 原子力発電グループ
カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準	原発本則第243号	原子力発電本部 原子燃料サイクルグループ
安全性向上評価実施基準	原発本則第244号	原子力発電本部 安全性向上グループ
原子力発電リスクマネジメント基準	原発本則第246号	原子力発電本部 安全性向上グループ
原子力発電本部長権限再配分基準	原発本則第247号	原子力発電本部 原子力企画グループ
廃止措置関連業務実施基準	原発本則第250号	原子力発電本部 廃止措置管理グループ
改善措置活動管理基準	原発本則第251号	原子力発電本部 品質保証グループ
原子力発電所土木建築設備保守基準	土原則 第1号	テクニカルソリューション統括本部 調査・計画グループ
カルデラ火山モニタリング対応基準	土原則 第2号	テクニカルソリューション統括本部 原子力グループ

玄海原子力発電所が管理する品質マニュアル（基準）の下位文書となる規定文書

規定文書名称	登録記番号	担当箇所
異常時通報連絡処置基準	玄海原則第 3 号	技術第二課
教育訓練基準	玄海原則第 4 号	原子力訓練センター
安全運営委員会運営基準	玄海原則第 5 号	技術第二課
保安活動に関する文書及び記録の管理基準	玄海原則第 6 号	技術第二課
技術基準（1，2号）	玄海原則第 8 号	廃止措置運営課
技術基準（3，4号）	玄海原則第 9 号	技術第二課
停止時保安管理基準（3，4号）	玄海原則第 11 号	技術第二課
燃料管理基準（1，2号）	玄海原則第 12 号	廃止措置運営課
燃料管理基準（3，4号）	玄海原則第 13 号	技術第二課
放射線管理基準（1，2号）	玄海原則第 14 号	廃止措置安全課
放射線管理基準（3，4号）	玄海原則第 15 号	安全管理第二課
化学管理基準（1，2号）	玄海原則第 17 号	廃止措置安全課
化学管理基準（3，4号）	玄海原則第 18 号	安全管理第二課
運転基準（1，2号）	玄海原則第 19 号	プラント管理課
運転基準（3，4号）	玄海原則第 20 号	発電第二課
保修基準（1，2号）	玄海原則第 21 号	設備管理課
保修基準（3，4号）	玄海原則第 22 号	保修第二課
土木建築基準	玄海原則第 23 号	土木建築課
防護基準	玄海原則第 24 号	防護管理課
非常事態対策基準	玄海原則第 25 号	防災課
救急対策基準	玄海原則第 26 号	総務課
予防規程（基準）	玄海原則第 29 号	防災課
職務権限基準	玄海原則第 34 号	総務課
不適合管理基準	玄海原則第 37 号	安全品質保証統括室
設計・調達管理基準（3，4号）	玄海原則第 38 号	保修第二課
試験・検査基準	玄海原則第 41 号	安全品質保証統括室
品質保証委員会運営基準	玄海原則第 42 号	安全品質保証統括室
評価改善活動管理基準	玄海原則第 44 号	安全品質保証統括室
ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準	玄海原則第 45 号	技術第二課
放射線取扱主任者の放射線障害防止の監督に関する基準	玄海原則第 46 号	安全管理第二課
未然防止処置基準	玄海原則第 47 号	廃止措置運営課
根本原因分析実施基準	玄海原則第 54 号	安全品質保証統括室
原子力安全文化醸成活動管理基準	玄海原則第 55 号	安全品質保証統括室
保安活動に関する関係法令等遵守活動基準	玄海原則第 62 号	総務課
原子力発電リスクマネジメント基準	玄海原則第 65 号	安全品質保証統括室
廃止措置主任者の保安監督に関する基準	玄海原則第 66 号	廃止措置運営課
火災防護計画（基準）	玄海原則第 67 号	防災課
安全性向上評価実施基準（3，4号）	玄海原則第 68 号	技術第二課
改善措置活動管理基準	玄海原則第 70 号	安全品質保証統括室
設計・調達管理基準（1，2号）	玄海原則第 71 号	設備管理課

図-2 (4/4)

川内原子力発電所が管理する品質マニュアル(基準)の下位文書となる規定文書

規定文書名称	登録記番号	担当箇所
安全運営委員会運営基準	川内原則第 3 号	技術課
教育訓練基準	川内原則第 4 号	原子力訓練センター
技術基準	川内原則第 7 号	技術課
運転基準	川内原則第 8 号	発電課
保修基準	川内原則第 9 号	保修課
燃料管理基準	川内原則第 10 号	技術課
放射線管理基準	川内原則第 11 号	安全管理課
化学管理基準	川内原則第 12 号	安全管理課
防護基準	川内原則第 13 号	防護管理課
非常事態対策基準	川内原則第 14 号	防災課
救急対策基準	川内原則第 15 号	総務課
予防規程(基準)	川内原則第 17 号	防災課
異常時通報連絡処置基準	川内原則第 20 号	技術課
停止時保安管理基準	川内原則第 21 号	技術課
職務権限基準	川内原則第 25 号	総務課
品質保証委員会運営基準	川内原則第 29 号	安全品質保証統括室
試験・検査基準	川内原則第 30 号	安全品質保証統括室
保安活動に関する文書及び記録の管理基準	川内原則第 31 号	技術課
不適合管理基準	川内原則第 32 号	安全品質保証統括室
設計・調達管理基準	川内原則第 34 号	保修課
土木建築基準	川内原則第 39 号	土木建築課
ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準	川内原則第 40 号	技術課
放射線取扱主任者の放射線障害防止の監督に関する基準	川内原則第 41 号	安全管理課
未然防止処置基準	川内原則第 42 号	技術課
評価改善活動管理基準	川内原則第 43 号	安全品質保証統括室
根本原因分析実施基準	川内原則第 51 号	安全品質保証統括室
原子力安全文化醸成活動管理基準	川内原則第 52 号	安全品質保証統括室
保安活動に関する関係法令等遵守活動基準	川内原則第 56 号	総務課
火災防護計画(基準)	川内原則第 57 号	防災課
安全性向上評価実施基準	川内原則第 61 号	技術課
原子力発電リスクマネジメント基準	川内原則第 62 号	安全品質保証統括室
改善措置活動管理基準	川内原則第 64 号	安全品質保証統括室

⑦-2
⑧-2

別表1 品管規則、JISQ9001及びJEAC4111が要求する文書及び記録の一覧表

(1) 品管規則、JISQ9001、JEAC4111が要求する“手順書等”“維持すべき規格が要求する文書化した情報”“文書化された手順”となる文書

品管規則 関連条項	JISQ9001 関連条項	JEAC4111 関連条項	文書名	
			本店組織/発電所組織	監査部門
第7条 文書の管理	—	4.2.3(2) 文書管理	保安活動に関する文書及び記録の管理基準	原子力内部監査要則
第8条 記録の管理	—	4.2.4(2) 記録の管理	保安活動に関する文書及び記録の管理基準	原子力内部監査要則
第46条 内部監査	—	8.2.2(6) 内部監査	評価改善活動管理基準	原子力内部監査要則
第49条 不適合の管理	—	8.3(2) 不適合管理	不適合管理基準、改善措置活動管理基準	原子力内部監査要則
第52条 是正処置等	—	8.5.2(10) 是正処置	不適合管理基準、改善措置活動管理基準、根本原因分析実施基準	原子力内部監査要則
第53条 未然防止処置	—	8.5.3(3) 未然防止処置	未然防止処置基準、改善措置活動管理基準	原子力内部監査要則
—	4.3 品質マネジメントシステムの適用範囲	—	品質マニュアル	原子力内部監査要則
—	4.4.2 品質マネジメントシステムの支援のための文書化した情報	—	マニュアル全般	原子力内部監査要則
—	5.2.2 品質方針	—	品質方針	
—	6.2.1 品質目標	—	品質目標	品質目標
—	8.1 製品等の要求事項への適合の実証	—	マニュアル全般	原子力内部監査要則

(2) 品管規則、JISQ9001、JEAC4111が要求する“維持すべき規格が要求する文書化した情報”“文書化された手順”となる記録

品管規則関連条項	JISQ9001関連条項	JEAC4111関連条項	記録の種類
—	4.4.2	—	マニュアルに基づく記録全般
第18条 マネジメントレビュー	9.3.3	5.6.1(3) マネジメントレビュー	マネジメントレビューの結果の記録
第22条 要員の力量の確保及び教育訓練	7.2	6.2.2 e) 力量、教育・訓練及び認識	教育・訓練及び力量について該当する記録
第23条 個別業務に必要なプロセスの計画	—	7.1(3) e) 業務の計画	業務・原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録
第25条 個別業務等要求事項の審査	8.2.3.2	7.2.2(3) 業務・原子力施設に対する要求事項のレビュー	業務・原子力施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録
第28条 設計開発に用いる情報	8.3.3	7.3.2(1) 設計・開発へのインプット	業務・原子力施設に対する要求事項に関連するインプットの記録
—	8.3.5	—	設計・開発からのアウトプットの記録
第30条 設計開発レビュー	8.3.4	7.3.4(2) 設計・開発のレビュー	設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録
第31条 設計開発の検証	8.3.4	7.3.5(1) 設計・開発の検証	設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録
第32条 設計開発の妥当性確認	8.3.4	7.3.6(3) 設計・開発の妥当性確認	設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録
第33条 設計開発の妥当性確認	8.3.4、8.3.6	7.3.7(1) 設計・開発の変更管理	設計・開発の変更の記録
第33条 設計開発の妥当性確認	8.3.4、8.3.6	7.3.7(4) 設計・開発の変更のレビュー	設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録
第34条 調達プロセス	8.4.1	7.4.1(4) 調達プロセス	供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録
第38条 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	—	7.5.2(3)、7.5.2(4) d) 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認	プロセスの妥当性確認の結果の記録 プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録
第40条 トレーサビリティの確保	8.5.2	7.5.3(3) 識別及びトレーサビリティ	業務・原子力施設に関するトレーサビリティの記録
第41条 組織の外部の物品の管理	8.5.3	7.5.4 組織外の所有物	組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録
—	8.5.6	—	変更のレビューの結果、承認者としての文書管理の当該記録
第43条 監視測定のための設備の管理	7.1.5.1、7.1.5.2	7.6(3) a) 監視機器及び測定機器の管理	校正又は検証に用いた基準の記録
第43条 監視測定のための設備の管理	7.1.5.1、7.1.5.2	7.6(4) 監視機器及び測定機器の管理	測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録
第43条 監視測定のための設備の管理	7.1.5.1、7.1.5.2	7.6(4) 監視機器及び測定機器の管理	校正及び検証の結果の記録
—	9.1.1	—	パフォーマンス評価の結果となる「8.評価及び改善」に係る記録
第46条 内部監査	9.2.2	8.2.2(7) 内部監査	内部監査の結果の記録
第48条 機器等の検査等	—	8.2.4(3) 検査及び試験	検査及び試験の合格判定基準への適合の証拠（必要に応じて検査及び試験に使用した試験体等に関する記録を含む。）としての記録
第48条 機器等の検査等	8.6	8.2.4(4) 検査及び試験	リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録
第49条 不適合の管理	8.7.2、10.2.2	8.3(5) 不適合管理	不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録
第52条 是正処置等	8.7.2、10.2.2	8.5.2(9) 是正処置	是正処置の結果の記録
第53条 未然防止処置	—	8.5.3(3) d) 未然防止処置	未然防止処置の結果の記録

別表2 品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書との対応表

要求事項	文書名	
	1次文書	2次文書
3.1 組織及びその状況の理解		マネジメントレビュー管理基準
3.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解		保安活動に関する文書及び記録の管理基準
3.3 品質マネジメントシステムの適用範囲の決定		—
4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項		—
4.2.1 一般		保安活動に関する文書及び記録の管理基準
4.2.2 品質マニュアル		—
4.2.3 文書管理		保安活動に関する文書及び記録の管理基準
4.2.4 記録の管理		保安活動に関する文書及び記録の管理基準
5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ		—
5.2 原子力安全の確保の重視		—
5.3 品質方針		マネジメントレビュー管理基準
5.4.1 品質目標		評価改善活動管理基準
5.4.2 品質マネジメントシステムの計画		図-2の文書全て
5.4.3 リスク及び機会への取組み		マネジメントレビュー管理基準、原子力発電リスクマネジメント基準
5.5.1 責任及び権限		発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準、ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準、廃止措置主任者の保安監督に関する基準、放射線取扱主任者の放射線障害防止の監督に関する基準、原子力発電本部長権限再配分基準、職務権限基準
5.5.2 管理責任者		—
5.5.3 プロセス責任者		—
5.5.4 内部コミュニケーション		安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準、品質保証委員会運営基準
5.6.1 一般		マネジメントレビュー管理基準
5.6.2 マネジメントレビューへのインプット		マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準
5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット		マネジメントレビュー管理基準
6.1 資源の提供		教育訓練基準、必修基準、土木建築基準、放射線管理基準、火災防護計画（基準）
6.2 要員の力量の確保及び教育・訓練		教育訓練基準
6.3 組織の知識		保安活動に関する文書及び記録の管理基準、教育訓練基準
7.1 業務の計画	品質マニュアル（要則） ・品質マニュアル（基準） ※1	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、原子力発電リスクマネジメント基準、運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、必修基準、土木建築基準、燃料管理基準、技術基準、停止時保安管理基準、非常事態対策基準、異常時通報連絡処置基準、防護基準、火災防護計画（基準）、予防規程（基準）、救急対策基準、施設管理基準、燃料技術基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する規程（基準）、返還廃棄物管理基準、日本原燃向け使用済燃料海上輸送事故対応基準、低レベル放射性廃棄物輸送基準、低レベル放射性廃棄物海上輸送事故対応基準、廃止措置関連業務実施基準、原子力発電所土木建築設備保守基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、カルデラ火山モニタリング対応基準
		保安活動に関する文書及び記録の管理基準
		保安活動に関する文書及び記録の管理基準
		評価改善活動管理基準
		設計・調達管理基準
		設計・調達管理基準
		保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、原子力発電リスクマネジメント基準、運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、必修基準、土木建築基準、燃料管理基準、技術基準、停止時保安管理基準、非常事態対策基準、異常時通報連絡処置基準、防護基準、火災防護計画（基準）、予防規程（基準）、救急対策基準、施設管理基準、燃料技術基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する規程（基準）、返還廃棄物管理基準、日本原燃向け使用済燃料海上輸送事故対応基準、低レベル放射性廃棄物輸送基準、低レベル放射性廃棄物海上輸送事故対応基準、廃止措置関連業務実施基準、原子力発電所土木建築設備保守基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、カルデラ火山モニタリング対応基準
		保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、原子力発電リスクマネジメント基準、運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、必修基準、土木建築基準、燃料管理基準、技術基準、非常事態対策基準、異常時通報連絡処置基準、防護基準、火災防護計画（基準）、予防規程（基準）、救急対策基準、施設管理基準、燃料技術基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する規程（基準）、返還廃棄物管理基準、日本原燃向け使用済燃料海上輸送事故対応基準、低レベル放射性廃棄物輸送基準、低レベル放射性廃棄物海上輸送事故対応基準、廃止措置関連業務実施基準、原子力発電所土木建築設備保守基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、カルデラ火山モニタリング対応基準
		保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、原子力発電リスクマネジメント基準、運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、必修基準、土木建築基準、燃料管理基準、技術基準、非常事態対策基準、異常時通報連絡処置基準、防護基準、火災防護計画（基準）、予防規程（基準）、救急対策基準、施設管理基準、燃料技術基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する規程（基準）、返還廃棄物管理基準、日本原燃向け使用済燃料海上輸送事故対応基準、低レベル放射性廃棄物輸送基準、低レベル放射性廃棄物海上輸送事故対応基準、廃止措置関連業務実施基準、原子力発電所土木建築設備保守基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、カルデラ火山モニタリング対応基準
		保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、原子力発電リスクマネジメント基準、運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、必修基準、土木建築基準、燃料管理基準、技術基準、非常事態対策基準、異常時通報連絡処置基準、防護基準、火災防護計画（基準）、予防規程（基準）、救急対策基準、施設管理基準、燃料技術基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する規程（基準）、返還廃棄物管理基準、日本原燃向け使用済燃料海上輸送事故対応基準、低レベル放射性廃棄物輸送基準、低レベル放射性廃棄物海上輸送事故対応基準、廃止措置関連業務実施基準、原子力発電所土木建築設備保守基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、カルデラ火山モニタリング対応基準
7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化		保安活動に関する文書及び記録の管理基準
7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー		保安活動に関する文書及び記録の管理基準
7.2.3 利害関係者とのコミュニケーション		評価改善活動管理基準
7.3 設計・開発		設計・調達管理基準
7.4 調達		設計・調達管理基準
7.5.1 業務の実施の管理		保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、原子力発電リスクマネジメント基準、運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、必修基準、土木建築基準、燃料管理基準、技術基準、停止時保安管理基準、非常事態対策基準、異常時通報連絡処置基準、防護基準、火災防護計画（基準）、予防規程（基準）、救急対策基準、施設管理基準、燃料技術基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する規程（基準）、返還廃棄物管理基準、日本原燃向け使用済燃料海上輸送事故対応基準、低レベル放射性廃棄物輸送基準、低レベル放射性廃棄物海上輸送事故対応基準、廃止措置関連業務実施基準、原子力発電所土木建築設備保守基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、カルデラ火山モニタリング対応基準
7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認		保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、原子力発電リスクマネジメント基準、運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、必修基準、土木建築基準、燃料管理基準、技術基準、非常事態対策基準、異常時通報連絡処置基準、防護基準、火災防護計画（基準）、予防規程（基準）、救急対策基準、施設管理基準、燃料技術基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する規程（基準）、返還廃棄物管理基準、日本原燃向け使用済燃料海上輸送事故対応基準、低レベル放射性廃棄物輸送基準、低レベル放射性廃棄物海上輸送事故対応基準、廃止措置関連業務実施基準、原子力発電所土木建築設備保守基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、カルデラ火山モニタリング対応基準
7.5.3 識別及びトレーサビリティ		保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、原子力発電リスクマネジメント基準、運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、必修基準、土木建築基準、燃料管理基準、技術基準、非常事態対策基準、異常時通報連絡処置基準、防護基準、火災防護計画（基準）、予防規程（基準）、救急対策基準、施設管理基準、燃料技術基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する規程（基準）、返還廃棄物管理基準、日本原燃向け使用済燃料海上輸送事故対応基準、低レベル放射性廃棄物輸送基準、低レベル放射性廃棄物海上輸送事故対応基準、廃止措置関連業務実施基準、原子力発電所土木建築設備保守基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、カルデラ火山モニタリング対応基準
7.5.4 組織外の所有物		—
7.5.5 調達製品の保存		必修基準
7.5.6 変更の管理		保安活動に関する文書及び記録の管理基準
7.6 監視機器及び測定機器の管理		運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、必修基準、土木建築基準、燃料管理基準、技術基準、非常事態対策基準、防護基準、火災防護計画（基準）、予防規程（基準）
8.1 一般		改善措置活動管理基準※2
8.2.1 利害関係者の意見		評価改善活動管理基準
8.2.2 内部監査		原子力内部監査要則、評価改善活動管理基準
8.2.3 プロセスの監視及び測定		評価改善活動管理基準
8.2.4 検査		試験・検査基準
8.3 不適合管理		不適合管理基準
8.4 データの分析及び評価		評価改善活動管理基準、安全性向上評価実施基準
8.5.1 継続的改善		マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準
8.5.2 是正処置		不適合管理基準、根本原因分析実施基準
8.5.3 未然防止処置		未然防止処置基準

なお、「8.2.2 内部監査」以外の要求事項に対する原子力監査室の実施事項に関しては、「原子力内部監査要則」で規定する。

※1：図-2「品質マネジメントシステムに係る規定文書体系図」に示すとおり、2次文書のうち「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」、「マネジメントレビュー管理基準」及び「原子力内部監査要則」の上位となる1次文書は「品質マニュアル（要則）」である。

※2：「8. 評価及び改善」要求事項を全般的に達成するためのプロセスの一つとして「改善措置活動管理基準」を規定することから、「8.1 一般」に対応させる。

原子力安全を確保するための品質マネジメントシステム・原子力安全文化醸成活動

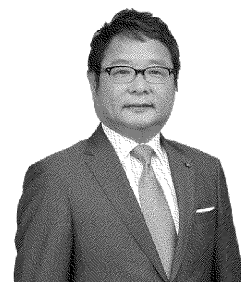
品質方針

原子力安全の取り組みに終わりはない。現状に満足することなく、常に考え 問いかける姿勢をもって自ら率先して行動するとともに、誠実かつ高い倫理観をもちコンプライアンスを十分に意識した上で、以下の方針に基づく業務運営に不断に取り組み、更なるパフォーマンス向上を図っていくことにより、地域・社会の皆さまに信頼され、安心され続ける原子力発電所を目指します。

1. 原子力安全を最優先とする文化を醸成し続けます
2. 自主的・継続的に安全性・信頼性を向上させます
3. 原子力発電所のリスクマネジメントを確実に実施します
4. 積極的な情報公開と対話活動を行い安心・信頼に繋がります
5. 社内や協力会社との風通しの良い組織風土をつくりまします



2020年4月1日
九州電力株式会社
代表取締役 社長執行役員
池辺和弘



(執務室掲示：A2サイズ) 品質方針の組織内への伝達方法


⑦-6、⑧-6

原子力安全を確保するための品質マネジメントシステム・原子力安全文化醸成活動

品質方針

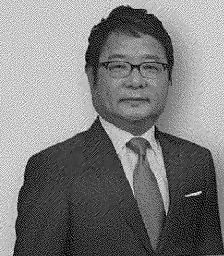
原子力安全の取り組みに終わりはない。現状に満足することなく、常に考え 問いかける姿勢をもって自ら率先して行動するとともに、誠実かつ高い倫理観をもちコンプライアンスを十分に意識した上で、以下の方針に基づく業務運営に不断に取り組み、更なるパフォーマンス向上を図っていくことにより、地域・社会の皆さまに信頼され、安心され続ける原子力発電所を目指します。

1. 原子力安全を最優先とする文化を醸成し続けます
2. 自主的・継続的に安全性・信頼性を向上させます
3. 原子力発電所のリスクマネジメントを確実に実施します
4. 積極的な情報公開と対話活動を行い安心・信頼に繋がります
5. 社内や協力会社との風通しの良い組織風土をつくりまします


九州電力

ずっと先まで、明るくしたい。

2020年4月1日
九州電力株式会社
代表取締役 社長執行役員
池辺 和弘



品質方針の組織内への伝達方法

(品質方針を記載した小冊子：A6サイズ)

⑦-6、⑧-6

2020年度版 QMS携帯小冊子(本店組織)

原子力安全を確保するための品質マネジメントシステム・原子力安全文化醸成活動


品質方針

原子力安全の取り組みに終わりはない。現状に満足することなく、常に考え 問いかける姿勢をもって自ら率先して行動するとともに、誠実かつ高い倫理観をもちコンプライアンスを十分に意識した上で、以下の方針に基づく業務運営に不断に取り組み、更なるパフォーマンス向上を図っていくことにより、地域・社会の皆さまに信頼され、安心され続ける原子力発電所を目指します。

1. 原子力安全を最優先とする文化を醸成し続けます
2. 自主的・継続的に安全性・信頼性を向上させます
3. 原子力発電所のリスクマネジメントを確実に実施します
4. 積極的な情報公開と対話活動を行い安心・信頼に繋がります
5. 社内や協力会社との風通しの良い組織風土をつくりまします

九州電力
ずっと先まで、明るくしたい。

2020年4月1日
九州電力株式会社
代表取締役 社長執行役員
池 辺 和 弘



品質方針の組織内への伝達方法

(イントラネット掲載)

⑦-6、⑧-6

情報共有Box (全社用)

作成日	2011/07/25		
件名	品質方針 (2020年4月1日制定)		
分類	九州電力グループ >> 九州電力 >> 原子力発電本部 >> 原子力安全のためのQMS >> 10 品質方針、品質目標、プロセスの監視及び測定		
掲示開始日	2019/06/03	掲示終了日	2021/04/30
責任箇所	原子力発電本部 品質保証グループ	担当者名	内線番号
本文	<p>2020年4月1日に制定された「品質方針」及び見直した方針に込めた社長の思いである「品質方針の見直しにあたって」を掲示します。品質マネジメントシステム実施部門の各グループ長及び各課長におかれましては、ミーティングや教育等の場において所属員への周知徹底をお願いします。</p> <p>※ポスターについては、掲示部数を品質保証グループにて管理していますので、追加等の要望がありましたら、品質保証グループまでご連絡ください。</p>		
添付ファイル	<p>説明</p> <p>品質方針と社長の思い_20200401.pdf</p>		
関連情報			
編集許可	<p>原子力発電本部 品質保証グループ (公開時に編集と参照を許可する箇所)</p>		
参照のみ許可	<p>企画・供給本部部長 (原子燃料)</p> <p>企画・供給本部 原子燃料フロントエンドグループ</p> <p>土木建築本部部長 (原子力土木建築)</p> <p>土木建築本部 設計・解析グループ</p> <p>業務本部部長 (資材調達)</p> <p>原子力発電本部 原子力総括グループ</p> <p>原子力発電本部 品質保証グループ</p> <p>原子力発電本部 リスク管理・解析グループ</p> <p>原子力発電本部 原子力運営グループ</p> <p>原子力発電本部 環境広報グループ</p> <p>原子力発電本部 原子力設備グループ</p> <p>原子力発電本部 放射線安全グループ</p> <p>原子力発電本部部長 (原子力技術)</p> <p>原子力発電本部 原子燃料計画グループ</p> <p>原子力発電本部 原子力技術支援グループ</p> <p>原子力発電本部 原子力建設グループ</p> <p>原子力発電本部 原子力機械グループ</p> <p>原子力発電本部 安全設計グループ</p> <p>原子力発電本部 廃止措置統括室長</p> <p>原子力発電本部 廃止措置統括室 廃止措置計画グループ</p> <p>立地コミュニケーション本部部長 (企画)</p> <p>立地コミュニケーション本部 コミュニケーション運営グループ</p> <p>立地コミュニケーション本部 玄海地域統括グループ</p> <p>[廃止] コーポレート戦略部門 管理統括グループ</p> <p>原子力監査室 原子力監査グループ</p> <p>川内原子力発電所</p> <p>(公開時に参照のみを許可する箇所)</p> <p>企画・供給本部 原子燃料管理グループ</p> <p>企画・供給本部 原子燃料バックエンドグループ</p> <p>土木建築本部 原子力グループ</p> <p>土木建築本部 調査・計画グループ</p> <p>業務本部 調達基盤グループ</p> <p>原子力発電本部部長 (安全・品質保証)</p> <p>原子力発電本部 安全性向上グループ</p> <p>原子力発電本部部長 (原子力管理)</p> <p>原子力発電本部 原子力企画グループ</p> <p>原子力発電本部 原子力発電グループ</p> <p>原子力発電本部 原子力経年対策グループ</p> <p>原子力発電本部 原子力防災グループ</p> <p>原子力発電本部 原子燃料技術グループ</p> <p>原子力発電本部 原子燃料サイクルグループ</p> <p>原子力発電本部部長 (原子力建設)</p> <p>原子力発電本部 原子力工事グループ</p> <p>原子力発電本部 原子力電気計装グループ</p> <p>原子力発電本部 廃止措置統括室</p> <p>原子力発電本部 廃止措置統括室 廃止措置管理グループ</p> <p>原子力発電本部 廃止措置統括室 廃止措置技術開発グループ</p> <p>立地コミュニケーション本部 企画グループ</p> <p>立地コミュニケーション本部部長 (原子力地域コミュニケーション)</p> <p>立地コミュニケーション本部 川内地域統括グループ</p> <p>原子力監査室長</p> <p>玄海原子力発電所</p> <p>コーポレート戦略部門 経営管理グループ</p>		

原子力発電所 マネジメントレビュー管理基準

制 定 平成16年 5月19日 原発本則第219号
最終改正 2022年 2月15日 原発本則第219号～7
主管箇所 原子力発電本部 品質保証グループ

(抜 粋)

4 品質方針の作成

4.1 品質方針の制定

品質方針は社長の方針に基づき、安全・品質保証部長が品質マニュアル（要則）「5.3 品質方針」に沿って、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して品質方針（案）を策定し、原子力発電本部長の確認と社長の決定をもって制定する。

具体的には、安全・品質保証部長は、作成した品質方針（案）を「決定文書取扱基準」（コーポレート戦略部門）に基づく「指示書」に添付し原子力発電本部長の確認を受けた後、社長の承認を得る。なお、品質方針の様式は任意とする。

品質方針は、「2. 組織及びその状況の理解」に基づき整理した直近の保安に関する組織の内外の課題への対応を踏まえるとともに、原子力安全に影響を及ぼす可能性のある要素に係る全社的な方針との整合を図り安全性が損なわれないように配慮し制定する。

⑦ - 6、⑧ - 6

4.2 品質方針の登録及び周知徹底

安全・品質保証部長は、品証グループ長に指示し、社長が決定した品質方針並びに社長指示書を「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」に基づき登録管理する。

安全・品質保証部長は、社長が品質方針を制定あるいは見直した場合、品証グループ長に指示し、実施部門の所属員（以下「所属員」という。）に周知徹底する。

また、実施部門の各グループ長及び各課長は教育等又は調達管理を通じて、所属員及び主要な受注者（供給者）に品質方針を周知徹底させる。

4.3 品質方針の見直し

安全・品質保証部長は、品質マニュアル（要則）「5.6 マネジメントレビュー」で定めるマネジメントレビューの結果見直しが必要と判断された場合、及び、社長から見直しの指示を受けた場合は、品質方針制定時と同等の手順により、新品質方針を制定する。

なお、新品質方針の制定後は、旧品質方針は効力を失うものとし、安全・品質保証部長は、品証グループ長に指示し、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」に従い品質方針並びに社長指示書を登録管理するとともに、旧品質方針は速やかに廃止等の処置を行う。

5 マネジメントレビュー

5.1 マネジメントレビュー

マネジメントレビューは、社長の指示に基づき実施する。具体的には、実施部門においてデータの収集・分析・評価を行い、その結果を安全・品質保証部長が集約し、実施部門において審議を行った後、管理責任者（原子力発電本部長）が承認し社長に報告した内容を、社長が、監査部門の内部監査結果等を考慮しレビューすることで実施する。

(1) マネジメントレビューの実施時期

定期的なマネジメントレビューは、原則として年度初めに、前年度の品質マネジメントシステム活動に対するレビューを実施することとするが、その他の業務の状況を考慮し、上記以外の時期とすることも可能とする。

また、社長が必要と判断した場合は、不定期に実施することも可能とする。

⑦ - 7

⑧ - 7

(2) マネジメントレビューのインプットデータの収集及び評価

安全・品質保証部長は、品証グループ長に指示し、以下に示すマネジメントレビューのインプットデータの収集を行う。

- ・本店組織のデータの分析結果報告書（案）
- ・玄海原子力発電所のデータの分析結果報告書（案）
- ・川内原子力発電所のデータの分析結果報告書（案）

安全・品質保証部長は、品証グループ長に指示し、収集したデータを以下の事項について分析・評価する。

- ・原子力安全の達成に関する利害関係者の受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見
- ・業務・原子力施設に対する要求事項への適合
- ・是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子力施設の特性及び傾向
- ・供給者（受注者）の能力
- ・効果的な計画の実施（前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップを含む。）
- ・リスク及び機会への取組みの有効性（資源の妥当性を含む。）
- ・品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
- ・健全な安全文化の育成及び維持の状況
- ・関係法令の遵守状況

また、安全・品質保証部長は、品証グループ長に指示し、実施部門における総合的な評

価として、以下の事項に関して品質マネジメントシステムの改善の提案を行う。

- ・品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の維持に必要な改善（R C A の必要性を含む。）
- ・業務の計画及び実施にかかわる改善
- ・資源の必要性
- ・健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化の劣化兆候が確認された場合における改善策の検討を含む。）
- ・関係法令の遵守に関する改善
- ・安全文化のあるべき姿、品質方針、品質目標の変更の必要性

⑦-7
⑧-7

品証グループ長は、玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の安全品質保証統括室長と調整し、これらの結果を「マネジメントレビューへのインプット（様式例-1）」に取りまとめる。なお、取りまとめたマネジメントレビューへのインプット項目と、インプットに含めなければならない情報（要求事項）の関係については、図2に示すとおりである。

(3) 実施部門による審議

安全・品質保証部長は、原子力品質保証委員会（本店委員）を開催し、「マネジメントレビューへのインプット（様式例-1）」及び本店組織のデータの分析結果報告書（案）について審議を受ける。

各所長は、品質保証委員会を開催し、「マネジメントレビューへのインプット（様式例-1）」及び各発電所組織のデータの分析結果報告書（案）について審議を受け、その結果を安全・品質保証部長に連絡する。

安全・品質保証部長は、上記の審議を受けた「マネジメントレビューへのインプット（様式例-1）」について、修正が必要となった場合は、品証グループ長に指示し、修正を行ったうえで、原子力品質保証委員会（総合委員）を開催し、審議を受ける。

安全・品質保証部長は、原子力品質保証委員会（総合委員）による審議の結果をもって「マネジメントレビューへのインプット（様式例-1）」を承認する。

なお、原子力品質保証委員会の運営に関しては、別途定める「原子力品質保証委員会運営基準」によるものとする。

(4) マネジメントレビューの実施

安全・品質保証部長は、「(3) 実施部門による審議」において審議した「マネジメントレビューへのインプット（様式例-1）」について、本店及び発電所組織のデータの分析結果報告書を収集し、添付の上、管理責任者（原子力発電本部長）の承認を得る。

管理責任者は、「マネジメントレビューへのインプット（様式例-1）」及び収集したデータにより、社長に報告し、マネジメントレビューを受ける。

社長は、マネジメントレビューを行い、次の事項に関する決定及び処置について管理責任者に指示するとともに、今後に向けた期待事項を示す。 ⑦-9 ⑧-9

- ・品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の維持に必要な改善
- ・業務の計画及び実施にかかわる改善
- ・資源の必要性
- ・健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化の劣化兆候が確認された場合における改善策の検討を含む。）
- ・関係法令の遵守に関する改善
- ・安全文化のあるべき姿、品質方針、品質目標の変更の必要性

管理責任者は、マネジメントレビューの結果を「実施部門に対するマネジメントレビュー（アウトプット）（様式例-2）」に記載し、社長の承認を受ける。

(5) マネジメントレビュー結果の周知

管理責任者は、安全・品質保証部長に指示し、社長によるマネジメントレビュー結果（様式例-1、2）を本店組織及び発電所組織に周知するとともに、監査部門と共有する。

5.2 改善の実施

原子力発電本部長、本店組織の各部長及び各グループ長並びに発電所組織の各所長及び各課長は、本店組織及び発電所組織各々の「評価改善活動管理基準」によりマネジメントレビュー結果を踏まえた品質目標を設定し、これを達成することを通じて、マネジメントレビュー結果に対する改善を実施する。

品証グループ長は、RCAの実施が必要と判断されている場合は、RCA対象事象の発生について、RCA推進会議に連絡する。なお、「評価改善活動管理基準」に基づくデータの分析の結果として連絡している事象の連絡は不要とする。

原子力内部監査要則

制 定	平成15年11月 1日	経管則第19号
改 正	2022年 7月 1日	原監則第1号～56
主管箇所	原子力監査室	

(抜 粋)

10.5 監査後調査

監査チームは監査後、報告書取りまとめの過程で、所見確定等のために記録等を確認することがある。

11 監査結果の報告

11.1 報告書の作成

(1) 監査チームは、監査結果及び評価の取りまとめを行う。その際、改善が必要若しくは望ましいと判断される事項（以下「指摘事項等」という。）は、以下の区分で分類する。

- a. 指摘事項（重大）：品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項を満足していない事象（不適合）であり、是正処置が必要
- b. 指摘事項（軽微）：品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項を満足していない事象（不適合）のうち、業務に及ぼす影響が軽微な事象であり、是正処置が必要
- c. 要望事項：現在、不適合は確認できないが、将来不適合が発生する可能性が大きいと判断される事象であり、是正処置が必要
- d. 助言事項：不適合の発生は考えられないが、マネジメントシステムの有効性向上のための提案、組織の業務品質向上に関する提案に該当する事象
- e. 良好事例：他組織の改善活動につながる事例となる事象
- f. その他気づき事項：上記a.～e.にいずれも該当しない事象

指摘事項等に係る事実関係については、監査対象箇所と合意を得る。

(2) 監査チームリーダーは、監査報告書を「別表11-1 原子力内部監査結果報告書」及び「別表11-2 原子力内部監査評価シート」を参考に作成し、監査で得られた証拠等を記載した原子力内部監査調書（チェックシート）等を添付の上、原子力監査グループ長及び監査責任者の確認を得る。

但し、前項f.その他気づき事項については、「別表11-2 原子力内部監査評価シート」は省略し、「別表11-1 原子力内部監査結果報告書」に参考として添付する。

11.2 報告

監査責任者は、監査報告書により監査結果を社長に報告し、承認を得る。

⑦-16

⑧-12

11.3 監査結果の通知

監査責任者は、社長の承認を得た監査結果を監査対象箇所の責任者、安全・品質保証部長及び関係部門の長に通知する。指摘事項等については、社長承認前に適宜、監査対象箇所の責任者に通知することができる。

11.4 記録の管理

原子力監査グループ長は、監査結果の記録を「15 記録の管理」に基づき維持する。

セスの監視」、「16.2 不適合管理」、「16.3 是正処置」、「16.4 根本原因分析」、「16.5 未然防止処置」、「16.6 改善提案」、「16.7 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ」、「16.9 マネジメントレビュー」、「16.10 改善」、「18 関係法令等の遵守」及び「19 安全文化の醸成」の記録を収集し、分析し、次の事項に関連する評価を行う。

- a. 業務に対する要求事項への適合
 - b. 監査における原子力安全の達成に関する利害関係者の受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見
 - c. 是正処置の機会を得ることを含む、監査部門のプロセスの特性及び傾向
 - d. 供給者の能力
 - e. 効果的な計画の実施
 - f. リスク及び機会への取組みの有効性
 - g. 品質マネジメントシステムの改善の必要性
- (2) 原子力監査グループ長は、データの分析によって、前項に関連する評価を行い、改善が必要と認めた場合には、改善案を検討し、「別表16-7 データの分析結果報告書」を参考に、その結果を取りまとめて、監査責任者に報告する。

⑦ - 8

⑧ - 8

16.9 マネジメントレビュー

- (1) 監査責任者は、原則として、当該年度末から翌年度初めにかけて定期マネジメントレビュー用報告書を原子力監査グループ長に作成させる。
- (2) 原子力監査グループ長は、「16.8 データの分析」で得られた記録を収集、分析、添付し、以下の事項を含む改善案、改善の必要性について、「別表16-8 監査部門に対するマネジメントレビュー」を参考に定期マネジメントレビュー用報告書を取りまとめ、監査責任者に提出し、承認を得る。
 - a. 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の維持に必要な改善
 - b. 業務の計画及び実施に係る改善
 - c. 資源の必要性（力量、教育・訓練及び要員）
 - d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化の劣化兆候が確認された場合における改善策の検討含む。）
 - e. 関係法令の遵守に関する改善
 - f. 品質方針、品質目標の見直し
- (3) 監査責任者は、報告書を確認の上で、社長に提出し、マネジメントレビューを受ける。
- (4) 監査責任者は、定期レビューとは別に、「1.1 監査結果の報告」で定める社長への報告時等に、社長のマネジメントレビューを受けることがある。この場合、社長指示により当該年度の定期レビューを省くことができる。
- (5) 監査責任者は、マネジメントレビューにおける社長指示事項を受けて改善を実施する。

16.10 改 善

- (1) 監査責任者は、「16.1 監査プロセスの監視」、「16.2 不適合管理」、「16.3 是正処置」、「16.4 根本原因分析」、「16.5 未然防止処置」、「16.6 改善提案」、「16.7 前回まで

原子力品質保証委員会運営基準

制 定	平成12年 3月31日	原工則第8号
最終改正	2022年 7月 1日	原発本則第203号～8
主管箇所	原子力発電本部 品質保証グループ	

(抜 粋)

1 目的

この基準は、「原子力発電所品質マニュアル（要則）」及び「品質マニュアル（基準）」に定める原子力品質保証委員会（以下「品証委員会」という。）及び品質保証連絡会議（以下「品証連絡会議」という。）の運営に関する必要事項を定め、本店組織と発電所組織の間及び本店組織内における品質マネジメントシステムに関する内部コミュニケーションを適切に実施することを目的とする。

2 適用範囲

この基準は、品証委員会及び品証連絡会議の運営について適用する。

3 基準の制定及び改廃

この基準の制定及び改廃は、安全・品質保証部長が行うものとする。

4 品証委員会の運営

4.1 審議事項

品証委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 原子力品質保証活動に関する基本的な事項
- (2) 安全文化を醸成する活動に関する基本的な事項
- (3) 品質マネジメントシステムに関する評価改善活動の評価結果等に関する事項
- (4) その他委員長が必要と認めた事項

4.2 構成

品証委員会の委員構成は、次のとおりとする。

[委員長]	安全・品質保証部長
[総合委員]	安全・品質保証部門：品質保証グループ長
	原子力総括部門：原子力総括部長
	原子力管理部門：原子力管理部長
	原子力建設部門：原子力建設部長
	原子力技術部門：原子力技術部長
	廃止措置統括部門：廃止措置統括室長
	原子力土木建築部門：原子力土木建築部長
	玄海原子力発電所：所長、安全品質保証統括室長
	川内原子力発電所：所長、安全品質保証統括室長
	その他委員長が指名した者

[本店委員] 安全・品質保証部門：品質保証グループ長、安全性向上グループ長、リスク管理・解析グループ長、システム統括グループ長

原子力総括部門：原子力総括部長、原子力総括グループ長

原子力管理部門：原子力管理部長、原子力運営グループ長、原子力企画グループ長、環境広報グループ長、原子力発電グループ長、原子力設備グループ長、原子力経年対策グループ長、放射線安全グループ長、原子力防災グループ長

原子力建設部門：原子力建設部長、原子力建設グループ長、原子力工事グループ長、原子力機械グループ長、原子力電気計装グループ長、安全設計グループ長

原子力技術部門：原子力技術部長、原子燃料技術グループ長、原子燃料サイクルグループ長、原子力技術支援グループ長

廃止措置統括部門：廃止措置統括室長、廃止措置管理グループ長、廃止措置技術グループ長、廃棄物運用対策グループ長

原子力発電本部 部長（技術支援担当、国際協力担当）

原子力土木建築部門：原子力土木建築部長、調査・計画グループ長、原子力グループ長、設計・解析グループ長

資材調達部門：資材調達部長、調達基盤グループ長

原子燃料部門：原子燃料部長、原子燃料管理グループ長

原子力地域コミュニケーション部門：原子力地域コミュニケーション部長、コミュニケーション運営グループ長

その他委員長が指名した者

4.3 委員会の開催

- (1) 委員長は、マネジメントレビューに先立ち評価改善活動に関する事項等を審議するために、本店委員による委員会及び総合委員による委員会を招集する。（定例開催）
- (2) 委員長は、本店及び発電所に関する事項で必要と認めた場合は、総合委員による委員会を招集する。また、本店のみに関する事項で必要と認めた場合は、本店委員による委員会を招集する。（臨時開催）
- (3) 委員長は、委員が出席できない場合には代理者を指名し、出席させることができる。
- (4) 委員長は、必要があるときは委員会の構成委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (5) 委員長は、必要があるときは委員会の下に作業会を発足させ、必要事項を検討させ、その

意見を聴取することができる。

(6) 委員長不在時には、代行者が委員長の代行を行うものとする。代行者は以下の通りとする。

- ・ 第一代行者：原子力管理部長
- ・ 第二代行者：原子力技術部長

(7) 委員会は、総合委員を招集した場合は総合委員の 2/3 以上の出席で、また、本店委員を招集した場合は、本店委員の過半数以上の出席で成立するものとする。なお、複数の職位を兼務している委員が出席した場合は、兼務している職位の委員はそれぞれ出席しているものとする。

5 品証連絡会議の運営

5.1 調整・連絡事項

品証連絡会議は、次の事項について調整・連絡を行うものとする。

- (1) 本店組織及び発電所組織における品質保証活動及び安全文化醸成活動に関する事項
- (2) 社内外における品質保証及び安全文化醸成の動向に関する事項
- (3) その他議長が必要と認めた事項

5.2 構 成

品証連絡会議の委員構成は、次のとおりとする。

- [議長] 安全・品質保証部門 品質保証グループ長
- [委員] 玄海原子力発電所 安全品質保証統括室課長
川内原子力発電所 安全品質保証統括室課長
その他議長が指名した者

5.3 会議の開催

- (1) 議長は、年 4 回以上を目安に必要と認めた場合に会議を招集する。
- (2) 議長が出席できない場合は、品質保証グループメンバー（管理職）が議長を代行する。
- (3) 議長は、委員が出席できない場合には代理者を指名し、出席させることができる。
- (4) 議長は、必要があるときは会議の構成委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

6 事務処理

- (1) 品証委員会及び品証連絡会議の事務局は、品質保証グループがこれに当たる。
- (2) 事務局は、議事録を作成の上、品証委員会については委員長、品証連絡会議については議長の承認を受ける。なお、品証委員会（総合委員）議事録については、委員長の承認後、管

理責任者まで報告する。また、議事録を社内イントラネット上に掲示することにより、各委員へ周知するとともに、本店組織及び発電所組織内の情報共有を図る。

- (3) 事務局は、品証委員会及び品証連絡会議の議事録を「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」に従い管理する。

玄海原子力発電所
品質保証委員会運営基準

（ 制 定 平成15年11月 1日
最終改正 2022年 2月15日 ）

（ 抜 粋 ）

九州電力株式会社
玄海原子力発電所

1. 総 則

1.1 目 的

本基準は、「原子力発電所品質マニュアル(要則)」及び「玄海原子力発電所品質マニュアル(基準)」に定める品質マネジメントシステムを円滑にすすめるための機関である「玄海原子力発電所品質保証委員会」及び「玄海原子力発電所品質保証検討会」の運営に関する必要事項を定めることを目的とする。

1.2 適用範囲

本基準は「玄海原子力発電所品質保証委員会」(以下「委員会」という。)及び「玄海原子力発電所品質保証検討会」(以下「検討会」という。)の運営について適用する。

1.3 基準の制定、改廃

本基準の制定、改廃は玄海原子力発電所長(以下「所長」という。)が行う。

2. 委員会の運営

2.1 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

[委員長]	所長
[委員]	廃止措置施設長、第二所長
	次長
	安全品質保証統括室長
	原子力訓練センター所長
	環境広報担当課長
	総務課長
	防災課長
	防護管理課長
	廃止措置運営課長、技術第二課長
	廃止措置安全課長、安全管理第二課長
	プラント管理課長、発電第二課長

設備管理課長、保修第二課長

土木建築課長

その他委員長が指名した者

なお、委員会が「改善措置活動管理基準」に定める CAP 会議を兼ねる場合は、以下の者を委員に加える。

原子炉主任技術者、廃止措置主任者

ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者

2.2 委員会の開催

(1) 委員長は、年に1回以上委員会を招集する。

また、委員長は、委員長が必要と認めた場合、委員会を招集する。

(2) 委員長は、委員が出席できない場合には代理者を指名し、出席させることができる。

(3) 委員長は、必要と認めた場合、委員会構成委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(4) 委員長は、必要があるときは、検討会に必要事項を検討させ、その意見を聴取することができる。

(5) 委員長が不在の場合は、安全品質保証統括室長が委員長の職務を代行する。

(6) 委員会は、委員長(又は代行)及び過半数の委員の出席で成立するものとする。

2.3 審議事項

委員会は、次の事項について審議する。

(1) 原子力品質保証活動に関する基本的な事項(発電所所掌分)

(2) 安全文化を醸成する活動に関する基本的な事項(発電所所掌分)

(3) 品質マネジメントシステムに関する評価改善活動の評価結果等に関する事項(発電所所掌分)

(4) その他委員長が必要と認めた事項

3. 検討会の運営

3.1 検討会の構成

検討会の構成は、次のとおりとする。

[主 査] 安全品質保証統括室 課長

[会 員] 安全品質保証統括室 副長

設備管理課 副長

保修第二課 副長

廃止措置運営課 副長

技術第二課 副長

廃止措置安全課 副長

安全管理第二課 副長

プラント管理課 副長

発電第二課 副長

土木建築課 副長

原子力訓練センター講師

総務課 副長

防災課 副長

防護管理課 副長

環境広報担当副長

その他主査が指名した者

3.2 検討会の開催

- (1) 主査は、原則として年に4回、また、必要と認めた場合、検討会を開催する。
- (2) 主査は、会員が出席できない場合には、代理者を出席させることができる。
- (3) 主査は、必要と認めた場合、会員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (4) 主査は、必要と認めた場合、1, 2号機側単独又は3, 4号機側単独の検討会を開催することができる。なお、その場合は、主査は会員の中から当該検討会の参加者を定め招集する。

3.3 検討事項

検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 委員会から指示された事項
- (2) その他主査が必要と認めた事項

4. 事務処理

- (1) 委員会の事務は、安全品質保証統括室がこれにあたる。
- (2) 検討会の事務は、安全品質保証統括室がこれにあたる。

5. 文書及び記録の管理

- (1) 安全品質保証統括室長は、委員会の議事録を「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」に従い、保管管理し、所定の期間保存する。
- (2) 安全品質保証統括室長は、検討会の議事録を「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」に従い、保管管理し、所定の期間保存する。

本店 原子力品質保証委員会の開催実績について（令和3年度）

月	日	回数	付議内容	備考
5	18	1	2020年度マネジメントレビュー向け報告（本店）について	本店委員
5	26	2	2020年度マネジメントレビューインプットデータについて	総合委員
6	17	3	・実施部門に対するマネジメントレビュー（アウトプット）について ・マネジメントレビュー結果に対する対応方針について	総合委員
6	23	4	・実施部門に対するマネジメントレビュー（アウトプット）について ・マネジメントレビュー結果に対する対応方針について	本店委員
1	5	5	マネジメントレビューに関する業務のパフォーマンス向上について	総合委員

玄海原子力発電所 品質保証委員会の開催実績について（令和3年度）

月	日	回数	付議内容	備考
5	10	1	・データ分析結果報告書（2020年度）について ・マネジメントレビュー向け報告書（2020年度）について ・2021年度 発電所品質目標について ・2021年度 原子力発電本部品質目標について	・審議事項 ・審議事項 ・審議事項 ・報告事項
7	5	2	・実施部門に対するマネジメントレビュー（アウトプット）について ・マネジメントレビュー結果に対する対応方針について（2021年度） ・2020年度マネジメントレビュー結果に対する玄海原子力発電所の2021年度対応について	・報告事項 ・報告事項 ・審議事項

保 修 基 準 (3 , 4 号)

〔 制 定 平成12年 3月31日 〕
〔 最終改正 2022年 4月 1日 〕

(抜 粋)

九州電力株式会社
玄海原子力発電所

9 識別管理

各課長は、発電所内各所における保安維持及び保守作業の安全管理を行うために必要な各種識別管理を行う。なお、識別管理の要領は「識別管理要領（3，4号）」による。

1 0 材料、機器の運用管理

各課長は、油脂、工具等の材料、機器の円滑な運用を図るため、「保守業務要領全般（3，4号）」に基づき業務を行う。

⑦-10

1 1 振動診断実施要領

保守第二課長は、機器の状態監視を実施する場合の点検の具体的方法及び所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するため方法の一つとして「振動診断実施要領」に定める。

1 2 品質重要度分類の定義

品質重要度分類の定義を添付資料 2 「品質重要度分類の定義」に示す。なお、品質重要度分類の定義に基づいた設備・機器の分類は「作業管理要領（3，4号）」による。

品質重要度分類の定義

(電気・機械設備)

		安全性	クラス 1		クラス 2		クラス 3		クラス外			
			PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3				
稼働率	定義	その損傷又は故障により発生する事象によって、 (a) 炉心の著しい損傷、又は (b) 燃料の大量の破損を引き起こすおそれのある構築物、系統及び機器	1) 異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し、残留熱を除去し、原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧を防止し、敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する構築物、系統及び機器	2) 安全上必要なその他の構築物、系統及び機器	1) その損傷又は故障により発生する事象によって、著しい損傷又は燃料材圧力バウンダリの過圧を引き起こすおそれはないが、敷地外への過度の放射線の影響を放出のおそれのある構築物、系統及び機器	2) 通常運転時及び運転時の異常な過度変化時に作動を要求されるものであって、その故障により、炉心冷却が損なわれる可能性の高い構築物、系統及び機器	1) PS-2の構築物、系統及び機器の損傷又は故障により敷地周辺公衆に与える影響を十分小さくするようにする構築物、系統及び機器	2) 異常状態への対応上特に重要な構築物、系統及び機器	1) 異常状態の起因事象となるものであって、PS-1及びPS-2以外の構築物、系統及び機器	2) 原子炉冷却材中放射性物質濃度を通常運転に支障ない程度に低く抑える構築物、系統及び機器	1) 運転時の異常な過度変化があっても、MS-1、MS-2とあいまって、事象を緩和する構築物、系統及び機器	クラス1～3以外のもの
			1) 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能 2) 過剰反応度の印加防止機能 3) 炉心形状の維持機能 適用範囲は、JEA64612に示す範囲	1) 原子炉の緊急停止機能 2) 木路界維持機能 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能 4) 原子炉停止後の除熱機能 5) 炉心冷却機能 6) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 適用範囲は、JEA64612に示す範囲	1) 原子炉冷却材を内蔵する機能(ただし、原子炉冷却材圧力バウンダリから除外されている計装等の小口径のもの及びバウンダリに直接接続されていないものは除く。) 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能 3) 燃料を安全に取り扱う機能 適用範囲は、JEA64612に示す範囲	1) 燃料プールの補給機能 2) 放射性物質放出の防止機能 適用範囲は、JEA64612に示す範囲	1) 原子炉冷却材保持機能(PS-1、PS-2)以外のもの 2) 原子炉冷却材循環機能 3) 放射性物質の貯蔵機能(電源供給機能を除く。) 4) 電源供給機能(非常用を除く。) 5) プラント計測・制御機能(安全保護機能を除く) 6) プラント運転補助機能 適用範囲は、JEA64612に示す範囲	1) 原子炉圧力の上昇の緩和機能 2) 出力上昇の抑制機能 3) 原子炉冷却材の補給機能 適用範囲は、JEA64612に示す範囲	1) 緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能 適用範囲は、JEA64612に示す範囲	同上		
定義	具体的適用範囲											
R1	その故障により発電停止となる設備	発電の為に必要な設備であり、その故障により、直ちに発電停止となる設備										
R2	その故障がプラント運転に重大な影響を及ぼす設備 (R1を除く)	R1以外で (1) 発電の為に必要な設備であり、その故障により直ちに出力制限となる設備 (2) 発電の為に必要な設備でその機能が回復しない場合に管理上の制限により発電停止又は出力制限となる設備	A									
R3	上記以外でその故障がプラント稼働にほとんど影響を及ぼさない設備	R1、R2以外の設備										C ₂

A : 安全上重要な設備

B : 安全上重要な設備及びその故障がプラントの出力に影響を及ぼす設備

C₁ : ①第3者機関の検査を受ける設備 ②予備機がなく且つ補修・取替等の作業が出来ない機器 ③原子炉格納容器内の機器 ④特殊な条件下での信頼性維持を求められている設備(重大事故等対処設備及び特定重大事故等対処施設含む)

C₂ : A、B、C₁以外の設備

玄海原子力発電所
土 木 建 築 基 準

〔 制 定 平成12年 3月31日
最終改正 2022年 4月 1日 〕

(抜 粋)

九州電力株式会社
玄海原子力発電所

1.1 品質重要度分類の定義

品質重要度分類の定義を添付資料2「品質重要度分類の定義」に示す。

なお、品質重要度分類の定義に基づいた構築物、系統及び機器の分類は「土木建築業務要領」による。

品質重要度分類の定義

安全性		クラス 1		クラス 2		クラス 3		クラス外	JEAC4209 以外の設備
		PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3		
		その損傷又は故障により発生する事象によって、 (a) 炉心の著しい損傷又は (b) 燃料の大量の破損を引き起こすおそれのある構築物、系統及び機器	1) 異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し、残留熱を除去し、原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧を防止し、敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する構築物、系統及び機器 2) 安全上必須なその他の構築物、系統及び機器	1) その損傷又は故障により発生する事象によって、著しい損傷又は燃料の大量の破損を直ちに引き起こすおそれはないが、敷地外への過度の放射線物質の放出のおそれのある構築物、系統及び機器 2) 通常運転時及び運転時の異常な過度変化時に作動を要求されるものであって、その故障により、炉心冷却が損なわれる可能性の高い構築物、系統及び機器	1) PS-2の構築物、系統及び機器の損傷又は故障により敷地周辺公衆に与える影響を十分小さくするようにする構築物、系統及び機器 2) 異常状態への対応上特に重要な構築物、系統及び機器	1) 異常状態の起因事象となるものであって、PS-1及びPS-2以外の構築物、系統及び機器 2) 原子炉冷却材中放射性物質濃度を通常運転に支障ない程度に低く抑える構築物、系統及び機器	1) 運転時の異常な過度変化があっても、MS-1、MS-2とあいまって、事象を緩和する構築物、系統及び機器 2) 異常状態への対応上必要な構築物、系統及び機器	クラス1～3 以外のもの	同 左
稼動率	1) 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能 2) 過剰反応度の印加防止機能 3) 炉心形状の維持機能 適用範囲は、JEAG4612に示す範囲	1) 原子炉の緊急停止機能 2) 未露界維持機能 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能 4) 原子炉停止後の除熱機能 5) 炉心冷却機能 6) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能 適用範囲は、JEAG4612に示す範囲	1) 原子炉冷却材を内蔵する機能(ただし、原子炉冷却材圧力バウンダリから除外されている計装等の小口径のもの及びバウンダリに直接接続されていないものは除く。) 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能 3) 燃料を安全に取り扱う機能 適用範囲は、JEAG4612に示す範囲	1) 燃料プールの補給機能 2) 放射性物質放出の防止機能 適用範囲は、JEAG4612に示す範囲	1) 原子炉冷却材保持機能(PS-1、PS-2)以外のもの 2) 原子炉冷却材循環機能 3) 放射性物質の貯蔵機能 4) 電源供給機能(非常用を除く。) 5) プラント計測・制御機能(安全保護機能を除く) 6) プラント運転補助機能 適用範囲は、JEAG4612に示す範囲	1) 原子炉圧力の上昇の緩和機能 2) 出力上昇の抑制機能 3) 原子炉冷却材の補給機能 適用範囲は、JEAG4612に示す範囲	同上	同 左	
定義	具体的適用範囲	1) 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能 2) 安全上特に重要な関連機能 適用範囲は、JEAG4612に示す範囲	1) 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能 適用範囲は、JEAG4612に示す範囲	1) 事故時のプラント状態の把握機能 2) 異常状態の緩和機能 3) 制御室外からの安全停止機能 適用範囲は、JEAG4612に示す範囲	1) 核分裂生成物の原子炉冷却材中への放散防止機能 2) 原子炉冷却材の浄化機能 適用範囲は、JEAG4612に示す範囲	1) 緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能 適用範囲は、JEAG4612に示す範囲			
R 1	その故障により発電停止となる設備	発電の為に必要な設備であり、その故障により、直ちに発電停止となる設備							
R 2	その故障がプラント運転に重大な影響を及ぼす設備 (R 1を除く)	R 1以外で (1) 発電の為に必要な設備であり、その故障により直ちに出力制限となる設備 (2) 発電の為に必要な設備でその機能が回復しない場合に管理上の制限により発電停止又は出力制限となる設備	A		B				
R 3	上記以外でその故障がプラント稼働にほとんど影響を及ぼさない設備	R 1、R 2以外の設備				C ₁	C ₂	D	

- A : 安全上重要な設備
- B : 安全上重要な設備及びその故障がプラントの出力に影響を及ぼす設備
- C₁ : ①第3者機関の検査を受ける設備 ②予備機がなく且つ補修・取替等の作業が出来ない機器 ③原子炉格納容器内の機器 ④特殊な条件下での信頼性維持を求められている設備(重大事故等対処設備及び特定重大事故等対処施設含む)
- C₂ : A、B、C₁、D以外の設備
- D : JEAC4209以外

設計・調達管理基準

制 定 平成16年 5月19日 原発本則第214号
最終改正 2021年 7月 1日 原発本則第214号～10
主管箇所 原子力発電本部 品質保証グループ

(抜 粋)

原子力総括部門
安全・品質保証部門
原子力管理部門
原子力建設部門
原子力技術部門
廃止措置統括部門
原子力土木建築部門
資材調達部門
原子燃料部門
原子力地域コミュニケーション部門

1 総則

1.1 目的

本基準は、「原子力発電所保守要則」及び「品質マニュアル(基準)」に基づき、本店原子力各部門が実施する設計・開発業務、並びに本店各部門が実施する調達業務の管理基準を定め、設計・開発管理及び調達管理に関する品質保証活動の充実を図ることを目的とする。

1.2 適用範囲

本基準は、本店原子力各部門が実施する設計・開発業務、並びに本店各部門が実施する調達業務に適用する。

1.2.1 設計・開発に係る適用範囲

本基準に定める設計・開発に係る適用範囲は、本店原子力各部門が実施する原子力発電所の設備及び構築物等に係る設計・開発業務とする。なお、詳細については、「1.2.3 設計・調達の管理におけるグレード分け及び管理」による。

また、以下のケースにも適用する。

- a 原子力発電所の安全上重要な設備及び構築物等に関する工事にて、原子力施設に組み込まれる安全上重要なソフトウェアの設計・開発
- b 原子力安全上重要な文書のうち、新規制定を行う場合(保安規定 品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図に新たに加わる文書の新規制定)
- c 原子力安全上重要な文書の変更のうち、重要な変更を行う場合(「原子力品質保証委員会運営基準」の「4.1 審議事項」「(1)原子力品質保証活動に関する基本的事項」として審議を伴う変更)

1.2.2 調達に係る適用範囲

本基準に定める調達に係る適用範囲は、本店組織が実施する以下の製品及び役務の調達に適用する。但し、電力共同委託等、本基準に基づく調達管理が適用できない場合は除く。

- ・原子力施設を構成する製品の購入及びこれらの据付、点検、修理、改造等の工事
- ・原子力発電所の保安活動、品質保証活動に関連する業務の委託

また、上記以外の製品及び役務の調達に関しても、本基準に基づき管理することができる。

なお、カタログ等をもとに調達する原子力施設に直接関係のない一般汎用品については、本基準に基づく管理から除外することができる。

⑦-11、⑦-12

1.2.3 設計・調達の管理におけるグレード分け及び管理

(1) 設計・調達の管理におけるグレード分け

設計・調達は、原子力安全上の重要度、過去の実績を考慮して、管理のグレード分けを行う。グレード分けは以下のとおりとする。

a 設計・開発管理におけるグレード

グレード	工事区分	設計区分
グレード1	原子力発電所の安全上重要な設備及び構築物等に関する工事	実用炉規則別表第二対象設備に該当する原子力施設に関する工事の要求事項への適合性を確保するための設計 *1 (以下「要求事項への適合性を確保するための設計」という。)
グレード2		
グレード3	上記以外の原子力施設に関する工事	実用炉規則別表第二対象設備以外の原子力施設の工事のための設計
	原子力発電所の安全上重要な設備及び構築物等に関する工事	原子炉設置変更許可のための設計 *2

*1 : この設計には、新たな規制基準等の要求事項を既存の施設等へ適用する場合を含む。

*2 : 原子炉設置変更許可のための設計とは、原子炉設置変更許可申請（届出）書作成及びこれに付随する基本的な設計をいう。

注) 「1.2.1 設計・開発に係る適用範囲」のうち、b、c の業務の計画に対する設計・開発の適用においては、その文書の内容に応じグレード 2 又は 3 のプロセスを準用し、具体的な設計プロセスについては「設計業務計画書」にて明確化する。

b 調達管理におけるグレード

品質保証上の要求事項に対し、業務の重要度に応じたグレード分けを適用する。具体的には、「3 調達管理」に定めるとおり業務を A～F に区分する。

(2) 設備導入の計画及び設計・調達の管理

a 設計・開発における管理の段階とグレード毎の適用範囲及び管理の段階毎の実施内容を以下のとおりとする。なお、実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認申請（届出）が不要な工事を行う場合は、以下に示す「管理の段階とグレード毎の適用範囲」のうち、該当する設計、工事、検査等*6 を実施する。

管理の段階とグレード毎の適用範囲

管理の段階		管理のグレード		
		グレード 1	グレード 2	グレード 3
I	設備導入の計画	○	○	○
II	原子炉設置変更許可のための設計（設計 0）	—	—	○※3, ※5
	要求事項への適合性を確保するための設計（設計 1、設計 2）	○	—	—
III	調達文書作成（必要により）	○	○	○
IV	設備の具体的な設計（設計 3）	○	○※3	○※3, ※4
	工事及び試験・検査	○※1	○	○
V	一般汎用品に対する機能・性能確認	○※2	—	—

※1 一般汎用品の機能・性能を当社により管理できる場合を含む

※2 一般汎用品の機能・性能を管理の段階IVの工事及び試験・検査で確認できない場合

※3 自社設計の場合、以下に示す必要な管理を実施する

・グレード 2 : 「2.1 設計・開発の計画」～「2.7 設計・開発の検証」

- ・グレード3: 「2.4 設計の実施」、「2.5 設計・開発からのアウトプット」、「2.7 設計・開発の検証」
- ※4 一般汎用品を除く
- ※5 設計0を実施する場合は、管理の段階Ⅰ、Ⅱ（必要時にはⅢ）を実施した段階で設計が終了するため、設計0における管理の段階Ⅳ、Ⅴの適用はない。
- ※6 設工認申請（届出）が不要な工事を行う場合における該当する設計、工事、検査等とは、設工認申請（届出）が不要であれば設計1及び2は原則不要（実用炉規則別表第一に該当しない工事のうち、要目表の記載内容に変更が生じるものにおいては設計1及び2が適用される場合がある。）となり、この場合「設備導入の計画」の後に設計3を実施する等、当該工事の形態に応じた管理を実施する。

管理の段階毎の実施内容

管理の段階		実施内容
Ⅰ	設備導入の計画	主要工事業務計画、オーソライズにより、設計対象設備の基本仕様、工事完了までに必要となる業務、関係箇所の役割分担を含めた設備導入の計画を作成する。
Ⅱ	原子炉設置変更許可のための設計（設計0）	要求事項への適合性を確保するための設計若しくは、原子炉設置変更許可のための設計を、適用グレードに従い「2.1 設計・開発の計画」～「2.7 設計・開発の検証」の該当する要求事項に基づき、実施する。 設計業務をアウトソースする場合は、「2.8 設計・開発をアウトソースする場合の管理」に基づき管理する。
	要求事項への適合性を確保するための設計（設計1、設計2）	
Ⅲ	調達文書作成（必要により）	調達文書を「3 調達管理」に基づき作成し、供給者に設備の設計業務をアウトソースする。
Ⅳ	設備の具体的な設計（設計3）	設備の具体的な設計を実施する。設計業務をアウトソースする場合は、「2.8 設計・開発をアウトソースする場合の管理」に基づき管理する。 工事を、設計結果に基づき実施する。工事をアウトソースする場合は、「3 調達管理」に基づき管理する。 試験・検査は、「2.9 設計・開発の妥当性確認」に基づき、工場製作段階又は現地工事段階において実施する。
	工事及び試験・検査	
Ⅴ	一般汎用品に対する機能・性能確認	一般汎用品に対する機能・性能確認を「3.6 調達製品の検証」に基づき実施する。

b 調達における管理は「3 調達管理」に定めるとおりとする。

1.3 用語の定義

本基準及び本基準に基づく業務要領で使用する用語の定義は、以下を除き品質マニュアル（基準）に従うものとする。

(1) 組織の表現

- ① 本店原子力各部門：原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門
- ② 本店契約部門：資材調達部門、原子燃料部門

(2) 原子力発電所の安全上重要な設備及び構築物等（以下「重要な原子力施設」という。）に関する工事

3 調達管理

製品又は役務の調達に関する品質保証活動を行うにあたって、本店各部門（本店契約部門を除く。）の各グループ長（本「3 調達管理」の項において、以下、「各グループ長」という。）は、原子力安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し、業務の区分を明確にした上で、以下の事項について管理する。具体的な管理要領は「調達管理要領」にて明確にする。

3.1 供給者の評価

3.1.1 供給者の技術的評価

各グループ長は、供給者が当社の要求事項に従って製品又は役務を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。なお、本店契約部門の各グループ長が本基準に基づく調達を行う場合、原子力部門へ供給者の技術的評価を依頼する。

(1) 評価及び再評価

供給者の技術的評価は、本店契約部門への請求前に実施し、製品又は役務を供給する技術的な能力を有すると評価された供給者を登録する。登録された供給者から同種製品又は役務を調達する場合は、技術的評価は不要とする。

供給者の再評価は、5年を限度として定期的に評価する。

なお、供給者が重大な不適合を発生した場合にも再評価を行う。

(2) 評価項目及び評価基準

供給者を新規に評価又は再評価する項目及び基準は以下のとおりとする。

- a. 技術的能力及び製造能力の有無
- b. 調達製品の納入・使用実績の有無
- c. 調達製品サンプルの検査・試験結果等の良否（使用実績がない場合、必要に応じ確認）
- d. 品質保証に関する能力の有無
- e. 前回評価から再評価までの間の確認事項の良否（再評価時のみ実施）

(3) 評価方法

供給者の評価及び再評価を行い、その結果（評価によって必要とされた措置の内容を含む。）を記録として「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」に基づき管理する。

3.1.2 供給者の評価（取引先の登録管理）

本店契約部門は、「資材・調達規定」又は「燃料規定」に従い、供給者の登録管理・登録の更新・登録の取消を実施する。

3.2 調達製品に係る技術情報等の取得

(1) 調達製品の維持又は運用に必要な保安に係る技術情報の取得

各グループ長は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するため、調達文書で供給者へ要求する。また、取得した情報は必要に応じて他の原子炉設置

者と共有する。

各グループ長は、調達製品を受領する場合には、供給者に対して要求事項への適合状況を記録した文書を要求する。

(2) 一般汎用品に係る情報の取得

各グループ長は、一般汎用品を調達する場合において、製品の評価に必要な情報を調達文書の作成に先立ち供給者等から入手し、当該一般汎用品の採用に関する妥当性を評価する。

この入手に際しては、必要に応じて以下の方法を組み合わせて適切な情報を入手する。

- ・供給者等から必要な技術情報を入手して評価する。
- ・一般汎用品を設置する環境（温度、圧力、使用期間等）の情報を供給者等に提供し機器等への適用の可否を評価させる。

(3) 使用前事業者検査の記録の信頼性に係る情報の取得

各グループ長は、使用前事業者検査の記録確認検査等に使用する記録のうち、供給者が作成した記録の信頼性が確保されていることを確認するための情報を取得するため、調達文書にて供給者へ要求する。

3.3 調達文書の作成

各グループ長は、購入仕様書等の調達文書（以下「調達文書」という。）を以下の要領で作成し、適切な管理を行う。

調達文書の作成においては、業務の区分、供給者の実績に加え 調達製品の検証を考慮する。

(1) 調達文書には、以下の事項を必要に応じ記載する。

a 仕様明細

製品の機能・性能、供給者が行うべき業務の内容及び範囲等調達する製品又は役務の仕様を記載する。

b 設計要求事項

調達する製品又は役務に設計業務が含まれる場合で、特に当社よりの要求事項を提示する必要がある場合は、設計上の要求事項を記載する。

c 材料・機器の管理に関する要求事項

調達する製品又は役務に材料及び機器の管理が含まれる場合で、特に当社よりの要求事項を提示する必要がある場合は、材料及び機器の管理に関する要求事項を記載する。

d 製作・据付に関する要求事項

調達する製品又は役務に製作・据付が含まれる場合で、特に当社よりの要求事項を提示する必要がある場合は、製作・据付に関する要求事項を記載する。

e 試験・検査に関する要求事項

調達する製品又は役務に工場での試験・検査が含まれる場合で、特に当社よりの要求事項を提示する必要がある場合は、試験・検査に関する要求事項を記載する。また、当社が供給

者先で検証を実施する場合には、その検証の要領及びリリースの方法を記載する。

f 適用法令等に関する要求事項

調達する製品又は役務に適用される法令、民間基準等がある場合は、その旨を明確化するように記載する。

g 品質保証要求事項

調達文書には、品質保証上の要求事項を添付する。なお、品質保証上の要求事項を添付するにあたり、業務を以下のとおり区分し、この区分について調達文書に記載する。

- A 品質重要度分類A、Bに該当する設備あるいは設計及び工事の計画認可申請又は届出が必要となる設備の納入並びに点検、修理、改造、設置等の工事^{注)}
- B 保安規定に規定された運転管理、廃止措置管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、非常時の措置に直接関連する役務
または、品質重要度分類A、Bに該当する設備あるいは設計及び工事の計画認可申請又は届出が必要となる設備に関する業務のうち成果が直接設備に反映される設計、評価、調査、解析等の役務
- C 品質重要度分類Cに該当する設備の納入並びに点検、修理、改造、設置等の工事
- D 当社の品質マネジメントシステムの運用管理に関する役務あるいは技術の提供
- E 型番指定での汎用品（重要な原子力施設の一部として使用する一般汎用品及び業務区分Aに相当する設備で使用する型番指定のガスケット、パッキン等を含む。）の納入
- F 上記A～E以外

品質保証上の要求項目は、以下の通りとする。なお、各項目の要求は、A～Fの区分に応じて管理の程度を以下のとおり定める。

(a) 品質保証体制の構築状況の報告に関する要求

業務の区分A、B、C、Dに該当する場合に要求する。

(b) 「品質保証計画書」の提出に関する要求

業務の区分A、Bに該当する場合に要求する。

(c) 品質保証活動に関する要求

業務の区分に応じ「表-2 業務の区分ごとの供給者の品質保証体制に対する品質保証上の要求」のとおり要求する。

(d) 当社からの監査に対する要求

業務の区分A～Fに該当する場合に要求する。

注) 重要な原子力施設の一部として一般汎用品を購入する場合、業務区分をEとすることができる。この、一般汎用品の型番指定による購入においては、原子力特有の技術仕様書を基に設計・製作されたものでない一般汎用品の中からそれに合致する設備を当社が設計の中で特定し、その設備を調達するものであることから、供給者に対する品質保証上の要求事項は「識別及びトレーサビリティ」、「当社の所有物」、「監視機器及び測定機器の管理」及び「監査」に限定する。また、過去に設計を行った設備と同じ設備の型番指定による購入において実績がある場合は、業務区分をEとすることができる。

h 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項

⑦-15 ⑧-11

調達製品の提供に関係する供給者に対し、「g 品質保証要求事項」の「⑮ 不適合及び是正処置」に基づき、不適合（偽造品又は模造品等に関する事項を含む。）の報告及び処理に係る要求事項を記載する。

i 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項

調達製品の供給者に対し、安全文化の重要性に関する認識をもたせるために、供給者における安全文化を醸成するための活動に関する要求事項を記載する。

j 解析業務に関する要求事項

法令に基づき申請する申請書に記載される解析及び規制当局の指導等に基づき提出する書類に記載される解析について解析業務を委託する場合は、解析業務に関する要求事項を記載する。

k 安全上重要なポンプの主軸の調達における要求事項

安全上重要なポンプの主軸のうち、割りリング溝（スプリットリング溝）を有するものを調達する場合は、安全上重要なポンプの主軸の調達における要求事項を記載する。

l 原子炉施設に係る情報システムの開発及び改造に関する要求事項

原子炉施設に係る情報システムの開発及び改造業務を委託する場合は、原子炉施設に係る情報システムの開発及び改造に関する要求事項を記載する。

m 一般汎用品を原子力施設に使用するに当たり必要な要求事項

原子力施設に一般汎用品を組み込み使用する場合、当該一般汎用品の使用に当たっての評価に必要な要求事項若しくは、設置する環境（温度、圧力、使用期間等）等を踏まえた機能、性能に係る必要な要求事項を記載する。

(2) 調達文書には、次の要求事項を含める。

- ・ 調達に際しての当社及び供給者の業務範囲、相互関係、責任及び権限
- ・ 供給者の当社へ報告すべき事項（当社が調達管理を行う上で、供給者から報告が必要な事項）
- ・ 物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の提供に関する事項
- ・ 調達物品等を受領する場合の調達要求事項への適合状況を記録した文書の提出に関する事項
- ・ 供給者先で、当社が検査等を実施する際に、原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設への立ち入る場合があることに関する事項
- ・ 使用前事業者検査に係る記録を調達先が作成する場合における記録の信頼性の確保に関する事項
- ・ 偽造品又は模造品等が原子力施設に使用されることを防止するために、不正行為に対する処置に係る事項
- ・ その他必要な事項

⑦-11

⑦-12

- (3) 調達文書は、供給者に伝達する前に、調達要求事項が妥当であることを確実にするために、審査、承認を行う。
- (4) 調達にあたっての要求事項は、調達文書に記載するとともに、調達文書及び現場説明等の打合せによって、供給者並びに関係者に、その内容を周知徹底する。

3.4 供給者の選定

(1) 供給者の選定依頼

各グループ長は、請求票に「3.3 調達文書の作成」に基づき作成した仕様書等必要書類を添付し、本店契約部門へ供給者の選定を依頼する。

(2) 供給者の選定・選定結果の通知

本店契約部門の各グループ長は、各グループ長より供給者の選定の依頼を受けた場合、「資材・調達規定」又は「燃料規定」に従い、「3.1.1供給者の技術的評価」に基づく技術的評価が実施済みであることを確認したうえで、供給者の選定及び選定結果の通知を実施する。

各グループ長は、本店契約部門の各グループ長からの供給者の選定結果に係る通知結果を確認する。

(3) 記録の管理

各グループ長は、本店契約部門より通知された供給者の選定結果を記録として「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」に基づき管理する。

3.5 調達製品の管理

各グループ長は、当社が調達仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、必要な管理を実施する。また、各グループ長は、調達製品の重要度の程度に応じて、必要と判断した場合、調達製品の管理に関する情報を当該組織の部長に報告する。

⑦-13

3.6 調達製品の検証

各グループ長は、調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、業務の区分、調達数量・調達内容などを考慮した調達製品の検証及び検証を通じた供給者のパフォーマンスの確認を行う。

なお、各グループ長は、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ調達文書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確（「3.3 調達文書の作成」参照）にした上で、検証を行う。

また、各グループ長は、調達製品の重要度の程度に応じて、必要と判断した場合、調達製品の検証に関する情報を当該組織の部長に報告する。

(1) 調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために実施する検証は、以下のいずれかの方法により実施する。

a 検査

調達した製品の検証として、工場あるいは発電所で検査を実施する。工場で検査を実施する場合は「試験・検査基準」に基づき検証に関する管理要領を検討する。発電所で検査を実施する場合は、発電所の「試験・検査基準」に基づき検証に関する管理要領を検討する。原則として、当社が立会又は記録確認を行う検査に関しては、供給者に試験・検査要領書を作成させ、当社が確認した上で、試験・検査要領書に基づき試験・検査を実施する。

b 受入検査の実施

製品の受入にあたり、受入検査を実施し、現品、発送許可証、その他の記録の確認を行う。
発電所で受入検査を行う場合は、発電所の「設計・調達管理基準」に基づく受入検査を実施する。

c 記録の確認

作業日報、工事記録等調達した役務の実施状況（必要に応じて機能・性能確認（試運転等）の結果を含む。）を確認できる書類により検証を行う。

d 報告書の確認

調達した役務に関する実施結果を取りまとめた報告書の内容を確認することにより検証を行う。

e 作業中のコミュニケーション等

調達した役務の実施中に、適宜コミュニケーションを実施すること及び立会等を実施することにより検証を行う。

なお、検証の実施にあたっては以下に示す文書を必要に応じ参照する。

(a) 検査に関する要求事項を定めた調達文書

(b) 判定基準を定めた要領書

(c) 供給者への指示書

(d) 検査項目等を定めたチェックシート

f 受注者品質保証監査（「3.7 受注者品質保証監査」参照）

(2) 重要な原子力施設の一部として、可搬式ポンプ、又はそれに接続するホース等の一般汎用品を購入する場合は、設備個々の性能を製作・据付の中で確認できる場合を除き、機能・性能確認を行う。

3.7 受注者品質保証監査

本店各部門（本店契約部門を除く。）は、供給者の品質保証活動及び安全文化の醸成活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、以下に従い受注者品質保証監査を実施する。具体的な管理要領は「受注者品質保証監査要領」にて明確にする。

(1) 監査の主管

- ・安全・品質保証部長は、本店各部門（原子力土木建築部門及び本店契約部門を除く。）及び発電所組織（使用前事業者検査のうち溶接検査に係る協力事業者）に係る受注者の監査を主管する。
- ・原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門に係る受注者の監査を主管する。
- ・安全・品質保証部長は、本店各部門（原子力土木建築部門及び本店契約部門を除く。）に係る受注者（海外MOX燃料集合体成型加工を除く。）の監査の立案、実施状況の確認を行うよう品質保証グループ長に指示する。
- ・安全・品質保証部長は、原子燃料技術グループ長及び調査・計画グループ長が立案し実施する監査の活動状況を、品質保証グループ長に確認するよう指示する。
- ・原子力技術部長は、海外MOX燃料集合体成型加工受注者の監査の立案、実施状況の確認を行うよう原子燃料技術グループ長に指示する。
- ・海外MOX燃料集合体成型加工受注者の監査の立案・実施にあたっては「海外MOX燃料調達に関する品質保証業務管理要領」にも従う。
- ・原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門に係る受注者の監査の立案、実施状況の確認を行うよう調査・計画グループ長に指示する。

(2) 監査対象者及び監査時期

a 監査対象者

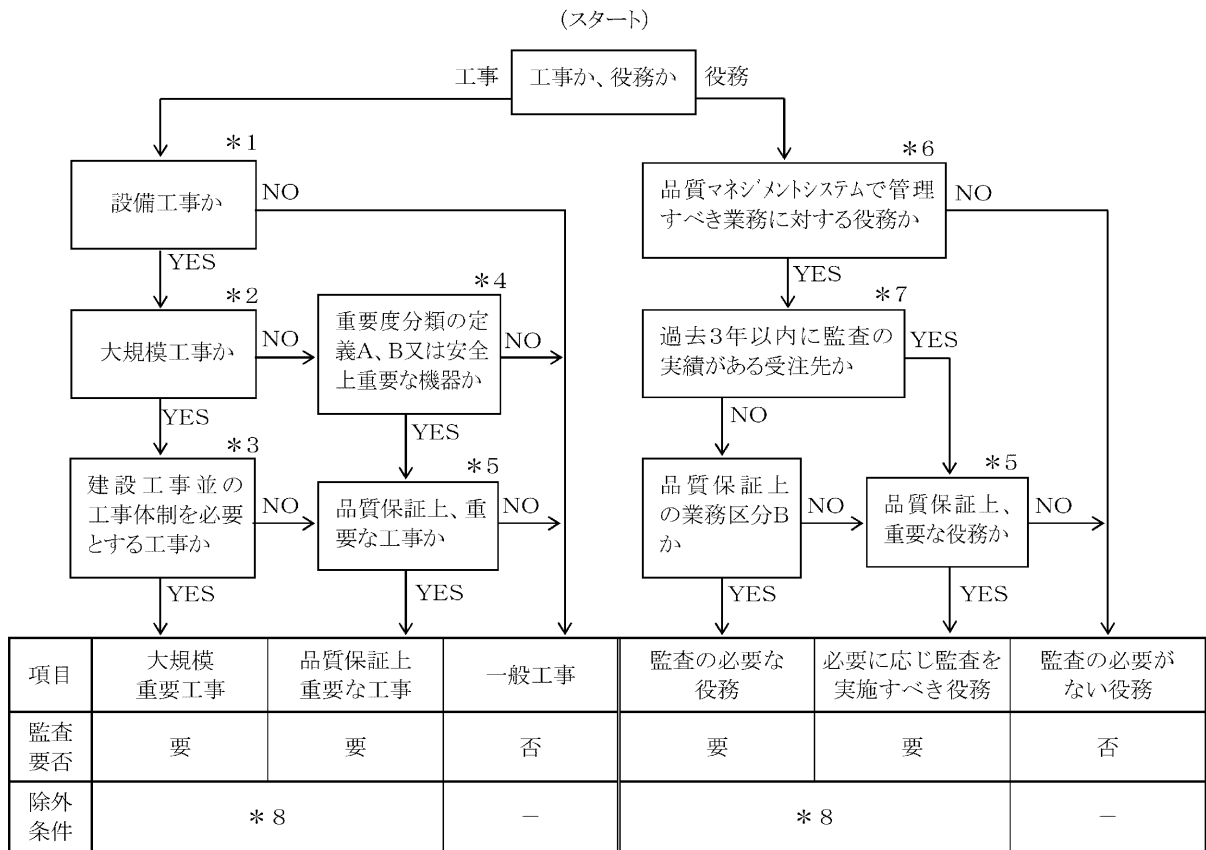
以下の受注者を対象とする。

- (a) 「図-2 受注者品質保証監査要否検討フロー」に基づき選定する発電所機器製作受注者、本店各部門（本店契約部門を除く。）の業務に係る役務の受注者
- (b) 燃料集合体成型加工受注者
- (c) 使用前事業者検査のうち溶接検査に係る協力事業者
- (d) 発電所の業務に係る受注者のうち発電所常駐子会社の本社原子力関係部門
- (e) その他必要と認められた受注者

また、受注者の発注先（安全上重要な機能に係る主要業務を行う企業）（以下「外注先」という。）について、下記内容に該当する場合は、直接外注先に監査を行う。

- ・当社が行う受注者監査において、外注先の不適合処理等に対する品質管理体制、基準等の整備状況、内部監査の状況等品質保証活動の確認が不十分と認められる場合
- ・不適合等が発生して、外注先の調査が必要となった場合
- ・海外MOX燃料集合体の成型加工を実施する場合

図-2 受注者品質保証監査要否検討フロー



* 1 : 設備工事とは、設備に関する全ての工事（改良工事、修繕工事、除却工事等）をいう。

* 2 : 総工事予算額が4億円を超える工事をいう。（所長権限：4億円）

* 3 : 建設工事並の工事体制とは、関連箇所が複数にまたがりプロジェクト体制を組んで実施する工事をいう。（例：S/G取替工事）

* 4 : 「重要度分類の定義A、B又は安全上重要な機器か」の判断は、各発電所が定める「保守基準」において定義される「品質に係る重要度分類の定義」に従い行うこと。

* 5 : 品質保証上、重要な工事及び役務とは以下の事項をいう。

①性能、機能の大幅な変更のある場合

②当社原子力部門として過去に採用実績の無い新設計（新製品）、新工法を用いる場合

③過去、原子力部門及び原子力地域コミュニケーション部門として取引の無い受注者へ発注する場合

④原子炉施設の制御、保護装置に係る情報システムの開発及び改造がある場合

⑤その他、受注者による外注先の管理状況の確認等、必要と認めた場合

* 6 : 「品質マネジメントシステムで管理すべき業務」とは、品質保証上の業務区分A～Fに該当するものをいう。

* 7 : 監査の実績は、工事、役務の何れでもよいが、同一事業所とする。

* 8 : 過去 (5 年を目安) に同種製品又は役務の調達を実施され、監査結果が良好な場合は除外可能

(注) 以下の場合、上記フローに依らず監査を実施する。

- (1) 前回監査時に重大な指摘事項があった受注者
- (2) 前回監査以降、重大な不適合が発生した受注者又は不適合が頻発した受注者
- (3) 品質保証活動 (品質保証計画、品質保証体制等) に大幅な変更があった受注者
- (4) 受注者による外注先に対する品質保証監査の確認が不十分と判断した場合の外注先、
又は不適合により外注先の調査が必要となった場合
- (5) その他必要と認めた場合

玄海原子力発電所 不適合管理基準

〔 制 定 平成15年11月 1日
最終改正 2022年 2月15日 〕

(抜 粋)

九州電力株式会社
玄海原子力発電所

2. 不適合の判断基準及び分類

2.1 不適合の判断基準

不適合は、以下の判断基準に基づき判断する。

不適合の 判断基準	<p>① 業務・原子力施設に適用される法令に基づく報告が必要となる事故・故障又は運用管理の不備がある状態</p> <p>② 検査の判定基準を満足しない状態</p> <p>③ 設備が要求される機能・性能を発揮できない状態 (点検中に機能・性能を発揮できない状態となる損傷等を発見し、予定外の部品取替が必要となった状態を含む。)</p> <p>④ 規定文書等に定めたプロセスの運用管理に不備がある状態</p>
--------------	--

2.2 不適合の事象の分類

不適合は、以下の分類とし管理する。

(1) 「別表-1 不適合となる事象と分類」に示す不適合

- ・設備の異常に係る不適合
- ・運用の不備に係る不適合

(2) 別表-1 以外の不適合

- ・設備の異常に係る不適合
- ・運用の不備に係る不適合

これらの事象に関しては、「品質マニュアル(基準)」の「8.2.4 検査」「8.2.3 プロセスの監視及び測定」「8.2.2 内部監査」等の過程で発見され、「8.3 不適合管理」及び「8.5.2 是正処置」に基づいた管理を行う。

また、本基準の以降の記載においては、別表-1に示す不適合を「不適合」、別表-1以外の不適合を「軽微な不適合」という。

なお、軽微な不適合については、設備の機能・性能、又は業務の実施に影響しないものであることから、是正不要として管理を行う。

原子力内部監査における指摘事項(不適合)の処置は「原子力内部監査要則」及び「評価改

善活動管理基準」によるものとし、「不適合報告書」及び「是正処置報告書」は作成不要とする。

なお、当該不適合は「不適合・是正処置報告書管理台帳」に記載する。

2.3 不適合の原因の分類

不適合は、「是正処置報告書」の作成に際してその原因が特定され、設備に起因する不適合と、手順書の不備、人的ミス等といった運用管理に起因する不適合に分類される。

3. 運用管理要領

不適合が発生した場合は、各課長は次項以降の要領で管理を行う。

また、軽微な不適合が発生した場合は、これを除去するための処置を適切に行い、要求事項への適合を実証できる状態とする。なお、特別採用にあたっては、原子力安全に及ぼす影響の評価結果を含む特別採用とした理由、採用範囲を明確にする。

安全品質保証統括室長は、軽微な不適合の内容に関する情報を「改善措置活動管理要領」に基づき管理する。

3.1 識別

各課長は、不適合が発生した場合は、業務・原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐため、次の要領で不適合を識別し、適切な管理を行う。

(1) 運転中の設備に不適合が発生した場合は、直ちに隔離等の処置を実施し、関係者と協議して識別を実施する。タグの取付け、隔離などの方法については、「運転基準」の「1-4-(1)安全タグ表示管理」により行う。

(2) 作業中の設備又は役務に不適合が発生した場合は、直ちにその作業を中断し、関係者と協議して識別を実施する。

3.2 報告、処置

各課長は、次の要領で、不適合の内容及び処置を明確にするとともに、不適合の再発を防止するために、不適合の内容に応じて関係箇所と協議を行い、速やかに不適合の原因を除去する処置（是正処置）を「別表-2 不適合の処理区分」に従い、以下の要領で行う。安全品質保

証統括室長は、処理の各段階において各課の処置状況の確認を行う。

また、規制機関が「原子力施設安全情報に係る申告制度」等による非公開の任意調査を行っている段階で、各課長が不適合を確認した場合、その公開前の取扱いについては任意調査の状況に応じて「報告書の事後処理」、「登録・情報共有に関するプロセスを事後に行う」等の手段をとることを可能とする。

(1) 「不適合報告書」による管理（様式-1-1 (1) ~ 1-3)

- a. 不適合の内容を明確にし、「別表-1 不適合となる事象と分類」のどの分類及び処理区分に該当するかを判断の上、「不適合報告書」へ不適合の内容及び分類と処理区分を記入する。

なお、複数の分類に該当する場合は、上位の分類とする。

「不適合報告書」については、「別表-2 不適合の処理区分」に従って、処理区分に応じた様式を使用する。

- b. 不適合の内容を、「別表-2 不適合の処理区分」に定める承認者（以下「別表-2に定める承認者」という。）へ報告する。また、その内容はCAP会議にて確認を受ける。
- c. 別表-2に定める承認者への報告後に、安全品質保証統括室にて管理している「不適合・是正処置報告書管理台帳」（様式-3）を確認し、「不適合報告書」への登録番号の記入を行う。

また、安全品質保証統括室長は「不適合・是正処置報告書管理台帳」（様式-3）へ不適合の登録番号、発行年月日（発生年月日）、件名、分類番号、担当課（係）の記入を行う。

- d. 不適合の処置計画を策定し、別表-2に定める承認者の承認を得る。また、その内容はCAP会議にて確認を受ける。なお、策定にあたっては、以下の内容を考慮する。

(a) 不適合の内容及び他への影響を検討し、以下の一つ又はそれ以上の処置を行うか決定する。

- ・補修、再加工等により不適合を除去するための処置を行う。
- ・原子力安全に及ぼす影響を評価した上で、それが許容可能なものである場合に、特定の条件や許容期間を定めて不適合品をそのまま使用する。（特別採用）

- ・不適合品を廃棄又は他の製品に交換することで不適合品を使用しない。
 - ・原子力施設の使用後又は業務の実施後（規制機関への報告書提出等外部への引渡し後を含む）に不適合が検出された場合、不適合品の修正、再提出又は不適合の影響の緩和処置等、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置を行う。
- (b) 検査及び試験の判定基準を満足しなかった場合は、検査及び試験におけるプロセスのどの部分に戻るのかを明確にする。
- (c) 特別採用にあたっては、原子力安全に及ぼす影響の評価結果を含む特別採用とした理由、採用範囲を明確にする。
- (d) 不適合が受注者の責任により発生した場合は、不適合の処置及び是正処置を含んだ報告書を提出させる。なお、当該報告書は、「不適合報告書」又は「是正処置報告書」作成時の参考とする。
- (e) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。
- e. 不適合の処置を実施し、その結果を「不適合報告書」に記載し、別表-2に定める承認者の承認を得る。また、その内容はCAP会議にて確認を受ける。承認後、安全品質保証統括室長は「不適合・是正処置報告書管理台帳」（様式-3）へ不適合処置完了承認日（別表-2に定める承認者の承認日）の記入を行う。

(2) 「是正処置報告書」による管理（様式-2-1、2-2）

- a. 不適合をレビュー（「不適合報告書」により確認）し、「是正処置報告書」に記載する。
- 「是正処置報告書」については、「別表-2 不適合の処理区分」に従って、処理区分に応じた様式を使用する。
- b. 「不適合報告書」記載の登録番号及び分類番号と処理区分を記入する。
- c. 不適合が設備を原因とするものか、運用管理の不備を原因とするものかを判断する。
- 不適合の原因の特定に際しては、不適合のレビューにおいて収集した情報を整理し、技術的、人的及び組織的側面等を考慮した上で分析し、原因の明確化（必要に応じて、業務の管理状況や安全文化との関係を整理することを含む）を行い、「是正処置報告書」に記載

する。原因分析は、改善措置活動により決定された原因の調査レベル（「改善措置活動管理要領」の「2.2 スクリーニングの実施」参照）に応じた方法で実施する。

- d. 不適合の再発防止を確実にするために、類似の不適合の有無、又は以下の事項により類似の不適合が発生する可能性を考慮し、処置の必要性を評価し、その評価内容を記載する。

(a) 水平展開の要否

- ・同種機器への反映
- ・同種役務への反映

(b) 再発防止の要否

- ・業務の計画への反映
- ・設計、調達、製作、据付、検査・試験、運転・保守に関する要領等への反映
- ・設備、機器等への反映
- ・教育・訓練への反映

- e. 是正処置が必要な場合は、その是正処置計画には、必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題にし、当該課題に取り組むことを含む。「品質マニュアル（基準）」の「5.4.3 リスク及び機会への取り組み」参照。）を変更すること、又は品質マネジメントを変更することを含む内容を記載し、別表-2に定める承認者の承認を得る。また、是正処置が不要と判断した場合は、要否を評価した段階で別表-2に定める承認者の承認を得る。なお、承認を得るに先立って、原則としてCAP会議にて審議を行う。

また、安全品質保証統括室長は「不適合・是正処置報告書管理台帳」（様式-3）へ是正処置要否、是正処置要否・内容承認日（別表-2に定める承認者の承認日）の記入を行う。

- f. 必要な是正処置を実施し、その結果を「是正処置報告書」に記載すると共に、別表-2に定める承認者の承認を得る。また、その内容についてCAP会議にて確認を受ける。

また、安全品質保証統括室長は「不適合・是正処置報告書管理台帳」（様式-3）へ是正処置完了承認日（別表-2に定める承認者の承認日）の記入を行う。

(3) 発電所内及び発電所外との情報共有

安全品質保証統括室長は、発電所内の情報共有を図るため、以下の段階において、「不適合報

告書」及び「是正処置報告書」(原因分析の実施結果を含む)を社内イントラネット上に掲示し、周知を行う。

- ・不適合処置完了承認後
- ・是正処置要否・内容承認後
- ・是正処置完了承認後

また、「別表-2 不適合の処理区分」の区分1、2又は3に該当するものについては、発電所外との情報共有を図るため、上記の発電所内周知に併せて発電所外にも周知を行う。

3.3 是正処置の有効性のレビュー

安全品質保証統括室長は、とった是正処置(原子力内部監査による不適合を含む)の有効性のレビューを、「評価改善活動管理基準」に基づき実施するデータの分析の一環として実施する。

3.4 未然防止処置への反映

安全品質保証統括室長は、是正処置要否・内容承認後、未然防止処置活動の検討対象情報として、「是正処置報告書」(「別表-2 不適合の処理区分」の区分1、2又は3に該当するもの)を原子力発電本部 原子力発電グループに通知する。

4. 記録の管理

安全品質保証統括室長は、不適合の性質、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の結果、及びとった是正処置の結果として、以下の記録を「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」に従い、保管管理し、所定の期間保存する。

- ① (様式-1-1 (1) ~ 1-3) 「不適合報告書」
- ② (様式-2-1、2-2) 「是正処置報告書」(原因分析の実施結果を含む)
- ③ (様式-3) 「不適合・是正処置報告書管理台帳(玄海原子力発電所)」

別表-1 (1/2)

不適合となる事象と分類*

不適合の種類	不適合の判断基準	分類番号	具体的な事象	処理区分 (別表-2)
設備の異常に係る不適合	①	設 1	法令に基づく報告が必要となる事象が発生した場合	1
	③	設 2	設備・機器等に通常想定されない異常（損傷、誤作動等）が発生した場合 ・通常想定されない異常とは以下の異常をいう a. 定期検査中に発見され、定期検査工程への影響を及ぼす補修作業が発生する異常 b. プラント運転中に発見され、プラント運転継続への重大な影響を及ぼす異常	1
	②	設 3	設備・機器等の異常により検査及び試験 ^{*1} の判定基準を満足しなかった場合	1
	②	設 4	設備・機器等の異常により検査及び試験 ^{*1} を中止した場合 ・ただし、以下の場合は対象外 a. 気象条件等の外乱による場合 b. 一時的に検査及び試験を中断したが、引き続いて検査の継続が可能な場合	1
	③	設 5	設備・機器等の異常によりプラントの安全確保の機能又は性能に影響を及ぼす場合 ・「改善措置活動管理基準」に基づき「CAQ：中」以上に分類される事象 ・設 1～4、設 6、設 7 に該当するものを除く ・設 8、設 9 に該当すると判断された不適合が、改善措置活動に基づくスクリーニングの結果、「CAQ：中」以上と判断された場合は、当該分類に見直す。	1
	③	設 6	新たに調達した設備・機器等が要求される仕様を満足しない場合	1
	③	設 7	作業中に発見された設備・機器等の機能・性能を発揮することが出来ないと判断される損傷等のため、予定外に主要部品を取り替える場合（予防保全の場合を除く） ・設 1、設 2 に該当するものを除く ・主要部品は原則として以下の対象範囲のものとする a. 定期事業者検査の対象部品 b. 設計及び工事計画認可申請書の本文記載部品	2
	③	設 8	運転中の設備・機器等の異常（損傷、誤動作等）により、必要な機能・性能を発揮することが出来ないために、補修又は部品取替が発生した場合 ・設 1、設 2 に該当するものを除く	3
	③	設 9	作業中に発見された設備・機器等の機能・性能を発揮することが出来ないと判断される損傷等のため、予定外に部品を取り替える場合（予防保全の場合を除く） ・設 1、設 2、設 7 に該当するものを除く ・消耗品取替は除く	4

不適合の種類	不適合の判断基準	分類番号	具体的な事象	処理区分 (別表-2)
運用の不備に係る不適合	①	運1	法令に基づく報告が必要となる運用管理の不備	1
	②	運2	検査及び試験 ^{※1} の条件を満足しない状態で判定を行い、検査及び試験を終了した場合	1
	②	運3	運用管理の不備により検査及び試験 ^{※1} の判定基準を満足しなかった場合	1
	②	運4	運用管理の不備により検査及び試験 ^{※1} を中止した場合 ・ただし、以下の場合は対象外 a. 気象条件等の外乱による場合 b. 一時的に検査及び試験を中断したが、引き続いて検査の継続が可能な場合	1
	④	運5	運用管理の不備によりプラントの安全確保の機能又は性能に影響を及ぼす場合 ・「改善措置活動管理基準」に基づき「CAQ：中」以上に分類される事象 ・運1～4、運6～8に該当するものを除く ・運9、運10に該当すると判断された不適合が、改善措置活動に基づくスクリーニングの結果、「CAQ：中」以上と判断された場合は、当該分類に見直す。	1
	④	運6	新たに調達した役務が要求される仕様を満足しない場合	1
	④	運7	規制機関へ提出した報告書等の原子力安全に関する文書の不備が発見された場合 ・誤字・脱字等で文書の品質に影響を及ぼさないものを除く	1
	④	運8	成立性の確認訓練において、必要な力量を確保できていないと判断した場合 成立性の確認訓練以外の事態により、運転員、緊急時対策本部要員又は重大事故等対策要員の補充の見込みが立たないと判断した場合	1
	④	運9	点検計画 ^{※2} の運用において、以下に該当する場合 ・点検頻度以内で当該機器等の点検を行う計画となっていない場合 ・点検計画で定める点検時期を変更する場合で、点検頻度を超える点検時期となった場合 ・点検計画で定める点検時期に当該機器等の点検を実施していないことが判明した場合（点検実施前に点検頻度以内で、当該機器等の点検計画の変更を行った場合及び計画変更の決定がなされている場合を除く） ・点検実施前に、点検頻度以内で点検計画の変更を行ったが、その記録がない場合	3
	④	運10	業務の遂行中（後）に発見された運用管理の不備で業務の実施に影響を及ぼす場合 ・運1～運9に該当するものを除く	3

※1：検査及び試験とは、「玄海原子力発電所 試験・検査基準」を適用する検査及び試験並びに使用前検査（新検査制度施行（2020年4月1日）以前に工事に着手している施設に係る使用前検査）をいう。

※2：点検計画とは、「保全プログラム運用要領(1,2号)」、「保全プログラム運用要領(3,4号)」及び「玄海原子力発電所 土木建築業務要領」により定めた構築物、系統及び機器の点検頻度並びにその点検頻度により計画した点検時期を定めたものをいう。

* 不適合の事象と分類においては、必要に応じ「不適合管理運用ガイドライン」を参考とする。

2022年度 新入社員年間教育スケジュール

⑨-1	担当箇所	2022年										2023年			備 考		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1	前期集合教育 (共通教育、 専門教育)	人材活性化本部 社員研修所	4/1~5/10 (24日間)													・社員研修所+オンライン研修で実施。	
2	前期集合教育 (専門教育)	玄海・川内原子力 訓練センター	5/11~5/25 (11日間)													・玄海、川内の各訓練センターで 実施。	
3	現場実務教育	発電所主管課 (基本的には発電課)	5/26~10/31 (高卒者は2023/3/31まで)										高卒者のみ11月以降も現場実務教育継続			・現場OJT教育 高校卒:約10ヶ月間 大学卒他:約5ヶ月間	
4	後期集合教育 (共通教育、 専門教育)	玄海・川内原子力 訓練センター 社員研修所	11月下旬~12月中旬(15日間)													・共通教育は、社員研修所で実施。 (3日間) ・専門教育は、玄海、川内の各訓練 センターで実施。(12日間)	
特 記 事 項			4/1 ▽入社式	5/10 ▽赴任													
定 期 検 査 計 画			玄海3号	玄海4号						川内1号			川内2号	・玄海3号:2022/1/21 ~6/25 ・玄海4号:2022/4/30 ~9/21 ・川内1号:2023/2/16 ~4/23 ・川内2号:2022/2/21 ~6/17			

玄海原子力発電所
教 育 訓 練 基 準

〔 制 定 平成12年 3月31日 〕
〔 最終改正 2022年 4月 1日 〕

(抜 粋)

九州電力株式会社
玄海原子力発電所

1. 目 的

この基準は、「玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（要則）」第1編（以下「保安規定 第1編」という。）、「玄海原子力発電所品質マニュアル（基準）」、「原子力教育訓練要則」に基づき、玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）の3, 4号炉の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を行う要員（以下「発電所員」という。）への教育訓練、請負会社従業員への教育訓練に関する事項及び発電所員への力量管理に関する事項を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、3, 4号炉原子炉施設の保安活動を行う発電所員及び請負会社従業員（保安活動に必要な1, 2号炉発電所員及び請負会社従業員を含む）へ原子力部門が主管する教育訓練について適用する。また、3, 4号炉に係る発電所員に対する力量管理について適用する。

3. 基準の制定、改廃

この基準の制定、改廃は、玄海原子力発電所長（以下「所長」という。）が行う。

4. 用語の定義

(1) 所 長

玄海原子力発電所 所長をいう。

(2) 各 所 長

所長、第二所長をいう。

(3) 各 課 長

防災課長、廃止措置運営課長、技術二課長、廃止措置安全課長、安全管理第二課長、プラント管理課長、発電第二課長、プラント管理課当直課長、発電第二課当直課長、設備管理課長、保守第二課長、土木建築課長及び環境広報担当課長をいう。

(4) 各課（室、センター）長

「各課長」に加え、安全品質保証統括室長（以下「安品室長」という。）、防護管理課長、総務課長及び原子力訓練センター所長（以下「センター所長」という。）をいう。

(5) 各第二課長

「各課長」のうち、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長、保守第二課長、防災課長、土木建築課長及び環境広報担当課長をいう。

(6) 各第二課（室、センター）長

「各第二課長」に加え、安品室長、防護管理課長、総務課長、センター所長をいう。

(7) 管 理 職

「各第二課（室、センター）長」に加え、各次長、安全品質保証統括室副室長、安全品質保

1 総則 1.6定義」に規定された要員をいう。

(18) 初期消火活動要員

「火災防護計画（基準）」に基づき、火災発生時における初期消火活動を行う要員をいう。

(19) 特重施設要員

重大事故等及び大規模損壊発生時において、特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）を用いて対応を行う緊急時制御室の要員をいう。特重施設要員は、発電第二課運転員で構成する。

(20) 重大事故

「非常事態対策基準 1 総則 1.6定義」に規定された事故をいう。

(21) 重大事故等

「非常事態対策基準 1 総則 1.6定義」に規定された事故等をいう。

(22) 大規模損壊

「非常事態対策基準 1 総則 1.6定義」に規定された事故等をいう。

(23) A P C 等による大規模損壊発生時

原子炉格納容器、原子炉補助建屋及び原子炉周辺建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム（以下「A P C 等」という。）により炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合をいう。

(24) 力量

個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）をいう。「非常事態対策基準 1 総則 1.6定義」に規定された事故等をいう。

(25) 立会人

発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に随行・立会する者をいう。

(26) 終息活動要員

可動源から発生した有毒ガスを終息させるために、必要な措置を行う要員をいう。

⑨ - 2

5. 職 務

5.1 所 長

- (1) 発電所の教育訓練を統括する。
- (2) 発電所員への教育訓練計画を承認する。また、その実施結果を確認する。
- (3) 請負会社従業員への保安教育の実施計画を承認する。また、その実施結果を確認する。
- (4) 管理職に必要な力量を定め、力量を有する者を要員に充てる。

5.2 原子炉主任技術者

- (1) 所長の承認に先立ち、発電所員への保安教育（以下「保安教育」という。）の実施計画を

確認する。また、その実施結果を確認する。

- (2) 所長の承認に先立ち、「請負会社従業員への保安教育の実施計画」を確認する。また、その実施結果を確認する。

5.3 センター所長

- (1) この基準に定める教育訓練に関する業務を統括する。
- (2) 「保安教育の実施計画」及び「原子力一般教育の実施計画」を作成する。
- (3) 「保安教育の実施計画」及び「原子力一般教育の実施計画」を原子力運営グループ長へ提出する。
- (4) 「保安教育の実施実績」及び「原子力一般教育の実施実績」を取りまとめる。
- (5) 「保安教育の実施実績」及び「原子力一般教育の実施実績」を原子力運営グループ長へ提出する。

5.4 各第二課（室、センター）長

- (1) 主管の教育訓練内容（様式 1）及び所属員に対する必要な力量を定めた教育訓練に関する要領を作成し、各所属において必要な教育訓練を管理する。
- (2) 所属員に、力量を有する者を要員に充てる。
- (3) 所属員に対する必要な教育訓練及びこの基準に定める主管の教育訓練を計画し、実施するとともに必要事項については、センター所長へ提出する。

6. 力 量

力量の評価は、人事異動等、必要の都度実施する。

原則として、所付の管理職に必要な力量の評価は所長が行う。また、各第二課（室、センター）の所属員に必要な力量の評価は所属長が行うものとし、その運用は各課の規定文書に定める。

なお、各所長の力量に関しては、本店主管の「教育訓練基準」による。

6.1 力量の設定

6.1.1 管理職に必要な力量

所長は、管理職に必要な力量を別表 1 - 1 のとおり定める。

6.1.2 所属員に必要な力量

各第二課（室、センター）長は、所属員が業務を遂行する上で必要な力量を各課の教育訓練に関する要領に定める。

6.2 力量評価

6.2.1 管理職の力量評価

所長は、管理職の内、各次長、各第二課（室、センター）長、担当課長（所付）及び副長（所付）の力量を別表 1 - 1 に基づき評価し、力量評価表に記録する。

各第二課（室、センター）長は、管理職の内、安全品質保証統括室副室長、同課長及び同副長、原子力訓練センター講師、当直課長、担当課長（課付）、当直副長及び各課副長（担

なお、運転員については、「原子力発電所運転員の教育・訓練指針（JEAG4802）」に標準的手法として取り入れられている体系的教育・訓練手法（SAT：Systematic Approach to Training）を用いて教育訓練を行う。

また、請負会社従業員に対しては、発電所での保安上遵守すべき事項並びに安全・衛生管理等必要な事項について計画的な教育を行わせる。

(4) 重大事故等対策に係る訓練への取組み姿勢

- a. 重大事故等の事故状況下において復旧を迅速に実施するために、普段から定期点検並びに運転に必要な操作、保守点検活動及び重大事故等対策の資機材を用いた教育訓練を自ら行うよう指導し、原子炉施設及び予備品等について熟知させ実務経験を積ませる。
- b. 設備及び事故時用の資機材等に関する情報並びにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報及びマニュアルを用いた教育訓練を行う。

(5) 特重施設の対応に係る訓練への取組み姿勢

- a. 特重施設の対応を迅速に実施するために、特重施設要員は、役割に応じて特重施設について熟知しておく必要があるため、現場を含めた教育訓練を行う。また、通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の定期点検及び運転に必要な操作を自ら行う。
- b. 特重施設の対応を迅速に実施するために、設備及び事故時用の資機材等に関する情報並びにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、特重施設要員は、それらの情報及びマニュアルを用いて、教育訓練を行うことで、設備資機材の保管場所、保管状態を把握し、取扱いの習熟を図るとともに、情報及びマニュアルの管理を実施する。

7.2 教育訓練項目

センター所長は、教育訓練項目として、保安教育及び原子力一般教育を次のように定める。

(1) 保安教育

「保安規定 第1編 第10章 保安教育（第129条、第130条）」に基づき実施する教育は、所員への保安教育については別表2、請負会社従業員への保安教育については別表3のとおりとする。

なお、所員への保安教育は、「保安規定 第1編」第10章保安教育 表129-1～3に示す保安教育の実施方針と所員への保安教育一覧表 別表2との対比は別表4-1による。

また、「保安規定 第1編」第10章保安教育 表129-1～3に示す保安教育の実施方針、表130-1に示す保安教育の実施方針（請負会社）と請負会社従業員への保安教育一覧表 別表3との対比は別表4-2による。

各第二課（室、センター）長は具体的な保安教育の内容を各課の規定文書に定め、保安教育の内容に関する法令改正及び保安規定変更時には内容の見直しを行う。なお、別表4-1

⑨-2

「○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）」
 の項目については、業務に関連する教育項目を選択すること。

⑨-2

(2) 原子力一般教育

保安教育を除く原子力部門教育（発電所分）であり、重大事故等発生時の対応に係る成立性の確認訓練、大規模損壊発生時の対応に係る技術的能力の確認訓練及びA P C等時の成立性の確認訓練（以下「成立性確認訓練等」という。）については別表5-1、その他の教育訓練については別表5-2のとおりとする。

なお、その他の教育訓練のうち原子力防災訓練については別表6のとおりとする。

7.3 計 画

(1) 各第二課（室、センター）長は、それぞれが実施する当該年度の「教育訓練計画（実績）表」を保安教育及び原子力一般教育毎に作成し、センター所長へ提出する。

(2) センター所長は、年度毎に各第二課（室、センター）長作成の「保安教育の実施計画（実績）表」及び原子力運営グループ作成の「原子力教育訓練計画」をもとに当該年度の「保安教育の実施計画（実績）表」を作成し、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者及び原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

なお、作成にあたっては、今年度計画からの改善点等について整理し明確にしておくこと。計画表は、様式3-1とする。

(3) センター所長は、「保安教育の実施計画」の策定に当たっては、安全運営委員会の審議及び確認を得る。

(4) センター所長は、年度毎に各第二課（室、センター）長作成の「原子力一般教育の実施計画（実績）表」及び原子力運営グループ作成の「原子力教育訓練計画」をもとに当該年度の「原子力一般教育の実施計画（実績）表」を作成し、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者及び原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

なお、「原子力一般教育の実施計画」のうち成立性確認訓練等の実施計画については、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

また、作成にあたっては、今年度計画からの改善点等について整理し明確にしておくこと。計画表は様式3-2とする。

(5) センター所長は、原子力運営グループ作成の「原子力教育訓練計画」が見直された場合、又は、法令改正等により期中での計画更新が必要と判断した場合は、「保安教育の実施計画」、「原子力一般教育の実施計画」を改訂し、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者及び原子炉主任技術者の確認を得て、所長の再承認を得る。

(6) センター所長は、所長の承認を得た後、「保安教育の実施計画」及び「原子力一般教育の実施計画」を原子力運営グループ長へ提出する。

(7) センター所長は、年度毎に「発電所教育訓練計画」の所内周知を図る。

(8) 防災課長、発電第二課長及びセンター所長は、「成立性確認訓練実施要領」に基づき、

別表2 所員への保安教育一覧表

区分	名称	内容	実施時期	対象者	主管箇所	備考
職 場 内 教 育	放射線業務従事者 指定時等の放射線 管理教育(c)	・入退域の義務	発電所新規配属時 (再教育は1回/3年)	放射線業務従事者へ指定する者	各第二課 (保、センター)	
	技術第一課 廃止措置運営課 保安規定研修	・保安規定における技術第二課・廃止措置運営業務に関する事項※1	1回/3年毎以上※2	保安規定に関わる業務を行う技術第一課・廃止措置運営課員	技術第二課 廃止措置運営課	
	防災 保安規定研修	・保安規定における防災業務に関する事項※1	1回/3年毎以上※2	保安規定に関わる業務を行う防災課員	防 災 課	
	防護 管理研修	・保安規定における防護管理業務に関する事項※1	1回/3年毎以上※2	保安規定に関わる業務を行う防護管理課員	防護管理課	
	発電第一課 保安規定研修 (運転員)	・保安規定における発電第一課業務に関する事項※1	1回/3年毎以上※2	保安規定に関わる業務を行う発電第二課員(運転員)	発電第二課	
	発電第二課 保安規定研修 (運転員以外)	・保安規定における発電第二課業務に関する事項※1	1回/3年毎以上※2	保安規定に関わる業務を行う発電第二課員(運転員以外)	発電第二課	
	発電第二課 保安規定研修 (特重施設要員)	・保安規定における発電第一課業務に関する事項※1	1回/3年毎以上※2	保安規定に関わる業務を行う発電第二課員(特重施設要員)	発電第二課	
	保 修 設 備 管 理 研 修	・保安規定における保修第二課・設備管理業務に関する事項※1	1回/3年毎以上※2	保安規定に関わる業務を行う保修第二課・設備管理課員	保修第二課 設備管理課	
	保 安 規 定 研 修	・保安規定における土木建築業務に関する事項※1	1回/3年毎以上※2	保安規定に関わる業務を行う土木建築課員	土木建築課	
	安 全 管 理 第 二 課 廃 止 措 置 安 全 課	・保安規定における安全管理第二課・廃止措置安全業務に関する事項※1	1回/3年毎以上※2	保安規定に関わる業務を行う安全管理第二課・廃止措置安全課員	安全管理第二課 廃止措置安全課	
	保 安 規 定 研 修	・緊急時の運転操作 ・運転員相互間の連絡確認	1回/3年毎以上※2,※4,※5	発電第二課員(運転員)	発電第二課	
	緊 急 処 置 訓 練 ※3	・緊急時の運転操作 ・中央制御室又は緊急時対策本部との連絡確認	1回/3年毎以上※2,※3,※4,※5	発電第二課員(特重施設要員)	発電第二課	
	緊 急 処 置 訓 練 ※5 (特 重 施 設)		1回/3年毎以上※2,※3,※4,※5			

※1：放射線管理に関するものは、放射線防護教育で実施する。
 ※2：保安規定 表129-1の教育項目及び教育時間を3年間で満足することを意味する。
 ※3：運転員及び運転対心要員に対する力量維持訓練(訓練項目は別表8参照)を含む。
 ※4：力量維持訓練の訓練項目については、1回/年以上実施する。なお、操作の類似がない教育訓練項目については年2回実施し、うち1回は机上による教育訓練とする。
 ※5：特重施設要員に対する力量維持訓練(訓練項目は別表8参照)を含む。
 ※6：力量維持訓練(AFC等)の訓練項目については2回/年以上実施し、うち1回は机上による教育訓練とする。

⑨-2
(2/3)

別表2 所員への保安教育一覧表

区分	名称	内容	実施時期	対象者	主管箇所	備考
職場内研修	入所時教育	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉等規制法に関連する法令の概要及び法令等の遵守* 原子炉のしくみ 原子炉容器等土要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること 非常時の場合に講ずべき処置の概要 	発電所新規配属時 (再教育は1回/3年)	転入社員全員(新入社員を含む、所長を除く)	原子力訓練センター	* 法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関することという。
	放射線業務従事者指定時等の放射線管理教育(a・b)	<ul style="list-style-type: none"> 放射線防護に関する基礎的知識 放射線防護に関する実務的知識 	発電所新規配属時 (再教育は1回/3年)	放射線業務従事者へ指定する者	安全管理第二課	
	保安規定教育	<ul style="list-style-type: none"> 保安規定の総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録及び報告に関すること及び法令等の遵守 保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録 重大事故等及び大規模異常発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること(シビアアクシデント(炉心損傷)現象の理解、PRA及びAM操作の理解含む) 	1回/年以上	全所員(所長を除く)	安全品質保証統括科室	
	アクシデントマネジメント教育	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等発生時の原子炉施設の挙動に関すること及び重大事故等の内容、基本的な対処方法等に関すること 特重施設からの操作による原子炉施設の挙動に関すること及びAPC等による大規模損壊発生時における重大事故の内容、基本的な対処方法等に関すること 	1回/年以上	全所員(所長を除く) 運転員(当直員)、重大事故等対策要員、緊急時対策本部要員、特重施設要員	原子力訓練センター	力量の維持向上のための教育訓練
	放射線防護教育	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理に関すること 	1回/年以上	放射線業務従事者	安全管理第二課	
	防災教育	<ul style="list-style-type: none"> 防災体制、防災組織及び活動 防災関係設備 	1回/年以上	全所員(所長を除く)	防災課	
	火災防護、内部溢水、火山影響等、その他自然災害対応教育	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生時の措置に関すること 内部溢水発生時の措置に関すること 火山影響等及びその他自然災害発生時の措置に関すること 	1回/年以上	全所員(所長を除く)	防災課	
	有毒ガス発生時の対応教育	<ul style="list-style-type: none"> 有毒ガス発生時の措置に関すること 	1回/年以上	全所員(所長を除く)	安全管理第二課	
	燃料取替教育	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設保安規定及び法令等の遵守※1 燃料管理 非常の場合に講ずべき処置に関すること(緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること) 	都度	燃料取替の業務に関わる者	係修第二課	
	使用前事業者検査に係る教育(全体教育)	<ul style="list-style-type: none"> 使用前事業者検査の意義、検査項目、運用要領、品質保証活動等検査全般に関すること 	1回/年以上	使用前事業者検査の実施に関わる者	安全品質保証統括科室 技術第二課	
定期事業者検査に係る教育(全体教育)	<ul style="list-style-type: none"> 定期事業者検査の意義、検査項目、運用要領、品質保証活動等検査全般に関すること 	1回/年以上	定期事業者検査の実施に関わる技術系職員※2	技術第一課		

※1: 総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録及び報告に関する規則の概要及び法令等の遵守

※2: 係修第二課員、安全管理第二課員、技術第二課員、土木建築課員、防災課員、安全品質保証統括科室員をいう。

⑨-2

別表2 所員への保安教育一覧表

(3/3)

区分	名称	内容	実施時期	対象者	主管箇所	備考
社内	運転訓練 コアミタリコース	・シミュレータ訓練 (直員連携訓練)	2回/3年*	運転員、特重施設要員	原子力訓練 センター	* 保安規定 における 教育項目 及び教育 時間を3 年間で満 足するこ とを意味 する。 * * いずれか のコース を実施す ることを 意味する。
	運転訓練 スタウンダーコース	・シミュレータ訓練 (起動停止・異常時・警報発生時対応訓練)	1回/3年**	原子炉運転員、タービン電気 運転員、原子炉運転員教育訓 練員、タービン電気運転員教 育訓練員		
	運転訓練 テクニカルコース	・シミュレータ訓練 (起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練)	2回/3年**	当直課長、副長、当直主任、 原子炉運転員、タービン電気 運転員		
社外	原子力発電訓練 センター教育 (再訓練一般コース)	・シミュレータ訓練	1回/3年**	原子炉運転員、タービン電気 運転員 (初期訓練修了者)	発電第二課 原子力発 電訓練セン ター	
	原子力発電訓練 センター教育 (再訓練上級コース)	・シミュレータ訓練	1回/3年**	当直課長、副長、当直主任、 原子炉運転員、タービン電気 運転員 (初期訓練修了者)		
	原子力発電訓練 センター教育 (再訓練監督者コース)	・シミュレータ訓練	1回/3年**	当直課長、副長、当直主任		

玄海原子力発電所 保修訓練実施要領

〔 制 定 平成15年11月 1日 〕
〔 最終改正 2021年10月14日 〕

(抜 粋)

九州電力株式会社
玄海原子力発電所

玄海原子力訓練センターにおける保修訓練の基本方針

1. 保修訓練の基本方針

訓練センターで行う保修訓練は、原則として実技を主体に実施する。

- (1) 玄海原子力発電所の安全・安定運転を目指し、実践的な教育訓練を実施する。
- (2) 若年技術者の早期育成と中堅技術者の専門分野の拡大及び技術のより一層の向上を図る。
- (3) 訓練センターが行う教育訓練は、「職場内で実施する職場内教育（OJT）を補完するOFF-JT」の立場で要員養成に必要な技術及び技能向上に係る支援を行う。
- (4) 協力会社従業員の教育訓練に対して積極的に支援を行う。

2. 保修訓練コースの設定

設備・装置・機器の基礎知識及び訓練設備を使用した分解・組立・調整等の実習により、設備管理課員、保修第二課員としての基礎から専門的な技能を習得させることを目的として次の3コースを設定する。

訓練コース	対象者(目安)	目的
保修訓練基礎コース	(設備管理課員) (保修第二課員) ・基礎教育受講者 ・転入社員	設備管理課員、保修第二課員として必要な非破壊検査、計測器の取扱い、シーケンスの読み方などの技能の習得並びに設備に関する基礎的な知識の習得を図る。
保修訓練保全コース	(設備管理課員) (保修第二課員) 基礎教育 受講者	各種訓練設備を利用した分解・組立及び点検調整の実習を通して基礎的な保全技術の習得を図る。 また、トラブル事例研修によりトラブル防止に対する意識高揚を図る。
保修訓練専門コース	(設備管理課員) (保修第二課員) 初級教育 修了者	各種訓練設備を利用した分解・組立及び点検調整の実習を通して実践的な保全技術の習得を図る。

3. 設備管理課員、保修第二課員以外の技術系所員及び協力会社従業員の保修訓練

- (1) 技術系所員を対象に、保修訓練コースの中から必要な講義を行い、保修に関する認識と理解を深める。
- (2) 協力会社従業員も同様に当所で実施する教育訓練への参加と独自に設定した教育訓練をもって、より一層の保修技術の向上を図る。

⑨-3

⑨-8

4. 設備管理課員、保修第二課員の教育訓練体系（次頁）

添付-2

必修訓練コースと教育訓練内容

(1/4)

コース	カリキュラム	教育訓練内容	期間	
必修訓練 基礎 コース	共通	1. 原子力関係法令教育	原子力発電所において業務遂行上関係する使用前事業者検査、設計及び工事計画認可、溶接検査等に関する法令および指針について習得する。	1日
		2. シーケンス回路	必修業務遂行に必要なシーケンスの基礎を習得する。 (実機を想定したインターロック処置の演習を含む。)	1日
		3. 非破壊検査-I (概要、PT編)	非破壊検査 (PT, MT, UT, RT, ECT) の基礎知識を習得する。また、PTについて検査実習により検査の良否判定ができる程度の技術を習得する。	2日
		4. 振動の基礎	振動の理論、応用及び振動に起因するトラブル事例、処置等について、基礎知識を習得する。	1日
		5. 溶接検査に係る教育	溶接検査に係る知識を習得する。	1日
		6. 危険体感研修	作業時に想定される危険状態を体感することで、安全対策の重要性を浸透させる。	半日
	機械	1. 工具、計測器の取扱い (機械編)	日常作業において使用する工具、計測器 (騒音計、酸欠計、風量計ほか) の機能、取扱い方法を習得する。	1日
		2. 熱交換器教育	熱交換器の構造、機能及び点検要領等について、基礎知識を習得する。	2日
		3. ポンプの基礎	ポンプの構造、機能等について、基礎知識を習得する。	1日
	電気・制御	1. 一般計器概要と校正-I	必修業務遂行上、必修頻度の多い計器類の構造や機能を理解するとともに、校正の実務を習得する。	2日
		2. 工具、計測器の取扱い (電気・制御編)	日常の必修作業において、使用頻度の多い工具及び計測器の使用要領を実習を通して取扱いを習得する。	1日
		3. シーケンス関係発電所合同研修	シーケンス実習やインターロック処置演習等を通して、より実践的なシーケンス関係知識・技量を習得する。	3日
	必修訓練 保全 コース	共通	1. 非破壊検査-II (RT・MT編)	非破壊検査のうちRT, MTの基礎知識を習得する。また、検査実習により検査の良否判定ができる程度の技術を習得する。
2. 非破壊検査-III (UT編)			非破壊検査のうちUTの理論の習得及び検査実習により実践的な保全技術を習得する。	3日
3. 非破壊検査-IV (ECT編)			非破壊検査のうちECTの基礎知識を習得する。また、検査の良否判定ができる程度の技術を習得する。	2日
4. 溶接実習			溶接概要、溶接工法の習得及び簡単な溶接実習により、溶接に関する知識・技術を習得する。	2日
5. トラブル事例			国内外のトラブル事例を紹介し、その対策と再発防止に対する理解を深める。	半日

(注) 期間は、目安とし必修訓練実施時の状況に応じて設定する。

必修訓練コースと教育訓練内容

(2/4)

コース	カリキュラム	教育訓練内容	期間
機 械 全 コ ー ス	1. ポンプ分解点検-Ⅱ (横型単段ポンプ)	ポンプの構造、機能などの理解を深めて、運転中の保守及び定期事業者検査に対応できる技術を習得する。	3日
	2. 一般弁分解点検-Ⅰ (玉型弁、仕切弁、安全弁他)	弁の構造、機能などの理解を深めて、運転中の保守及び定期事業者検査に対応できる技術を習得する。	3日
	3. 一般弁分解点検-Ⅱ (ドレントラップ)	同 上	1日
	4. 電動弁分解点検 (駆動部)	電動弁の構造、機能などの理解を深めて、運転中の保守及び定期事業者検査に対応できる技術を習得する。	2日
	5. 空気作動弁分解点検	空気作動弁の構造、機能などの理解を深めて、運転中の保守及び定期事業者検査に対応できる技術を習得する。	3日
	6. センターリング実習	ポンプ分解組立時のポンプ・モータ間のセンターリングに関して実習を行い、センターリングの方法と技術を習得する。	2日
	7. トルク管理実習	各種締付作業におけるトルク管理の目的、考え方、トルク値などの理解を深め、管理要領を習得する。	1日
	8. ベルゾナ補修実習	ベルゾナ補修について、その方法を理解するとともに実習により応急処置の技術を習得する。	1日
	9. 配管サポート点検	配管サポートの構造、機能などの理解を深めて、運転中の保守及び定期事業者検査に対応できる技術を習得する。	2日
	10. 回転機器振動計測、バランシング実習	回転機器を用いて振動計測、バランシングの技術を習得する。	3日
電 気	1. 中型電動機分解点検 (縦型電動機)	電動機の構造、機能などの理解を深めて、運転中の保守及び定期事業者検査に対応出来る技術を習得する。	5日
制 御	1. 制御器PIDの調整	制御器PIDの調整について動作と調整要領を学び、ループ設備による実習を通してプロセス計装の調整技術を習得する。	2日
	2. 制御弁の取扱い	制御弁及び付属品の構造、機能を理解し、ループ設備による実習を通して点検、調整の技術を習得する。	2日
	3. 一般計器概要と校正-Ⅱ	一般計器の原理、機能を理解するとともに、ループ設備による実習を通して校正要領の技術を習得する。	3日
	4. ケーブル端末、導管継手処理	必修作業に必要なケーブル端末処理と導管継手処理要領を実習により作業管理上の技術を習得する。	1日

保守訓練コースと教育訓練内容

(3/4)

コース	カリキュラム	教育訓練内容	期間	
保 修 訓 練 専 門 コ ー ス	機 械	1. 蒸気発生器点検	S/Gの構造、機能及び1次側水室部のマンホール取扱作業等に関する理解を深めて、保守及び定期事業者検査に対応できる技術を習得する。	3日
		2. 原子炉容器点検	原子炉容器の構造、機能及び上蓋廻りの各種作業に関する理解を深めて、保守及び定期事業者検査に対応できる技術を習得する。	3日
		3. RCP軸シール分解点検	軸シールの構造、機能及び分解組立に関する理解を深めて、保守及び定期事業者検査に対応できる技術を習得する。	3日
		4. C/V 全体漏えい率検査	C/V LRTの実施要領について、講義を通して理解を深める。	1日
		5. 供用期間中検査-I (全般、UT編)	ISI・PSIについての考え方、法体系、検査の計画及び方法等についての理解と実機を想定した模擬配管を用いてUTの実習を行い、実技面における理解も深める。	2日
		6. 燃料取扱設備実習	クレーン、燃料取扱工具の構造、機能及び模擬燃料を使用したピットクレーン運転操作実習で燃料取扱各種作業の技術を習得する。	2日
		7. タービン点検	タービンの構造、センターリング方法、振動管理の技術を講義及び模型分解組立により習得する。	3日
		8. ディーゼル機関点検	ディーゼル機関の構造、機能及び分解点検方法を講義を通して理解を深める。	2日
電 気		1. 大型電動機分解点検 (縦型)	電動機の構造、機能などの理解を深めて、運転中の維持管理及び定期事業者検査に対応できる技術を習得する。	5日
		2. 大型電動機分解点検 (横型)	同 上	4日
		3. しゃ断器精密点検-I (M/C)	しゃ断器の精密点検に対する理解を深めて、運転中の維持管理及び定期事業者検査に対応できる技術を習得する。	4日
		4. 直流電源装置点検	直流電源装置の構造、機能を理解し運転中の維持管理及び定期事業者検査に対応できる技術を習得する。	2日

保守訓練コースと教育訓練内容

(4/4)

コース	カリキュラム	教育訓練内容	期間
保守訓練専門コース	1. 発電機AVR保守点検	発電機自動電圧調整装置の原理や機能を理解し、実習により定期事業者検査時の校正方法及びトラブルシューティングを行い、必要な保全技術を習得する。	4日
	2. 原子炉制御保護装置保守点検	原子炉制御保護装置の原理や機能を理解し、実習により定期事業者検査時の試験・調整及びトラブルシューティングを行い、必要な保全技術を習得する。	5日
	3. 制御棒制御装置保守点検	制御棒制御装置の原理や機能を理解し、実習により定期事業者検査時の校正方法及びトラブルシューティングを行い、必要な保全技術を習得する。	5日
	4. 炉外核計装装置保守点検	炉外核計装装置の原理や機能を理解し、実習により定期事業者検査時の校正方法及びトラブルシューティングを行い、必要な保全技術を習得する。	4.5日
	5. 放射線監視装置保守点検	放射線監視装置の原理や機能を理解し、実習により定期事業者検査時の校正方法及びトラブルシューティングを行い、必要な保全技術を習得する。	4日
	6. タービン監視装置保守点検	タービン監視装置の原理や機能を理解し、実習により定期事業者検査時の校正方法及びトラブルシューティングを行い、必要な保全技術を習得する。	4日
	7. 原子炉安全保護装置保守点検	原子炉安全保護装置のドキュメントの読み方や機能を理解し、実習により定期事業者検査時のロジック検査及びトラブルシューティングを行い必要な保全技術を習得する。	4日

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定 (要則)

制 定	昭和 49 年 12 月 16 日
最終改正	2022 年 4 月 1 日 原発本則第 10 号～13
主管箇所	原子力発電本部 原子力発電グループ

(抜 粋)

6 資源の管理

6.1 資源の確保

保安に関する組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。

- (1) 要員
- (2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系
- (3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）
- (4) その他必要な資源

6.2 要員の力量の確保及び教育訓練

- (1) 保安に関する組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。
- (2) 保安に関する組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて次に掲げる業務を行う。
 - a 要員にどのような力量が必要かを明確に定める。
 - b 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）を講ずる。
 - c 6.2(2)bに基づく措置の実効性を評価する。
 - d 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。
 - (a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献
 - (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
 - (c) 原子力の安全に対する当該業務の重要性
 - e 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

7.1 個別業務に必要なプロセスの計画

- (1) 保安に関する組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画（規定文書に基づき作成される各種手順書類を含む。）を策定する（4.1(2)cの事項を考慮して計画を策定することを含む。）とともに、そのプロセスを確立する。
- (2) 保安に関する組織は、7.1(1)で策定した計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。
- (3) 保安に関する組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。
 - a 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果。この起こり得る結果には、組織の活動として実施する次の事項を含む。
 - (a) 当該策定又は変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価
 - (b) 当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置

品質マニュアル (基準)

制 定	平成15年11月 1日	原発本則第209号
最終改正	2022年 7月 1日	原発本則第209号~19
主管箇所	原子力発電本部 品質保証グループ	

(抜 粋)

原子力総括部門
安全・品質保証部門
原子力管理部門
原子力建設部門
原子力技術部門
廃止措置統括部門
原子力土木建築部門
資材調達部門
原子燃料部門
原子力地域コミュニケーション部門

6. 資源の運用管理

6.1 資源の提供

各部長は各グループ長に指示し、原子力安全を確実なものにするために必要な次の事項に係る資源を明確にし、確保し、管理する。

- (1) 要員
- (2) インフラストラクチャ

本店原子力部門の各部長及び各グループ長は、発電所組織が原子力安全の達成のために必要な原子力施設を明確にし、維持管理するために、本店原子力部門で必要となる業務を実施する。原子力安全の達成のために必要な原子力施設は、発電所組織が「保守基準」及び「土木建築基準」に基づき定める品質重要度分類に示す設備とする。

また、各部長及び各グループ長は、発電所組織が原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャを維持するために、本店組織で必要となる業務を実施するとともに、本店組織において原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャを「7.1 業務の計画」で明確にし、提供し、維持する。

- (3) 作業環境

本店原子力部門の各部長及び各グループ長は、発電所組織が原子力安全の達成のために必要な作業環境を明確にし、運営管理するために、本店原子力部門で必要となる業務を実施する。なお、「原子力安全の達成のために必要な作業環境を明確にし、運営管理する」とは、発電所組織において保安活動を実施するために必要な作業環境を明確にし、その作業環境を適切に整備することをいう。

この作業環境には作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。

- (4) その他必要な資源

⑨ - 5

6.2 要員の力量の確保及び教育・訓練

- (1) 各部長及び各グループ長は、力量を有する者を要員に充てる。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。
- (2) 原子力発電本部長、各部長及び各グループ長は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、原子力運営グループ長が作成し原子力管理部長が制定する「教育訓練基準」に基づき、次の事項を実施する。
 - a) 要員に必要な力量を明確にする。
 - b) 要員の力量を確保するために、教育・訓練又は他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）をとる。

- c) 教育・訓練又は他の措置の有効性を評価する。
- d) 要員が、自らが行う業務について次の事項を認識することを確実にする。
 - (a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献
 - (b) 品質マネジメントシステムの有効性を維持するための自らの貢献
 - (c) 原子力安全に対する当該業務の重要性（品質マネジメントシステム要求事項に適合しないことの意味を含む。）
- e) 原子力運営グループ長及び調査・計画グループ長は、要員の力量及び教育・訓練（訓練の受講実績を含む。）、技能（資格を含む。）及び経験（職歴を含む。）並びにその他の措置について該当する記録を維持する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

6.3 組織の知識

- (1) 各部長及び各グループ長は、保安活動の運用に必要な知識、並びに原子力安全を達成するために必要な知識を以下のとおり明確化し、維持し、必要な範囲で利用できる状態にする。これらの知識は、保安活動に必要な技術的、人的及び組織的側面に関する知識が含まれる。
 - a) 「教育訓練基準」に基づき評価する力量
 - b) 「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」に従い管理する文書及び記録
- (2) 各部長及び各グループ長は、変化するニーズ及び傾向に取り組む場合、現在の知識を考慮し、必要な追加の知識及び要求される更新情報を「7.2 業務・原子力施設に対する要求事項に関するプロセス」にて明確化し、業務・原子力施設に対する要求事項のレビューの結果、知識が不足する場合には必要な処置をとる。

玄海原子力発電所の教育訓練実績（令和3年度）

1. 共通項目

研 修 名		受講者数*	
新入社員教育	原子力発電本部（原子力新入社員教育）	25	[25] (0)
集合教育	保安規定教育	594	[594] (0)
	防災教育	593	[593] (0)
	安全協定教育	588	[588] (0)
	消防訓練（防火・防災対応）	1983	[1752] (231)
	避難、救助訓練	670	[580] (90)
	原子力防災訓練	580	[580] (0)
	アクシデントマネジメント教育	1190	[818] (372)

※：〔〕内は社員、（）内は協力会社社員の受講者数を示す。

2. 運転関係（シミュレータ訓練）

研 修 名		受講者数
運転訓練ファミリーコース （4ループ）	シミュレータ訓練（直員連携訓練）	244
運転訓練スタンダードコース （4ループ）	シミュレータ訓練 （起動停止・異常時・警報発生時対応訓練）	42
運転訓練テクニカルコース （4ループ）	シミュレータ訓練 （起動停止・異常時・警報発生時の対応・ 判断・指揮命令訓練）	44

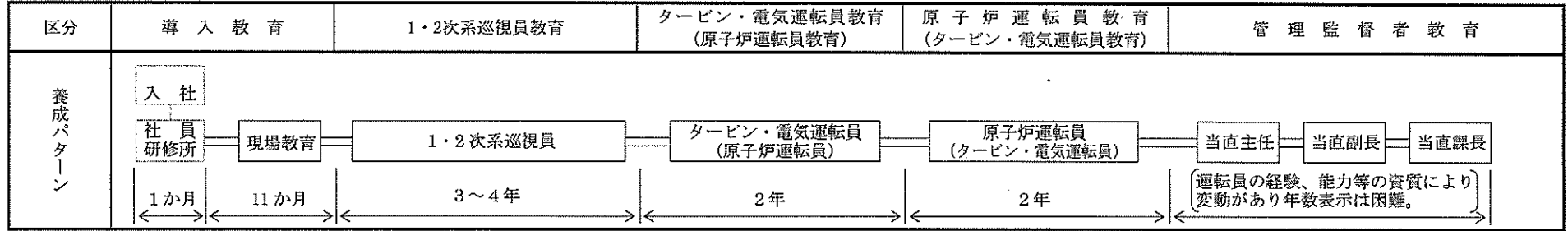
玄海原子力発電所 保安教育実績 抜粋（令和3年度）

(6) 原子炉施設保安規定等に関する教育

	教育訓練名	内 容	対 象 者	実 施 時 期	人 員	主 催 者
社 内 研 修	入 所 時 教 育	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法に関連する法令の概要及び法令等の遵守 ・原子炉のしくみ ・原子炉容器等主要機器の構造に関すること ・原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること ・非常時の場合に講ずべき処置の概要 	転入社員全員（新入社員を含む、所長は除く）	発電所新規配属時	75名	玄海原子力発電所
	放射線業務従事者指定時等の放射線管理教育(a・b)	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線防護に関する基礎的知識 ・放射線防護に関する実務的知識 	放射線業務従事者へ指定する者	発電所新規配属時再教育は1回/3年	49名	玄海原子力発電所
	保 安 規 定 教 育	<ul style="list-style-type: none"> ・保安規定の総則、品質保証、保安管理体制及び評価、保安教育、記録及び報告に関すること及び法令等の遵守 ・保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録 	全所員（所長は除く）	1回/年	594名	玄海原子力発電所
	放 射 線 防 護 教 育	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理に関すること 	放射線業務従事者	1回/年	860名	玄海原子力発電所
	ア ク シ デ ン ト マ ネ ジ メ ン ト 教 育	<ul style="list-style-type: none"> ・炉心損傷事故の内容及び対処方法等 	全所員（所長は除く）	1回/年	818名	玄海原子力発電所
	防 災 教 育	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制、防災組織及び活動 ・防災関係設備 	全所員（所長は除く）	1回/年	593名	玄海原子力発電所
	燃 料 取 替 教 育	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉施設保安規定及び法令等の遵守 ・燃料管理 ・非常の場合に講ずべき処置に関すること 	燃料取替の業務に関わる者	都 度	31名	玄海原子力発電所

教育訓練プログラムの概要（イメージ）

運転員の基本的な養成パターン



研修区分	新入社員研修	運 転 員 研 修	当直主任研修	管 理 職 研 修
教 育 体 系	(備) 原子力発電 訓練センター ↓ 原子力訓練センター	初期訓練コース 再訓練一般コース 再訓練上級コース 再訓練実技試験コース	再訓練監督者コース	再訓練SA訓練強化コース、運営SAコース
		運転訓練導入コース 運転訓練スタンダードコース 運転訓練テクニカルコース 運転訓練ファミリーコース		
		入所時教育、放射線業務従事者指定時等の放射線管理教育、保安規定教育、保安規程教育、保安規定研修 アクシデントマネジメント教育、放射線防護教育、防災教育、緊急処置訓練、原子力防災訓練、事故防止管理教育、作業時操作訓練 など		
		新入社員教育 転入社員教育 電力系統運用技術研修 管理監督者教育		
		新入社員教育		新任管理職研修
その他研修		資 格 取 得 研 修		

教育訓練プログラムの概要（イメージ）

保守員の基本的な養成パターン

区分	保守員教育	
養成パターン	運転員等実務経験	副長、課長
	← (保守員の経験、能力等の資質により変動があり年数表示は困難。) →	

研修区分		
教育体系	原子力訓練センター	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保守訓練基礎コース</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 100px;">保守訓練保全コース</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 150px;">保守訓練専門コース</div>
	三菱重工	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保守技能研修(一次系・二次系・ポンプ設備)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 100px;">品質管理研修</div>
	三菱電機	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保守技能研修(計測制御設備)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 100px;">保守技能研修(電気設備)</div>
	技術研修	<p>入所時教育、放射線業務従事者指定時等の放射線管理教育、保安規定教育、保安規程教育、保安規定研修 燃料取替研修、アクシデントマネジメント教育、放射線防護教育、防災教育、原子力防災訓練 など</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 100px;">初級教育</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 150px;">中堅教育</div>
	一研 般修	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 150px;">新任管理職研修</div>
	その 他修	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 100px;">資格取得研修</div>

本店及び玄海原子力発電所における各年度の社外教育訓練受講者数

教育訓練名	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	備 考
<本店>						
原子炉工学特別講座	0	0	0	0	0	
原子力安全に関する特別セミナー	0	2	2	0	0	
I S O 9 0 0 1 関係セミナー	0	4	0	0	1	
安全解析教育	0	4	0	0	0	
放射性物質安全輸送講習会	0	0	0	0	0	
保障措置セミナー	4	1	0	0	0	
「計量管理報告書」等の記載要領講習会	0	0	0	0	0	
炉物理試験シミュレータ訓練	0	1	0	1	0	
核設計実習	0	0	0	0	0	
軽水炉燃料に関する技術セミナー	0	0	0	0	0	
東京大学大学院工学系研究科原子力専攻派遣	2	2	2	2	2	
<玄海原子力発電所>						
原子力発電訓練センター教育 (再訓練一般コース)	12	12	9	3	6	
〃 (再訓練上級コース)	12	19	16	0	8	
〃 (再訓練監督者コース)	37	33	24	15	12	
原子炉研修一般課程	0	0	0	0	0	
放射線防護基礎コース	0	1	2	0	1	
原子炉工学特別講座	0	4	6	0	6	
原子力発電訓練センター教育 (初期訓練コース)	8	10	12	7	4	
〃 (再訓練実技試験コース)	3	7	15	9	9	
保修技能研修 (1次系設備)	3	2	0	0	0	
〃 (2次系設備、ポンプ設備)	2	1	0	0	0	
〃 (制御設備)	2	1	0	0	0	
〃 (電気設備)	11	8	0	0	2	
品質管理研修	3	2	0	0	0	
放射線主任技術者定期講習	1	0	1	0	1	

玄海原子力発電所における訓練実績（重大事故等対応を含む）

⑨-9

訓練内容		令和3年度 訓練実績（回）
個別訓練	事故時の運転操作訓練	657
	発電機車等による電源供給訓練	50
	可搬型ポンプ等による冷却水供給訓練	80
	がれき撤去訓練	0
	対応要員の召集訓練	26
	その他事故対応訓練	171
総合訓練		26

特重施設による対応のための要員の教育・訓練について

防護上の観点から公開できないため、資料番号「HB-3-2-0」に記載します。

発電用原子炉主任技術者の職位及び他の職位と兼務する場合の考え方

発電用原子炉主任技術者（以下「炉主任」という。）の職位は原子炉保安監理担当であることを定め、運用している。原子炉保安監理担当の位置づけ及び他の職位との兼務については、以下の考え方である。

1. 原子炉保安監理担当の位置づけ

- ・原子炉保安監理担当の職務は、発電用原子炉施設における炉主任として、発電用原子炉施設の保安の監督を行うことである。
- ・原子炉保安監理担当である炉主任は、保安上必要な場合、運転に従事する者（発電所長を含む。）へ必要な指示を行うことができるよう、独立性確保の観点から、社長が選任し配置している。

2. 他の職位と兼務する場合の職位について

- ・原子炉保安監理担当を発電所の他の職位と兼務させる場合、平常時及び非常時において、その職位に基づく判断と、炉主任としての保安の監督を誠実に行うための判断が相反する立場への配置は除く必要がある。そのため、兼務することのできる職位を発電用原子炉施設の運転に直接権限を有しない安全品質保証統括室副室長及び原子力訓練センター所長としており、自らの職位と炉主任の職務である保安の監督との直接的な関連がないことから、適切に職務を遂行できると考えられる。

以上